

令和 7 年度  
自 己 点 検 評 価 書

令和 7（2025）年 10 月

身延山大学

## 目 次

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 . . . . . | 1  |
| II. 沿革と現況 . . . . .                        | 2  |
| III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 . . . . .          | 5  |
| 基準 1. 使命・目的等 . . . . .                     | 5  |
| 基準 2. 内部質保証 . . . . .                      | 9  |
| 基準 3. 学生 . . . . .                         | 24 |
| 基準 4. 教育課程 . . . . .                       | 53 |
| 基準 5. 教員・職員 . . . . .                      | 68 |
| 基準 6. 経営・管理と財務 . . . . .                   | 78 |
| IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価 . . . . .          | 87 |
| 基準 A. 社会貢献 . . . . .                       | 87 |

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

学校法人身延山学園身延山大学（以下、「本学」という。）は日蓮宗総本山身延山久遠寺を母体として、平成6年12月に文部省（現・文部科学省）より設立認可を受けた。前身の身延山短期大学・身延山専門学校・西谷檀林までさかのぼれば、460年を超える歴史を持つ教育機関である。

本学の建学の精神は、昭和25年に定められた当時の身延山短期大学の建学の精神をより具体化させ、「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、日蓮聖人の立正安国の精神に則り、健全なる社会人として、広い視野に立った専門教育を施し、学術の理論及び応用を教授研究して、社会のために身を以て尽くすことの出来る人間の養成を目的とする」と、身延山大学学則（以下、「学則」という。）第1条に明記している。

開学当初は仏教学部仏教学科のみの1学部1学科の単科大学であったが、仏教学科のみでは建学の精神に謳われている「社会のために身を以て尽くすことの出来る人間の養成」に充分に応え得ないという反省から、平成17年に仏教学部に仏教福祉学科を新設し、社会福祉の分野に特化して、社会に貢献できる人財の育成を目指して、仏教学部に仏教学科・仏教福祉学科の2学科を擁した。なお、仏教福祉学科は平成22年に福祉学科と改称した。

しかし、社会福祉や介護福祉の分野に進もうとする入学者の減及び文部科学省からの助言もあり、平成29年より福祉学科の新入学者を募集停止とし、仏教学科（日蓮学専攻・仏教芸術専攻・福祉学専攻）のみの単学科で定員数を40名から10名減の30名とし、令和5年より仏教学科の「仏教芸術専攻」を募集停止し、「日蓮学専攻」「文学・芸術専攻」「福祉学専攻」に再分割した。

本学は、日蓮聖人の立正安国（正しい教えにより、人々を安寧に導き、平和な世界を実現すること）の精神を具体化するために、教育基本法・学校教育法等に基づき、社会に有為な人財育成をすることが目的であり、本学の使命でもある。この使命・目的を実現するため、本学は具体的な教育方針を次のように定めている。

檀林時代から短期大学時代までの学是であった日蓮聖人の「行学の二道」に由来する「給仕・行法・学問」の三本柱を「奉仕（給仕）と貢献・実践（行法）・智慧（学問）」と置き換え、現在はこの教育方針に基づき「社会貢献・地域貢献・国際貢献」を新たな3つの柱として大学・学部教育を行っている。具体的な展開として、平成29年度（入学定員30名）からは、学生が持っている専門知識を引き出す能動的教育へ転換する、徹底した個人指導と演習を併用した授業を展開して、パートナーシップに基づく教員と学生間の高度な共鳴教育を実施している。学修支援においても、教職員は学生一人ひとりの知識と個性を把握し、学生の将来計画に応じたきめの細かい対応を行っている。

日蓮学専攻では、仏教の思想や歴史を基礎に日蓮教学を学び高い実践力を持つエキスパートを育成し、仏教思想や歴史、日蓮教学の基本を理解していくと同時に、実習を通じて、僧侶になった時に役立つ法要の実践的な技術や、寺院運営の知識等も学び、「日蓮学系」「仏教学系」「仏教実践系」の3つの科目で、理論と実践をバランスよく学び、現代に即応できる宗教者のリーダーを育てることを目的としている。

文学・芸術専攻では、様々なジャンルの表現活動や学究を含む広義の「文学」と、主に仏教に関わる芸術を扱う。「仏教芸術系科目」では仏教美術や仏像彫刻の制作・修復等を、「文学・歴史学系科目」では文学や歴史学を学び、学芸員資格取得のための「博物館学系

科目」では博物館や寺院での学外実習も行う。さらに「社会教育系科目」では、主体的な「学び」の機会を提供し地域づくりを推進する社会教育士の資格取得を目指し、文学、仏教彫刻、音楽、絵画、多彩な分野から文学・芸術のファシリテーターを育成することを目的としている。

福祉学専攻では、仏教思想を基盤として、福祉の現場が必要とする知識と技術を体系的に学び、ハンディキャップのある人もない人も同じような満足が得られる社会を実現する福祉の専門家を育てる。心の問題や死についても向きあえる講義を通じて、福祉の現場に携わる専門家としての基本的な姿勢と精神を培い、これからの地域社会が必要とする社会福祉のエキスパートやファシリテーターを育成することを目的としている。

## Ⅱ. 沿革と現況（令和7年度）

### 1. 本学の沿革

学校法人身延山学園（以下、「身延山学園」という。）の淵源は、日蓮聖人が西谷の御草庵においてはじめられた講学にさかのぼる。後の弘治2（1556）年に身延山第14世善学院日鏡上人が身延山の西谷に「仏教の学問所」を設けて「善学院」と称し、学問の興隆に努めたことに求められる。

|                   |                                            |
|-------------------|--------------------------------------------|
| 弘治 02（1556）年 00 月 | 西谷に「善学院」開設                                 |
| 慶長 09（1604）年 00 月 | 西谷檀林を開設（身延山第22世日遠上人代）                      |
| 明治 07（1874）年 00 月 | 身延檀林と改称（身延山第73世日薩上人代）                      |
| 明治 26（1893）年 00 月 | 祖山大学院を創設（身延山第76世日阜上人代）                     |
| 明治 35（1902）年 00 月 | 小檀林、4年制の小学林に変遷                             |
| 明治 38（1905）年 00 月 | 祖山学院と改称                                    |
| 明治 45（1912）年 00 月 | 祖山学院と小学林を合併、高等部・中等部の2科を設立                  |
| 大正 03（1914）年 00 月 | 専門学校令に準拠、文部大臣の許可を得る                        |
| 昭和 11（1936）年 00 月 | 祖山学院高等部を祖山学院、中等部を祖山中学林と改称                  |
| 昭和 16（1941）年 00 月 | 祖山学院を身延山専門学校、祖山中学林を祖山中学へ昇格                 |
| 昭和 23（1948）年 00 月 | 祖山中学を身延山高等学校へ昇格                            |
| 昭和 24（1949）年 00 月 | 身延山専門学校を身延山短期大学（宗教科2年制）へ昇格                 |
| 昭和 29（1954）年 00 月 | 教育職員免許状授与資格許可（中学社会二種・中学宗教二種）               |
| 昭和 30（1955）年 00 月 | 3年制短期大学設置認可                                |
| 昭和 42（1967）年 10 月 | 身延山短期大学・高校校舎（現・身延山大学本館）完成                  |
| 昭和 63（1988）年 11 月 | 身延山短期大学学園図書館（現・身延山大学附属図書館）完成               |
| 平成 06（1994）年 07 月 | 身延山高等学校校舎完成                                |
| 平成 06（1994）年 12 月 | 身延山大学仏教学部仏教学科設置認可                          |
| 平成 07（1995）年 04 月 | 身延山大学仏教学部仏教学科開学                            |
|                   | 身延山学園図書館を身延山大学附属図書館に名称変更                   |
| 平成 08（1996）年 02 月 | 身延山大学仏教学部教育職員免許状授与課程認可（高校公民一種<br>中学高校宗教一種） |
| 平成 08（1996）年 03 月 | 身延山大学博物館学芸員資格取得授与課程届出                      |

身延山大学

|                     |                                                                                                         |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 08 (1996) 年 11 月 | 身延山大学社会教育主事資格取得授与課程届出                                                                                   |
| 平成 10 (1998) 年 10 月 | 身延山大学学生食堂完成                                                                                             |
| 平成 11 (1999) 年 04 月 | 身延山大学仏教学部仏教学科内に「仏教探求コース」「仏教教養コース」の2コース制を導入                                                              |
| 平成 12 (2000) 年 09 月 | 世界遺産「ラオス ルアンパバーン仏像調査修復プロジェクト」(現「ラオス世界遺産仏像修復プロジェクト」)開始                                                   |
| 平成 16 (2004) 年 10 月 | 実習棟「扶蔬館」完成                                                                                              |
| 平成 16 (2004) 年 12 月 | 身延山大学仏教学部仏教福祉学科届出受理<br>介護福祉士養成施設等の指定内示(関東信越厚生局)<br>指定保育士養成施設の指定内示(関東信越厚生局)                              |
| 平成 17 (2005) 年 03 月 | 社会福祉士国家試験に係る指定科目読替受理                                                                                    |
| 平成 17 (2005) 年 04 月 | 身延山大学仏教学部仏教福祉学科(介護福祉コース・児童福祉コース)開設、仏教学科(入学定員20名)・仏教福祉学科(入学定員20名)の2学科4コース制導入                             |
| 平成 18 (2006) 年 04 月 | 身延山大学仏教学部仏教福祉学科教育職員免許課程認可(高校福祉一種)<br>身延山学園450年誌『知恩報恩』発刊                                                 |
| 平成 19 (2007) 年 04 月 | 仏教学科を「宗学コース」「文化コース」に分割                                                                                  |
| 平成 21 (2009) 年 03 月 | 大韓民国「金剛大学校」と友好交流協定を締結                                                                                   |
| 平成 21 (2009) 年 04 月 | 仏教福祉学科を「福祉学コース」「こども学コース」に再分割                                                                            |
| 平成 22 (2010) 年 04 月 | 仏教福祉学科を福祉学科に改組                                                                                          |
| 平成 26 (2014) 年 03 月 | (公財)日本高等教育評価機構大学機関別認証評価受審「適合」                                                                           |
| 平成 27 (2015) 年 04 月 | 大学本館耐震補強工事着工                                                                                            |
| 平成 28 (2016) 年 02 月 | 身延山大学創立20周年記念式典挙行<br>大学本館耐震補強工事完成                                                                       |
| 平成 29 (2017) 年 04 月 | 福祉学科を募集停止<br>仏教学部仏教学科(入学定員30名)に改組し、「日蓮学専攻」「仏教芸術専攻」「福祉学専攻」の3専攻制導入(コース制を廃止)<br>身延山大学介護福祉士実務者学校設置(関東信越厚生局) |
| 令和 2 (2020) 年 03 月  | 福祉学科を廃止                                                                                                 |
| 令和 3 (2021) 年 03 月  | (公財)日本高等教育評価機構大学機関別認証評価受審「適合」                                                                           |
| 令和 5 (2023) 年 03 月  | 仏教学科の「仏教芸術専攻」を募集停止し、「日蓮学専攻」「文学・芸術専攻」「福祉学専攻」に再分割                                                         |

## 2. 本学の現況

### ・大学名

学校法人身延山学園身延山大学

### ・所在地

山梨県南巨摩郡身延町身延 3567 番地

・学部構成（令和 7 年 5 月 1 日現在）

仏教学部

仏教学科

日蓮学専攻

文学・芸術専攻

福祉学専攻

・学生数、教員数、職員数（令和 7 年 5 月 1 日現在）

[学生数]

| 年度                | 学科名  | 専攻名<br>コース名 | 入学<br>定員 | 1 年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 | 小計 | 合計 |
|-------------------|------|-------------|----------|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 令和 7 年度<br>以降入学者  | 仏教学科 | 日蓮学専攻       | 30       | 4   | 0   | 4   |     | 8  | 17 |
|                   |      | 文学・芸術専攻     |          | 4   | 0   | 0   |     | 4  |    |
|                   |      | 福祉学専攻       |          | 5   | 0   | 0   |     | 5  |    |
| 平成 31 年度<br>以降入学者 | 仏教学科 | 日蓮学専攻       | 30       | 3   | 9   | 11  | 8   | 31 | 53 |
|                   |      | 仏教芸術専攻      |          |     | 5   | 3   | 3   | 11 |    |
|                   |      | 福祉学専攻       |          |     | 0   | 4   | 7   | 11 |    |
| 合計                |      |             |          | 16  | 14  | 22  | 18  | 70 | 70 |

[教員数]

| 仏教学部<br>仏教学科 |   | 専任 |     |    |    |    | 兼任       |    |   |
|--------------|---|----|-----|----|----|----|----------|----|---|
|              |   | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 計  | 客員<br>教授 | 講師 | 計 |
| 日蓮学専攻        | 男 | 3  | 1   | 0  | 1  | 5  |          |    |   |
|              | 女 | 0  | 0   | 0  | 0  | 0  |          |    |   |
| 文学・芸術専攻      | 男 | 3  | 0   | 3  | 0  | 6  |          |    |   |
|              | 女 | 0  | 0   | 3  | 0  | 3  |          |    |   |
| 福祉学専攻        | 男 | 1  | 0   | 0  | 0  | 1  |          |    |   |
|              | 女 | 1  | 0   | 3  | 0  | 4  |          |    |   |
| 学部共通         | 男 |    |     |    |    |    | 7        | 0  | 7 |
|              | 女 |    |     |    |    |    | 1        | 0  | 1 |
| 合計           |   | 8  | 1   | 9  | 1  | 19 | 8        | 0  | 8 |

〔職員数〕

| 職種  | 性別 | 専任職員 | 嘱託職員 | 非常勤職員 | 合計 |
|-----|----|------|------|-------|----|
| 事務系 | 男  | 8    | 1    | 0     | 9  |
|     | 女  | 5    | 1    | 1     | 7  |
| 医療系 | 男  | 0    | 0    | 0     | 0  |
|     | 女  | 0    | 1    | 0     | 1  |
| その他 | 男  | 0    | 1    | 0     | 1  |
|     | 女  | 0    | 1    | 0     | 1  |
| 合計  |    | 13   | 5    | 1     | 19 |

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

##### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

##### 1-1-① 学内外への周知

##### 1-1-③ 中期的な計画への反映

##### 1-1-③ 三つのポリシーへの反映

##### 1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

##### 1-1-⑤ 変化への対応

##### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

##### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 学内外への周知

本学の建学の精神及び教育目的については、「履修の手引き」「大学案内」等によって明示し、本学 HP 及び YouTube にて「身延山大学教育方針」も加えて公表し、学内外に周知を図っている。また、オープンキャンパス（以下、「OC」という。）、大学説明会等、または高等学校訪問によって、参加者、高校教員等に対し説明を行っている。加えて、日蓮宗寺院訪問、日蓮宗内関係諸行事訪問等も行い、周知を図っている。

学内では、理事長及び学長が入学式等の学内行事の挨拶の中で触れるほか、年度当初の新入生オリエンテーション・在校生ガイダンスにおいて、「履修の手引き」等を用いて説明を行っている。また、役員及び教職員に対しては、個別に「大学案内」等を配付し周知を図っている。

### 1-1-② 中期的な計画への反映

18歳人口の減少やグローバル化等、時代の変化に中長期的な視野をもって対応し、本学の使命・目的を継続して達成するため、5か年を1つの事業サイクルとして学校法人身延山学園身延山大学短期、中・長期計画を策定してきた。

現在の中・長期計画は令和6年4月1日～令和10年3月31日の期間を対象としていて、大学の改革として、前回の改善点として提言された問題点の内容を反映し、①大学存続の在り方の検討、②入学募集定員適正化の検討、③身延山久遠寺・法人・大学・附属高校の連携の強化、④三者協定による日蓮宗宗務院、立正大学との協力関係の強化、及び日蓮宗寺院との連携の強化、⑤留学生の継続的な受け入れ、⑥官学連携、産学連携事業との展開の6項目をあげ、各年度における事業計画に反映させることとしている。このように、大学の理念・目的、学部・学科における目的等実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画、その他の施策を設定している。

### 1-1-③ 3つのポリシーへの反映

本学では、建学の精神、目的・使命、養成する人財像を基として、ディプロマ・ポリシー（以下、「DP」という。）を定め、このDPにおいて掲げた学修成果を得るため、その具体的取り組みとしてカリキュラム・ポリシー（以下、「CP」という。）を定めている。さらに、これらの方針を受けてアドミッション・ポリシー（以下、「AP」という。）を定めることによって、求める学生像を明確にしている。

教育方針に基づく教育目的は平成29年度に行われた仏教学部改組に伴い、新教育課程の内容精査と共に3つのポリシーへの反映を学部として各専攻、各種委員会に要請した。

特にアドミッション・広報委員会には、従来の学部学科で培ったAPを継続しつつ、新たに「社会貢献・地域貢献・国際貢献」の教育の3つの柱を基本とした各専攻のAPを確立することを、また、カリキュラム&学修支援委員会（現・学務委員会）には、旧教育課程を基としたCPと新教育課程に合致したCPの整合性を図ることを要請した。これにより、建学の精神に基づき教育目的を具現化させるために、DPが策定された。

これら3つのポリシーは、本学HPをはじめ、「大学案内」「履修の手引き」において公表され、学内外に広く周知している。特にAPについては「入学試験要項」にも掲載することによって、受験生や保護者等にも周知を図っている。

令和5年度からの「文学・芸術専攻」への専攻名変更に伴い、DP、CP、APからなる「3つのポリシー」の修正案を作成し新しい専攻名に基づき使命・目的を明確化した。

### 1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的を達成するために「身延山大学教育研究組織図」に示している教育研究組織が構成されている。

本学の建学の精神に基づく教育を具体化すべく、教育の三本柱を基とする教育を行っており、教育目的との整合性が図られている。この学内組織の再編成に当たり、新組織を編成し、新組織体制への移行についてPDCAサイクルによる組織強化に向けた取り組みを行った。

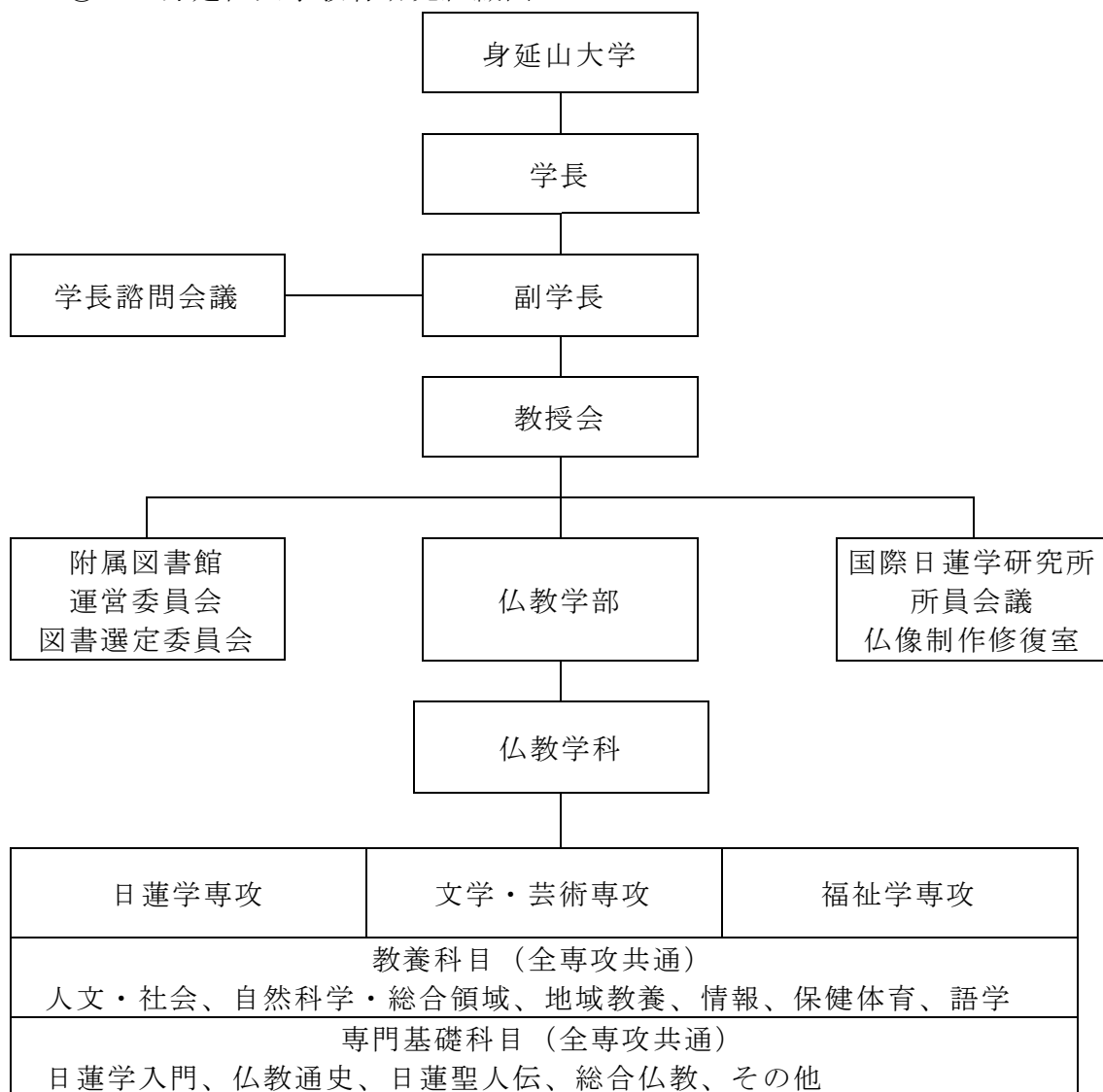
本学には附属図書館と共に身延山大学の建学の精神である日蓮聖人の立正安国の精神に

## 身延山大学

則り、日蓮学及び仏教学等に関する調査・研究を行い、学術の進歩・発展に寄与することを目的とした国際日蓮学研究所が併設されている。特に同研究所では、ラオス人民民主共和国情報文化・観光省と協定を結び、25年を数える世界遺産地域の仏像修復プロジェクトが進行しており、このプロジェクトには文学・芸術専攻の学生が現地に赴き、実習を行っている。さらに、同研究所は、大韓民国の金剛大学校・東国大学校・高麗大蔵経研究所と学術協定を結び、共同研究を行っている。

また、改組に伴う各種変革に対応しながら、各教員が有する知的財産や人的資源を地域社会や日蓮宗内に還元することを目的として、平成30年度に日蓮宗・立正大学と本学の三者で包括的な連携協定を結び、三者共同で開催される学術大会も研究所が主体となって行っており、令和6年度は本学が会場校を担当した。これらの活動は公開講座や各種刊行物として広く内外に発信し、本学の教育研究目的を資助している。

資料 1-1-④-A 身延山大学教育研究組織図



|                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                     |                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------|
| 専門科目<br>日蓮学系科目<br>仏教学系科目<br>仏教実践系科目                                                                                                                                                                                                                                             | 専門科目<br>仏教芸術系科目<br>文学・歴史学系科目<br>博物館学系科目<br>社会教育士系科目 | 専門科目<br>福祉理論系科目<br>福祉技術系科目 |
| キャリア系科目、ゼミナール、卒業論文                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                     |                            |
| 資格取得に関する科目<br>学芸員資格取得に関する科目、社会教育士資格取得に関する科目<br>社会福祉主事任用資格取得に関する科目                                                                                                                                                                                                               |                                                     |                            |
| 日本語に関する科目（卒業基準単位に含まれません。）                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                     |                            |
| 資格取得課程<br><div> <div>日蓮宗僧階取得課程（権僧都）</div> <div>社会福祉士国家試験受験資格課程</div> <div>地域コーディネーター認定資格</div> <div>児童指導員任用資格</div> <div>知的障害者福祉司任用資格</div> </div> <div> <div>学芸員資格取得課程</div> <div>社会教育主事資格取得課程</div> <div>社会福祉主事任用資格</div> <div>身体障害者福祉司任用資格</div> <div>生活指導員任用資格</div> </div> |                                                     |                            |

### 1-1-⑤ 変化への対応

仏教学部は平成 29 年度より 1 学科 3 専攻制として再編成することを決定し、本学の建学の精神に基づく教育を具現化するため、教育の新たな 3 つの柱「社会貢献・地域貢献・国際貢献」を設定した。また、KPI（Key Performance Indicator＝重要業績評価指標）を導入し、各専攻・資格課程において 2 年ごとに充足率 8 割を満たしていない場合は、改組の検討対象としていくことを決定した。

令和 3 年度には、学長からの諮問事項「KPI に基づく各専攻のあり方」に対して、身延山大学学長諮問会議（以下、「学長諮問会議」という。）が開かれた。学長諮問会議は学長のガバナンス強化を目的として、学校教育法第 92 条 4 項及び身延山大学副学長に関する規程第 2 条に基づき、学長から諮問された事案について審議する組織として置かれた会議体である。この学長諮問会議において、KPI が最も低かった「仏教芸術専攻」を山梨県内初となる学術要素を持った「文学・芸術専攻」として教育課程を再編成し、福祉学専攻の保育士養成課程を募集停止にすることを学長への答申とした。これを受けて学長が令和 3 年度末の理事会において提案し議決され、令和 4 年度の教授会を経て 3 つのポリシーを作成し、学内外への周知・広報を行った。「文学・芸術専攻」の DP は「現代的な仏教学に基づき、伝統的な仏教に係る文学や芸術を中心とする『広義の仏教学』を身につけた人」である。仏教芸術や文化に現れる宗教について、CP に示すとおり「文学・芸術分野のファシリテーターとして、企画力や交渉力を実践的に学び」、地域や社会、さらに国際貢献に資することができる人財育成を行う。

国際貢献としては、ラオス人民民主共和国情報文化・観光省と協定を結んでいる仏像修復プロジェクトが、令和 5 年度にはラオス国立美術工芸大学を加えた三者による新たな協定を締結した。これは本プロジェクトの重要性がラオス政府から認められ高い評価を受けたもので、これまでの仏像修復・調査活動の事業活動範囲をルアンパバーン世界遺産地域

からラオス全土へと拡大し実施していくことになり、令和6年度はこれまでの継続事業に加えてヴィエンチャン特別市寺院調査及び仏像基本台帳作成が実施された。

このように、本学ではPDCAサイクルに基づき自己評価を行い改善が加えられ、社会的なニーズに合わせた改革を行っている。

### 【基準1の自己評価】

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の教育の3つの柱の一つである国際貢献の最たる事業である「ラオス仏像修復プロジェクト」は、ラオス政府からも高い評価を受けている特色ある取り組みである。本プロジェクトは本学の国際貢献の一翼を担う事業であると共に、仏教芸術科目として教育課程にも組み込まれ、在学生在が授業の一環として現地に赴き実際に修復作業や調査を行っており、本学が目指す人財像の養成においても重要な事業といえる。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和6年度に指摘した規程全般の見直しについて、早急の全学的な対応が求められる。

#### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

規程全般にわたる見直し・再整備については、これまでも法人を中心に早急に行っていくことが確認されている。規程の見直し・再整備を引き続き実行する。

## 基準2. 内部質保証

### 2-1. 内部質保証の組織体制

#### 2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 2-1の自己判定

「基準項目2-1を満たしている。」

##### (2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、学校教育法第109条の定めにより、学則の第1条に、

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、日蓮聖人の立正安国の精神に則り、健全なる社会人として、広い視野に立った専門教育を施し、学術の理論及び応用を教授研究して、社会のために身を以て尽くすことの出来る人間の養成を目的とする。

3 本学は、教育研究の向上をはかり、前項の目的を達成するために自己点検・評価を行う。これに関する事項は別に定める。

と、建学の精神を第1項に記し、その目的達成のために、第3項に教育と研究の質を保証するために自己点検・評価を行うことを明記している。その具体的な事項については、身延山大学自己点検・評価委員会規程（以下、「自己点検評価規程」という。）及び身延山大学自己点検・評価に関する細則（以下、「細則」という。）に規定され、学長を中心に教育活動と研究活動、財務状況について、全学的に取り組み、自己点検と評価を行い、その

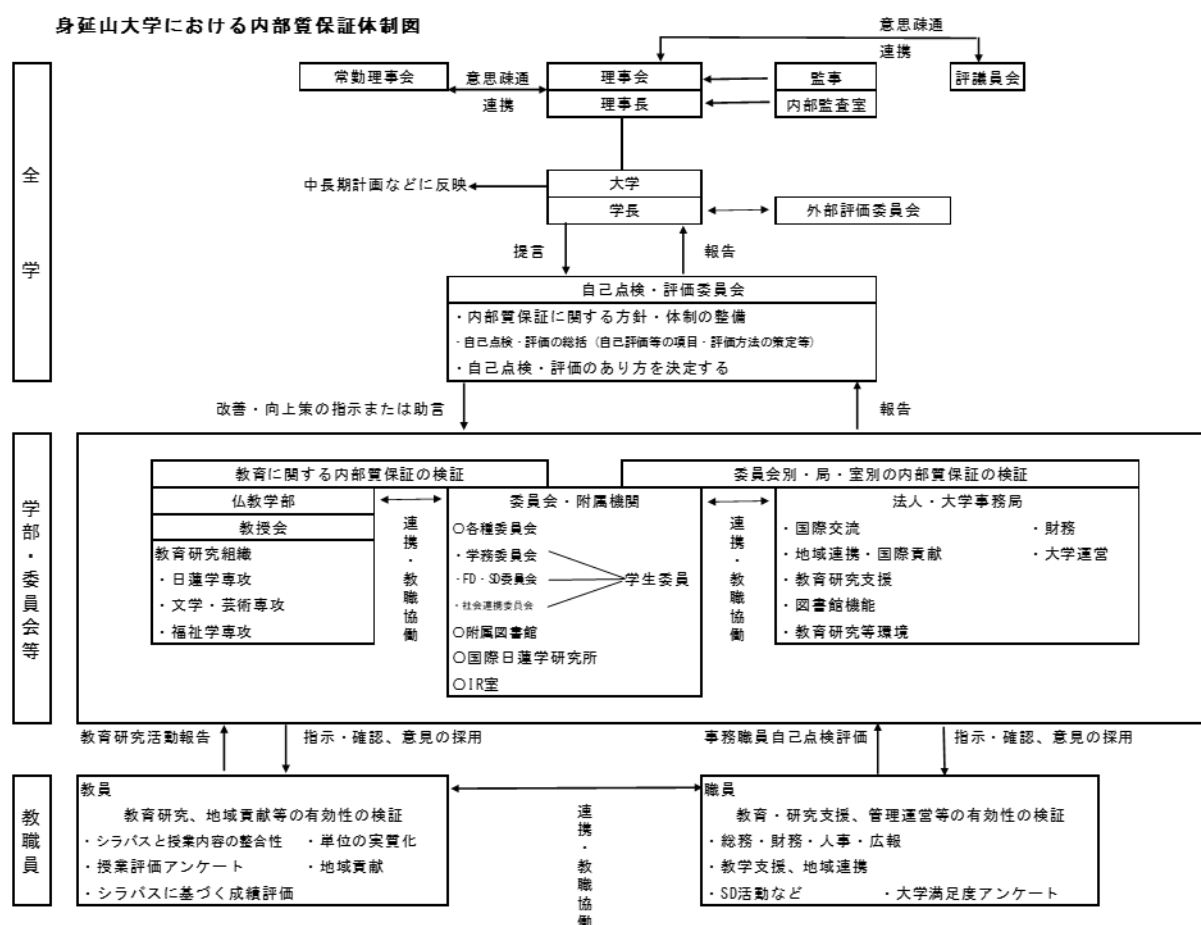
結果は年度単位に本学 HP 等に公表している。このように、教育・研究に関する質の内部保証を行う組織である身延山大学自己点検・評価委員会は、学則と自己点検評価規程によりながら、PDCA サイクルに基づき着実に機能している。また、委員会には同規程の第 6 条第 2 項に「部会の委員は、委員会の議を経て、委員長がこれを委嘱する。」と示されるとおり、自己点検評価書を作成するための部会（PT）を設置している。

本学の自己点検・評価委員会は自己点検評価規程第 3 条に基づき、以下の体制で運営にあたっている。

- (1) 学長
- (2) 副学長、学部長、図書館長及び研究所長
- (3) 大学事務局長
- (4) 理事会構成員から 1 名
- (5) 教授会構成員から 1 名

委員会は、自己点検評価規程第 4 条に基づき学長が委員長となる。さらに自己点検評価規程の第 7 条には、「委員会および部会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる」と明言され、必要に応じて委員会構成員以外の意見を聴取することが可能になっている。

## 資料 2-1-① 身延山大学における内部質保証体制図



## 2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

#### 2-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

##### (1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

##### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

#### 2-2-①-i 自己点検・評価の項目設定とスケジュール（6 年間）

自己点検項目の設定については、認証評価機関（（公財）日本高等教育評価機構）が定める大学認証基準に準拠している。準拠した基準項目は、認証評価機関の基準が変更された令和元年以降は 6 つの基準のもとで自己点検・評価を行っている。これは、学則第 1 条第 3 項に則って、自己点検評価規程が定められ、実際の運用に関しては細則を基にして、自主的・自律的な自己点検・評価実施に向けて取り組んでいる。

今回の令和 7 年度自己点検・評価は、令和 6 年度より（公財）日本高等教育評価機構にて示された第 4 期評価システムに基づいて実施している。

第 4 期評価システムを採用した理由は、自己点検評価書（以下、「評価書」という。）の根拠となるエビデンスの整備状況を全学で確認の上、不備を補い、令和 9 年度実施の本学の大学機関別認証評価に備えるためである。

本学の自己点検については、6 年間分のスケジュールを自己点検・評価委員会にて決定し、年度ごとの自己点検スケジュールを項目別に本学 HP に公表している。これらは、平成 27 年 3 月に出された中教審大学分科会答申の「認証評価の充実に向けて」による内部質保証の充実を、自主的、自律的に行っていることの表れの一つである。

#### 2-2-①-ii 自己点検・評価委員会の開催とその内容

令和 2 年度以降に開催された自己点検・評価委員会の回数は、資料 2-2-①-ii のとおりである。

#### 資料 2-2-①-ii 身延山大学自己点検・評価委員会開催数

| 年度  | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 | 令和 5 年 | 令和 6 年 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 開催数 | 12     | 5      | 5      | 7      | 9      |

上記の資料 2-2-①-ii のとおり、自己点検・評価委員会は継続的に開催されており、開催回数は限られているが、自己点検・評価のチェック機能を有効に果たしている。これは前回の受審時に機能しはじめた PDCA サイクルの結実である。小規模校の特性を生かして、委員それぞれが学内各部署の要職にあるため、互いが検証される立場であると同時に、検証する立場でもあるためと、点検項目に異同がない限り、良い意味でルーティン化された業務内容を把握しているからである。

さらに自己点検・評価委員会は年度ごとに学内各部署より報告書の提出を受け、その内容を同委員会で吟味した上で評価書を作成、学内で共有の後に広く公表している。

令和 6 年度における自己点検・評価委員会が検討した学内課題は下記のとおりである。

- (1) 第 4 期評価システムを教職員に周知するため、FD・SD 委員会との共催で、(公財) 日本高等教育評価機構が実施した「第 4 期 評価システム説明会」オンデマンド視聴を 5 月 21 日(火) から 6 月 4 日(火) の期間に実施し、視聴した教職員よりアンケートとして、(公財) 日本高等教育評価機構が示している第 4 期認証評価で指定しているエビデンス資料の中で、本学において未整備と推察される資料のチェック並びに自由記載の意見欄への記入を依頼した。その内容への対応を審議・検討した。
- (2) PT による令和 6 年度評価書(案) 編集作業中に自己点検評価規程並びに細則の中に修正点が発見されたので、その部分を修正して理事会に提出した。
- (3) 私立学校法の一部改正に伴い、本学寄附行為のうち、役員資格並びに役員の役割について変更することになり、本委員会において原案を審議した。
- (4) 私立学校法の一部改正に伴う寄附行為改正を受け、内部統制システム基本方針を整備する必要が生じ、本委員会並びに教授会に提案の上、理事会に提出した。内部統制システムは「経営管理」「リスク管理」「コンプライアンス」「監査」の 4 点からなり、それぞれ規程を作成・管理することになる。これらの規程整備作業は令和 7 年度に実施すると共に、内部統制システムの整備を教職員で共有するために外部講師を招聘する等、FD・SD 委員会で研修を実施することへの提案が出され、令和 7 年度に研修を実施する旨で検討することを確認した。
- (5) 同窓会本部・支部共に同窓会活動を活性化させて、広報並びに学生確保に利用していくことを確認した。

## 2-2-①-iii 自己点検・評価の実施と結果の公表

本学の自己点検・評価実施のサイクルは単年度ごとであり、その項目は年度ごとに示しているが、基本は本学 HP に公表している「年度別自己点検・評価」によっている。年度末の 3 月には、自己点検・評価委員長より毎年その年度の自己点検を各部署に依頼する。おおよその作成期間は 2 か月である。年度末と翌年度当初の煩雑な時期に重なるため、各部署に余裕を持たせるためである。5 月末に自己点検・評価委員会に提出された報告書は、報告書作成の PT によって読み込まれ、表現の適切さ、活動や業務の欠落や過剰な表現等がチェックされ、指摘事項がある場合は、当該部署に戻され、修正されたものが再提出され、再びチェックされる。その過程を経て、PT より評価書案が委員会に上申される。評価書案は、さらに自己点検・評価委員会にて精査され、役員・教職員に周知される。評価書案に対する各個人や部署の意見は、委員会として集約し、評価書に反映させ、その後に本学 HP 上で公表、学内では図書館、本館 1 階学生ホールにて常時閲覧可能印刷物として公表している。

上述のように、評価書は、毎年度着実に作成され、その情報は役員、教職員の全てにデジタルデータとして共有され、その後公表されている。

これまで述べてきたように、自己点検・評価委員会はその時の実状を踏まえて必要に応じた会議数を開き、自己点検を行い、その内容を纏め、公表し、学内各部署へ改善の指示や、具体的な事項の提示等、細則第 5 条に則り適切に自己点検・評価活動を行ってきている。

令和 6 年度自己点検・評価の結果は、令和 6 年 10 月に本学 HP に公表した。

資料 2-2-①-iii-A 自己点検・評価組織と点検項目関係表

| 検討機関及び委員会名 |               | 1              | 基準 2       |                  |           | 基準 3   |      |        |        |         | 基準 4           |            |            | 基準 5               |       |               |      | 基準 6      |        |                 |         |    | 特記事項    |          |         |
|------------|---------------|----------------|------------|------------------|-----------|--------|------|--------|--------|---------|----------------|------------|------------|--------------------|-------|---------------|------|-----------|--------|-----------------|---------|----|---------|----------|---------|
|            |               | 1              | 1          | 2                | 3         | 1      | 2    | 3      | 4      | 5       | 1              | 2          | 3          | 1                  | 2     | 3             | 4    | 1         | 2      | 3               | 4       | 5  |         |          |         |
|            |               | 使命・目的及び教育目的の反映 | 内部質保証の組織体制 | 内部質保証のための自己点検・評価 | 内部質保証の機能性 | 学生の受入れ | 学修支援 | キャリア支援 | 学生サービス | 学修環境の整備 | 単位認定、卒業認定、修了認定 | 教育課程及び教授方法 | 学修成果の点検・把握 | 教育研究活動のための管理運営の機能性 | 教員の配置 | 教員・職員の研修・職能開発 | 研究支援 | 経営の規律と誠実性 | 理事会の機能 | 管理運営の円滑化と相互チェック | 財務基盤と収支 | 会計 | さまざまな講座 | 国際日蓮学研究所 | 認知症カフェ他 |
| 審議機関       | 理事会（常勤含む）     |                |            |                  |           |        |      |        |        |         |                |            |            |                    |       |               |      |           |        |                 |         |    |         |          |         |
|            | 教授会           |                |            |                  |           |        |      |        |        |         |                |            |            |                    |       |               |      |           |        |                 |         |    |         |          |         |
| 協議機関       | 評議員会          |                |            |                  |           |        |      |        |        |         |                |            |            |                    |       |               |      |           |        |                 |         |    |         |          |         |
|            | 自己点検・評価委員会    |                |            |                  |           |        |      |        |        |         |                |            |            |                    |       |               |      |           |        |                 |         |    |         |          |         |
|            | FD・SD 委員会     |                |            |                  |           |        |      |        |        |         |                |            |            |                    |       |               |      |           |        |                 |         |    |         |          |         |
|            | 学長諮問会議        |                |            |                  |           |        |      |        |        |         |                |            |            |                    |       |               |      |           |        |                 |         |    |         |          |         |
| 学長直轄機関     | IR 室          |                |            |                  |           |        |      |        |        |         |                |            |            |                    |       |               |      |           |        |                 |         |    |         |          |         |
|            | 情報管理室         |                |            |                  |           |        |      |        |        |         |                |            |            |                    |       |               |      |           |        |                 |         |    |         |          |         |
| 特別委員会      | ハラスメント防止対策委員会 |                |            |                  |           |        |      |        |        |         |                |            |            |                    |       |               |      |           |        |                 |         |    |         |          |         |
| 常置委員会      | アドミッション・広報委員会 |                |            |                  |           |        |      |        |        |         |                |            |            |                    |       |               |      |           |        |                 |         |    |         |          |         |
|            | 学務委員会         |                |            |                  |           |        |      |        |        |         |                |            |            |                    |       |               |      |           |        |                 |         |    |         |          |         |
|            | 社会連携委員会       |                |            |                  |           |        |      |        |        |         |                |            |            |                    |       |               |      |           |        |                 |         |    |         |          |         |
|            | シラバス委員会       |                |            |                  |           |        |      |        |        |         |                |            |            |                    |       |               |      |           |        |                 |         |    |         |          |         |
|            | 教職課程専門会議      |                |            |                  |           |        |      |        |        |         |                |            |            |                    |       |               |      |           |        |                 |         |    |         |          |         |
| 常置会議       | 教養教育専門会議      |                |            |                  |           |        |      |        |        |         |                |            |            |                    |       |               |      |           |        |                 |         |    |         |          |         |
| 専攻会議       | 日蓮学専攻         |                |            |                  |           |        |      |        |        |         |                |            |            |                    |       |               |      |           |        |                 |         |    |         |          |         |
|            | 文学・芸術専攻       |                |            |                  |           |        |      |        |        |         |                |            |            |                    |       |               |      |           |        |                 |         |    |         |          |         |
|            | 福祉学専攻         |                |            |                  |           |        |      |        |        |         |                |            |            |                    |       |               |      |           |        |                 |         |    |         |          |         |
| 研究所        | 所員会議          |                |            |                  |           |        |      |        |        |         |                |            |            |                    |       |               |      |           |        |                 |         |    |         |          |         |

[illegible]

## 資料 2-2-①-iii-B 各種委員会と自己点検評価項目との関連

|      | 検討機関         | 担当領域                       | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|--------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 審議機関 | 理事会（含・常勤理事会） | 寄附行為第19条に記載されている事項         | 本学の実態を把握し、経営の活性化と改革に関する事項<br>中・長期計画の策定 財産の管理と運用に関する事項<br>規程の改廃に関する事項 人事に関する事項                                                                                                                                                                                                                                              |
|      | 教授会          | 教授会規程第3条に記載されている事項         | 建学の精神・教育方針と3つのポリシーに関する事項<br>中期目標・計画及び年度計画に関する事項 仏教学部長候補者の推薦に関する事項 附属図書館長候補者の推薦に関する事項 国際日蓮学研究所長候補者の推薦に関する事項 教員の採用及び昇任等に関する事項<br>学科並びに教育及び研究に関する施設の設置又は廃止に関する事項 教育課程の編成に関する事項 学生の入学・退学・復学・卒業及び課程の修了・学位の授与に関する事項 教育及び研究の改善に関する事項<br>学生の学修支援に関する事項 学生の賞罰に関する事項 学部に関する規程の改廃に関する事項 教育並びに研究の進展に係る他機関との連携に関する事項<br>学生の生活に関する事項 その他 |
| 協議機関 | 評議員会         | 寄附行為第34条に記載されている事項         | 本学の実態を把握し、経営の活性化と改革に関する理事長の諮問事項。中・長期計画を含む法人の運営と管理に関する事項                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|      | 自己点検・評価委員会   | 自己点検・評価に関する細則第2条に記載されている事項 | 建学の精神や3つのポリシーに関する事項 本学の研究・教育水準の向上に関する事項 学生の受入とサービスに関する事項 点検・評価と改善に関する事項<br>報告書に関する事項 管理・運営・事務機構に関する事項 財政に関する事項                                                                                                                                                                                                             |
|      | FD・SD委員会     | FD・SD委員会規程第2条に記載されている事項    | FDの方法に関する事項 教員の研修計画及び実態に関する事項 学生評価アンケートの実施・結果・分析・フィードバックに関する事項                                                                                                                                                                                                                                                             |

身延山大学

|        |               |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------|---------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 学長諮問会議        | 学長諮問委員会第 2 条に記載されている事項              | 学長からの諮問事項の協議と答申                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 学長直轄機関 | IR 室          | インスティテューショナル・リサーチ室規程第 2 条に記載されている事項 | 学生の学修成果などの教育機能に関する調査と分析、支援に関する事項 大学運営の基礎となる情報の調査、収集、分析に関する事項 点検・評価活動に対する支援に関する事項 教育研究の計画策定の推進、意思決定の支援に関する事項 その他、IR に関する事項                                                                                                                                                                                                                   |
|        | 情報管理室         | 情報管理に関する規程第 2 条に記載されている事項           | 学内情報管理に関する事項 ネットワークの管理・運営に関する事項 HP の管理・運営に関する事項                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 特別委員会  | ハラスメント防止対策委員会 | 身延山学園ハラスメント防止等に関する規程第 5 条に記載されている事項 | ハラスメントの調査・啓発に関する事項 ハラスメントの実態把握に関する事項 ハラスメントの解決に関する事項 相談員の統括及び管理・監督に関する事項 その他防止に関する事項                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 常置委員会  | AD・広報委員会      | アドミッション・広報委員会規程第 2 条に記載されている事項      | 学生募集・入学試験の実施と運営上必要な事項 大学案内・入試要項等の検討及び作成に関する事項 大学の広報に関する事項                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|        | 学務委員会         | 学務委員会規程第 2 条に記載されている事項等             | 教育課程全体の編成・定期試験及び卒業・進級に関する事項 時間割編成に関する事項 科目等履修生・聴講生に関する事項 編入学に関する事項 留学生の単位認定に関する事項 大学コンソーシアムやまなし単位互換制度に関する事項 大学コンソーシアムやまなし学生交流に関する事項 高大連携事業に関する事項 介護技術実務者研修に関する事項 各種資格に関する事項 学生生活・厚生補導に関する事項 就職活動に関する事項 成績不振者の履修支援に関する事項 退学者に関する事項 障害者学生支援に関する事項 各種奨学金に関する事項 インターンシップに関する事項 自治会及び所属クラブ・同好会・サークル活動に関する事項 学修支援に関する事項 未来教育プログラムに関する事項（旧・COC+事業） |
|        | 社会連携委員会       | 社会連携委員会規程第 2 条に記載されている事項            | 生涯学習に関する事項 地域社会との連携に関する事項 大学間協力に関する事項 その他、本学の社会貢献に関する事項                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|        | シラバス委員会       | シラバス委員会規程第 3 条に記載されている事項            | シラバス掲載項目について協議する事項 各講義担当教員にシラバス作成の依頼を行う事項 各講義のシラバス記載内容を点検する事項 改善が必要と判断した場合は、担当教員に記載内容の修正を求める事項 シラバス記載内容の点検結果を教授会において報告する事項 その他シラバス全般に関する事項                                                                                                                                                                                                  |
|        |               |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|       |              |                                                            |                                                                                                            |
|-------|--------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 常置会議  | 教養教育専門会議     | 教養教育専門会議規程第 2 条に記載されている事項                                  | 初年次教育に関する事項 入学前教育に関する事項<br>教養語学教育に関する事項 教養教育の 3 分野に関する事項 教養教育と専門教育との連結に関する事項                               |
| 附属図書館 | 図書館運営委員会     | 図書館規程第 19 条に記載されている事項                                      | 図書館の運営・計画・維持管理に関する事項 図書館業務に関する事項 公開講座に関する事項                                                                |
|       | 図書選定委員会      | 図書館規程第 21 条に記載されている事項                                      | 図書館購入図書に関する事項                                                                                              |
| 研究所   | 国際日蓮学研究所所員会議 | 国際日蓮学研究所規程第 4 条に記載されている事項等                                 | 資料の蒐集・調査・研究に関する事項 研究成果の発表に関する事項 機関誌の刊行に関する事項 研究会・講演会等の開催に関する事項                                             |
| 仏教学部  | 仏教学部仏教学科     | 仏教学部仏教学科の教育課程の編成に関する事項 専攻会議規程第 2 条に記載されている事項 教授会より諮問された事項等 | 建学の精神・教育方針と 3 つのポリシーに関する事項 三専攻の教育課程の編成に関する事項 三専攻の有する資格課程に関する事項 教員の評価と支援に関する事項 OC に関する事項 教養教育と学部教育の連携に関する事項 |

## 2-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、GPA 制度を導入していることにより、学生の在学中の成績評価 (GP) を S ランクから D ランクの 5 段階に分類して、その平均値を数値化 (GPA) し、検証する IR の指針を用いて学修度の理解を示し、アカデミック・アドバイザー (以下、「A/A」とする。) や学修支援担当者による学修改善及び履修指導を行っている。さらに前学期の GPA により、当該学期に履修できる単位数が変動する CAP 制 (変動型 CAP 制) も GPA 制度と合わせて導入し、事前事後学修の質を担保する制度のデータ作成と報告をはじめたことを確認した。

かつ、IR 室は学長が室長となり、学長直下に位置付けられ、他の委員会及び部署と連携を取りながら運用をはじめ、成績の厳正化と成績の可視化を重点に取り組むことが確認された。

また、学期ごとの成績 (GPA) により履修登録可能な単位数を上下する制度 (変動型 CAP 制度) を採用して実施し、前学期の成績を基にして、学生の履修計画を立てている。特に A/A が成績不振学生に学修支援する際の貴重なデータとなっている。

現在の GPA を用いて、仏教学部の「専攻別 (旧コース別)」「学年別」「新入生と編入生別」「本学附属高校と他高校出身者との比較」「住居別」「入学から 4 年次までの GP の推移」等のマトリクスを使用している。その他にも「各教員の成績評点の平均値」やその推移等も検証・分析して、教員の質の保証の客観的指標として活用している。年度末には、学生個人ごとに GPA と成績数値を算出して、卒業生の評価資料としている。在学生の成績も個人ごとに集計されて、1 年間の GPA により報奨対象を決定する指標となっている。

各部署及び各種委員会で協議された事項は、教授会において報告事項として共有がなされ、学修支援及び教育課程の検討に役立てている。なお、主なデータは令和 7 年 5 月 1 日現在大学事務室備え付けの PC にて管理している。大学ネットワークセキュリティーは、委託先専門業者と本学の情報管理室の情報管理者により設定がなされており、外部からは侵

入できないようにファイヤーウォールが構築され、個別の PC にはセキュリティーソフトが組み込まれているので、十分に機能している。

令和 3 年度より卒業生を対象とするアンケート並びに卒業生進路先への聞き取り調査を実施し、データの蓄積を図っている。

## 2-3. 内部質保証の機能性

### 2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

### 2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

#### (1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

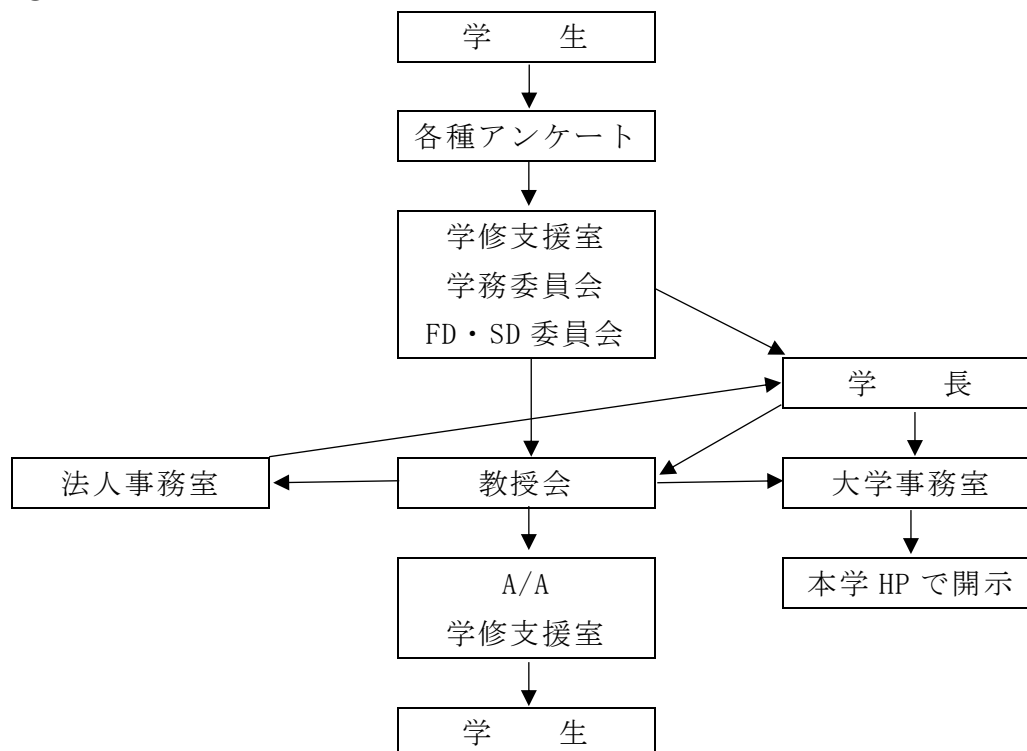
#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

#### 2-3-①-i 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学修支援に関する学生の意見の把握と分析のために学務委員会と学修支援室を中心として年に 2 回、4 月に新入生対象の「大学進学アンケート調査」、10 月に全学生対象の「身延山大学学生満足度アンケート調査」を実施している。また、学修環境に関しては、FD・SD 委員会を中心として年に 2 回、6 月と 12 月に全学生対象の「授業評価アンケート」を実施している。各種アンケート調査は、学修支援室、学務委員会、FD・SD 委員会において集計・検証し、それに基づき、改善点・要望等の把握に努め、大学の運営に反映している。

#### 資料 2-3-①-i 各種アンケート調査等の集計と検証の流れ



令和6年度は学生の意見・要望の把握・分析を図るため、学部にて公募した学生委員を学務委員会・社会連携委員会、及びFD・SD委員会に配当し、「学生視点の内部質保証」に努めた。学務委員会では各専攻設置科目カリキュラムの学生視点に沿った整合性の検討を、社会連携委員会では広く本学の魅力を発信する各種公開講座開設に向けての学生視点の意見・要望の聴取を、FD・SD委員会では学生の意見による各種FD・SDアンケート内容の見直しを図った。

これらのアンケート記載内容については、学修支援室、学務委員会、FD・SD委員会が中心となり集計・検証され、教授会を通じて本学HPや各担当部署に報告開示することとなっており、該当部署は協議を行い、改善に努めている。一例として、FD・SD委員会が実施する授業評価アンケートは、FD・SD委員会により結果が集約され、教育内容、授業形態と授業方法が適切・有効かの検討を、その授業担当教員にフィードバックすることにより行っている。授業担当教員はその結果を受けて「問題点」「改善点」「要望点」等を振り返り、自己評価としてFD・SD委員会に提出することで、次年度の授業内容を改善する一助としている。

## 2-3-①-ii 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 〔心身に関する健康相談〕

心身に関する健康相談については、大学事務室及び学修支援室が中心となり、問題を抱える学生に対応している。特に身体的問題については本学医務室の看護師や、社会福祉士・介護福祉士、学校医のアドバイスを受けながら常時対応する体制を整えている。令和7年5月1日現在では日常的に学生の健康相談、健康診断、健康管理を行っており、不測の事態に対してはAED等の応急処置機器も常備し、さらに年間2度にわたり、その講習を学生と教職員共に受講している。

また医務室で対応できない時は、大学直近の専門医療機関に要請する体制が整っている。心理的不安を抱える学生に対しては、本学が委嘱しているスクールカウンセラーが主として対応している。特に学生のプライバシーを最重要視し、時にはメールや個別電話相談を行いながら、その対応について当該部署に報告し情報を共有して、個々の学生に必要な対応を行う体制を整えている。

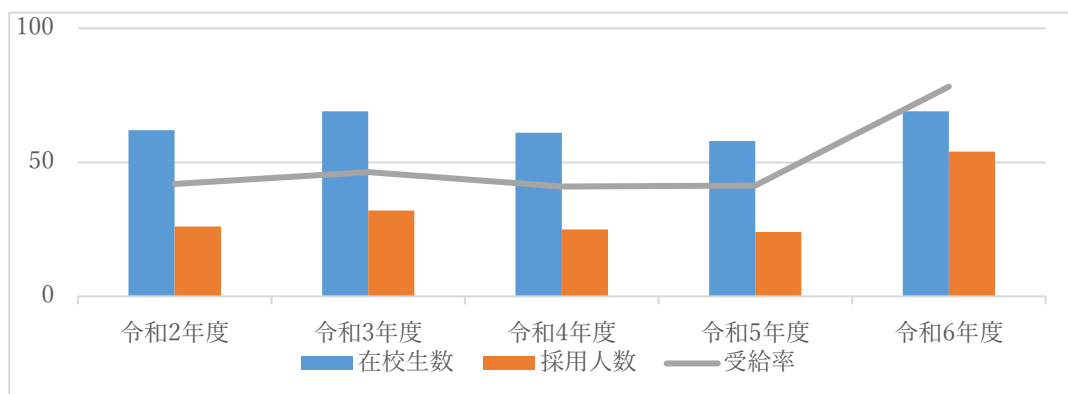
### 〔経済的支援〕

学生を取り巻く経済的状況は必ずしも良いとはいえない場合が多く確認されている。この点について学務委員会を中心として協議・対応を行っている。特に本学が設置している奨学金制度は学生数に対して十分であり、実際に各種奨学金の受給率割合（延べ人数ではなく実数で計算。日本学生支援機構貸与奨学金と重複して受給している学生は数に含めない。）は令和2年度から令和6年度までの平均で、41.38%である。

資料 2-3-①-ii-A 各種奨学金新規採用人数一覧（令和 7 年 3 月 31 日現在、（）内が新規人数）

| 奨学金                         | 年度 | 令和       |          |         |         |          |
|-----------------------------|----|----------|----------|---------|---------|----------|
|                             |    | 2 年度     | 3 年度     | 4 年度    | 5 年度    | 6 年度     |
| 独立行政法人日本学生支援機構              |    | 16(12) 人 | 23(11) 人 | 30(9) 人 | 27(3) 人 | 33(13) 人 |
| 学校法人身延山学園奨学金制度              |    | 6(3) 人   | 6(2) 人   | 6(3)    | 5(2) 人  | 6(2) 人   |
| 身延山学園同窓会・身延山学園保護者会奨学金       |    | 4(2) 人   | 4(0) 人   | 4(1) 人  | 4(3) 人  | 4(1) 人   |
| 財団法人立正育英会奨学金                |    | 15(5) 人  | 13(2) 人  | 12(4) 人 | 12(6) 人 | 12(1) 人  |
| 山梨県介護福祉士等修学資金               |    | 1(0) 人   | 1(0) 人   | 1(0) 人  |         |          |
| 山梨県社会福祉士等修学資金               |    | 0(0) 人   | 1(1) 人   | 1(1) 人  | 1(0) 人  | 1(0) 人   |
| 財団法人赤尾育英奨学金                 |    | 0(0) 人   | 0(0) 人   | 1(1) 人  | 2(1) 人  | 2(0) 人   |
| 公益財団法人津久井督六記念財団             |    | 1(1) 人   | 1(0) 人   | 1(0) 人  | 1(0) 人  | 0(0) 人   |
| 学校法人身延山学園奨学金制度<br>(ヤングケアラー) |    |          |          | 1(1 人)  | 1(0) 人  | 1(0) 人   |
| あしなが育英会奨学会                  |    |          |          | 1(1 人)  | 1(0) 人  | 1(0) 人   |

資料 2-3-①-ii-B 奨学金受給率（過去 5 年間）



また、本学は令和元年度に申請開始となった「高等教育の修学支援制度」の認定校となっており、令和 2 年度より始まった本制度を利用する令和 6 年度の学生は全体の 39.13% という数値であり、十分な経済的支援を行っているといえる。

## 2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

令和 3 年度より卒業生及び卒業生就職先を対象とした「卒業生動向アンケート」「卒業生就職先アンケート」を実施し、その結果を本学 HP に公表している。そして第 4 期評価システムより学内・学外関係者からの意見・要望の把握・分析、結果の活用が重視されることに伴い、自己点検・評価委員会において令和 6 年 4 月 24 日開催の第 1 回委員会において、特に学外関係者からの意見聴取についての方策を検討し、それを踏まえて学校法人身延山学園身延山大学外部評価委員会規程を制定し、令和 7 年度より同規程に基づき学外より委

員を任命し、その意見聴取を実施することになった。

### 2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

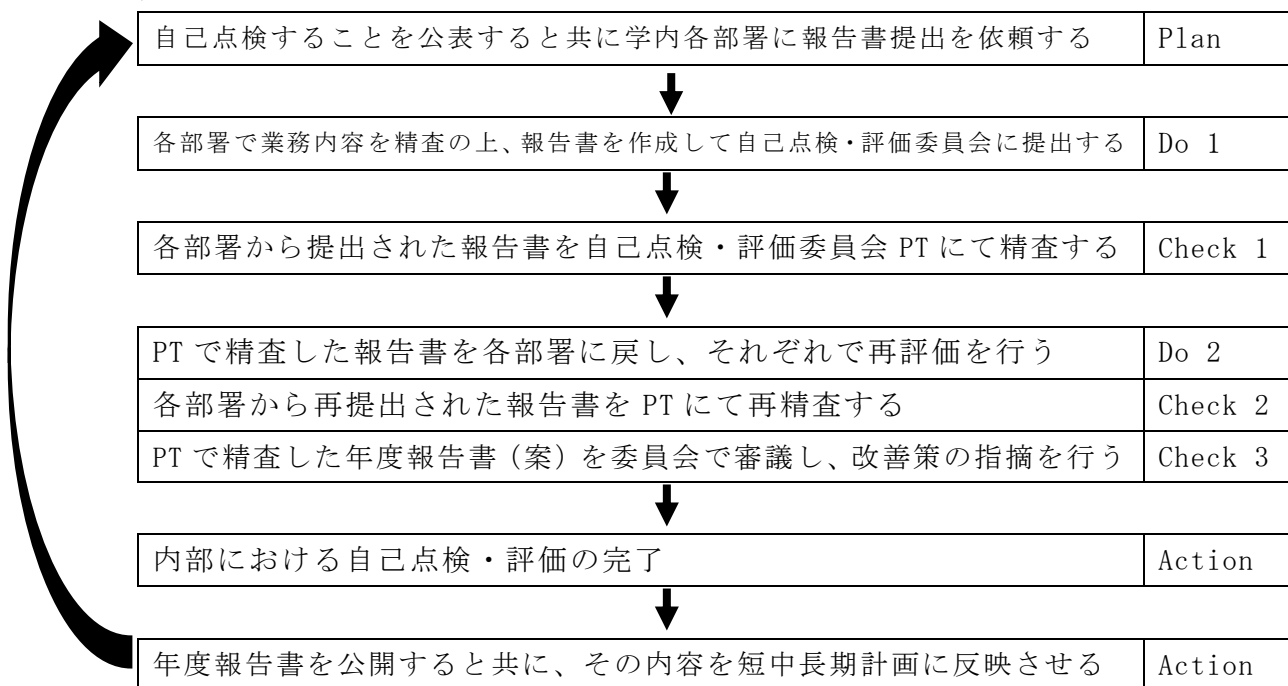
#### 2-3-③-i 全体の PDCA サイクル

大学全体の内部質保証のための PDCA サイクルの中心は自己点検・評価委員会である。同委員会は、年度の初めに前年度の活動状況を自己点検するために、各部署に通達を出して、およそ2か月後の5月末を目途に報告書の提出を促す。提出期日を待ち、集計した報告を基に PT において精査し、文章の不正確な表現等の箇所についてそれぞれの部署に問い合わせ、部署はその質問に対して調査をして回答を提出する。その期間が、およそ2か月を要する。それらの回答をもう一度集計して見直し、自己点検・評価委員会に素案を提出して判断を仰ぎ、最終的に評価書作成に移るのが7月頃となる。評価書の完成は、毎年度の9月頃になり、さらに自己点検・評価委員会にてチェックされ、10月に公表される。公表された報告書は各部署で参照され、次年度の短期目標や、場合によっては中・長期目標の項目へ反映されていく。

令和6年度の自己点検・評価委員会では、次回本学が受審する大学機関別認証評価（令和9年度）における（公財）日本高等教育評価機構の第4期評価システムの方向性として示されている内部質保証の実質化を念頭に、本学における PDCA サイクルの見直しを実施した。これは、これまでの自己点検・評価が、「自己点検・評価報告書作成のための点検評価になってはいないか」との監事からの指摘によるものである。そこで、自己点検・評価報告書の作成に先立ち、学内各部署等へ「身延山大学各部・局・室・委員会・会議等の年間活動方針書」（以下、「年間活動方針書」とする。）の提出を求めた。（詳細は2-3-③-ii 参照）

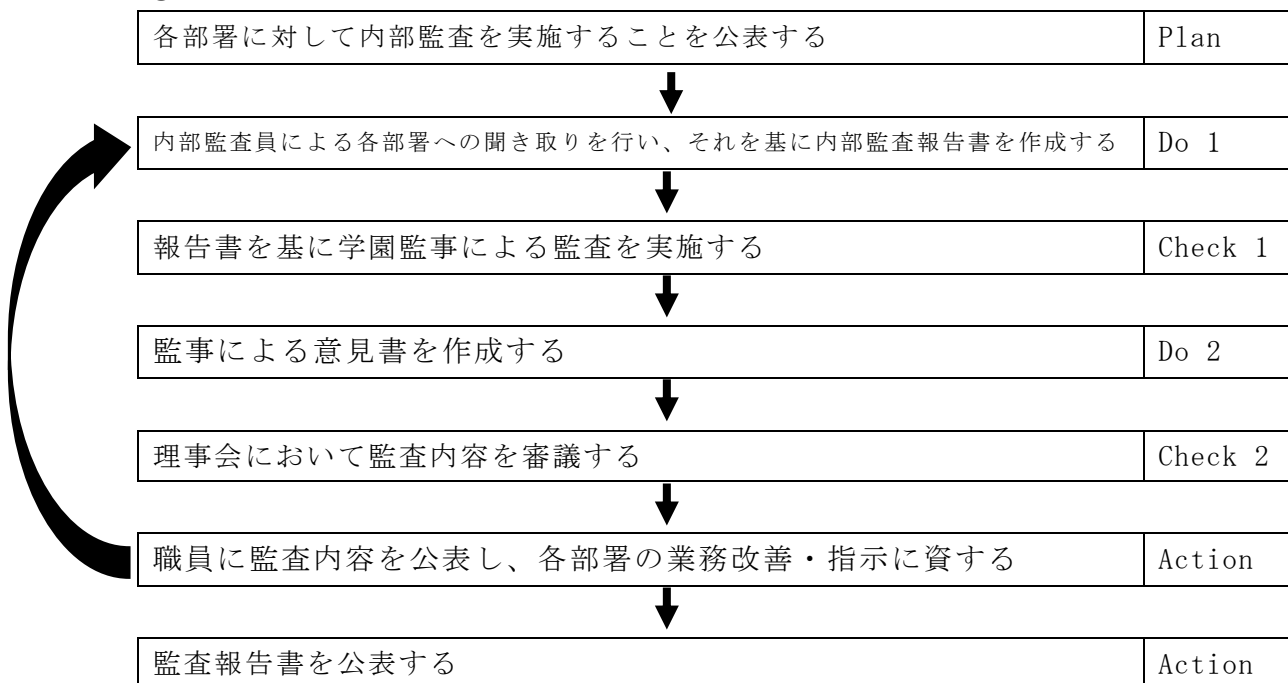
年間活動方針書による各部署の PDCA サイクルの確認は、令和6年度は試行期間として実施し、令和6年11月27日開催の第7回委員会において各部署等の中間報告を審議し、令和7年3月19日開催の第9回委員会において各部署等の最終報告並びに総括の確認を実施した。同時に、第9回委員会において、令和6年度は「年間報告書」の作成を試行期間として実施したが、各部署等において事業の進捗状況を図示することにより、振り返りが容易にできると共に、各部署の中間報告並びに総括を自己点検・評価委員会が内容を確認し、場合によっては改善の指導を行うなど、本学の自己点検に有意義であることを踏まえ、令和7年度も継続して実施することになった。

資料 2-3-③-i-A 自己点検・評価委員会による自己点検・評価スケジュール（PDCA サイクルによる）



他に大学全体の内部保障のためのPDCAサイクルの実例をあげると、内部監査システムのPDCA運用については下記の手順がとられている。

資料 2-3-③-i-B 身延山大学内部監査スケジュール（PDCA サイクルによる）



大学全体の内部質保証のための自己点検・評価と内部監査のための PDCA サイクルの実例は上記のとおりである。点検に用いる項目は認証評価機関（（公財）日本高等教育評価機構）が定める大学認証基準に準拠しており、その関係は前項に示した「資料 2-2-①-iii-A 自

己点検・評価組織と点検項目関係表」と「資料 2-2-①-iii-B 各種委員会と自己点検評価項目との関連」のとおりであり、本学の年度評価書作成並びに監事による監査報告書は上記に従って実施している。令和 7 年 3 月に学内各部署に令和 6 年度分の自己点検報告書の作成を依頼し、その提出を受けて各部署において PDCA サイクルに準拠した改善・改革を実施したかを確認する予定である。

また、令和 6 年度自己点検評価書の完成を受けて内部監査を実施し、実際の大学運営で矛盾点が無いか等の見直し並びに、課題点の洗い出し及び修正についても、PDCA サイクルに則り進めている。

## 2-3-③-ii 部署ごとの PDCA サイクル

部署ごとの PDCA サイクルは、下記のとおり機能している。

本学では、新年度第 1 回目の定例教授会にて、学長や学部長から、各種委員会、各専攻会議や専門会議等に、建学の精神を基に策定された 3 つのポリシーを具現化するための中・長期計画に沿った短期（当該年度）方針が示され、その方針に沿って年度の活動が各部署で展開される。毎年・毎月・毎週行わなければならないルーティンワークや、その年度に意識して取り組まねばならない活動や業務は、下図のように PDCA サイクルに基づいて機能している。最終的には、年度末に自己点検・評価委員会から依頼される報告書の作成によって、各部署での当該年度の達成状況が検証され、報告される。その報告と実際に教授会等で討議された内容を勘案して次年度の方針策定が、大学レベルでは学長・副学長、学部レベルでは学部長によってなされる。学長・学部長は、各部署で討議されてきた内容を記した毎回の議事録に目を通し、検印する。この行為によって、会議の状況もつぶさに知ることができるので、全体報告だけでは得られない、個々の状況を手に取るように知ることができることも、方針を練る上での強みである。

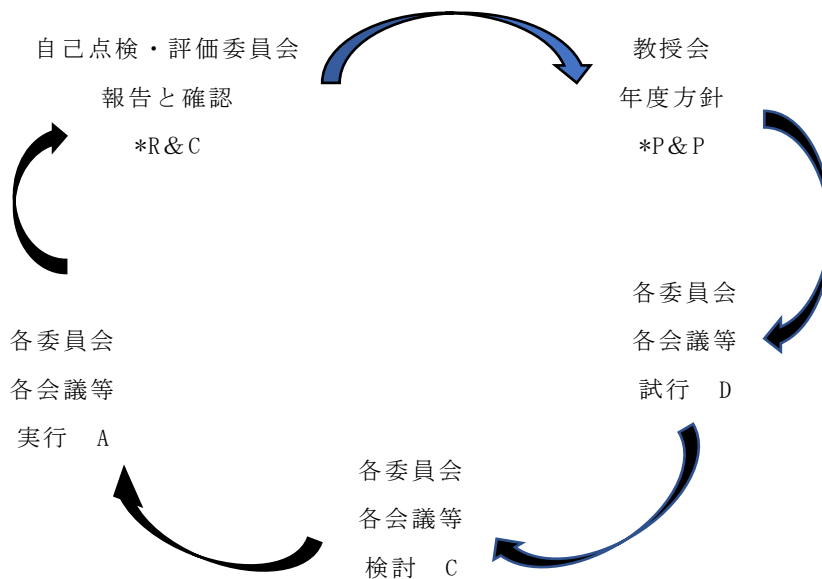
さらに、令和 6 年度の自己点検・評価委員会においては、各部署における PDCA サイクルを可視化しやすくすることを目的として年間活動方針書を整備し、全学で試行した。

年間活動方針書には一枚の用紙に当該年度の「活動方針（P）」、「中間報告（D）」、「実施した改善策の評価・対策（C）」、次年度への「課題や問題点の評価・改善・対策（A）」を記載できるよう整えていて、下記の流れで実施する。

- (1) 年度当初に各部署において年間計画を立て、自己点検・評価委員会に提出する。
- (2) 後期開始時に「活動方針の進捗状況」及び「後半の計画」を中間報告として自己点検・評価委員会に提出し、自己点検・評価委員が内容を精査する。
- (3) 年間計画のとおり事業が進んでいない場合は再度計画を立て、それを基に事業を進めていく。
- (4) 年度末に事業の結果を「実施した改善策の評価・対策」に記入すると共に、「課題や問題点の評価・改善・対策」及び「計画達成」のパーセンテージを記入することによって次年度の活動方針に繋げていく。

以上の流れによって 1 年間の各部署の PDCA サイクルの流れが確認できるものである。

資料 2-3-③- ii 身延山大学教職協働 PDCA サイクル図



\* 図中の P&P は Purpose（成果）と Plan（計画）、R は Report（報告）のこと。

【基準 2 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学における内部質保証を担当する自己点検・評価委員会は小規模ではあるが学長以下学内の要職に就いている教職員が委員となっており、各自が情報を共有しやすいという特徴がある。その結果として、学内における業務や教育研究等を遂行する際の意思合意形成がしやすくなっている。

しかしながら、現状に満足することなく令和 6 年度に試行した各部署における年間方針書の作成並びに自己点検・評価委員会への提出は、今後の成果が期待される取り組みである。2-3-③-i に記したように、各部署等において事業の進捗状況を図示することにより、振り返りが容易にできると共に、各部署の中間報告並びに総括を自己点検・評価委員会が内容を確認し、場合によっては改善の指導を行うなど、本学の自己点検に有意義であることを踏まえ、令和 7 年度も継続して実施する。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

第 4 期評価システムより「学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用」が点検項目に組み込まれていることを鑑み、本学においても外部評価委員に関する規程を設け、令和 7 年度より委員を任命して意見を聴取することが定められたが、本報告書公開時には未実施のため、施行の際には規程並びに遂行上不具合等が無かったか確認し、次年度以降修正していくことが求められている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

前記のとおり現在本学の各部署における PDCA サイクルを再構築するため、「年間活動方針書」を取り纏め、令和 6 年度各部署内において試行し、令和 7 年度も継続して実施することに決定した。

また、「学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用」について、令和 7 年度より外部評価委員を任命し、その意見や要望を踏まえ、大学全体の改善に結びつける仕組

みとして、内部質保証を機能させていくことを決定した。

### 基準 3. 学生

#### 3-1. 学生の受入れ

##### 3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

##### 3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

#### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-①-i 本学のアドミッション・ポリシー

身延山大学の入学者受け入れ方針は「本学の使命・目的」に基づき、AP として具現化している。現在の本学の AP は、平成 27 年度第 11 回定例教授会・平成 28 年 3 月の理事会において決定して以来「大学案内」や「入学試験要項」等にこれを明確に公表してきた。具体例を挙げれば、本学 HP にある「三つの方針」「入試情報」「大学案内 PDF 版」、紙媒体である「大学案内」「入学試験要項」で公表するほか、各種進学説明会・相談会等においても「本学が求める学生像」として、現在広く周知している。さらに、日蓮宗が発行している機関誌『日蓮宗宗報』、身延山久遠寺が発刊している布教誌『みのぶ』、日蓮宗門系新聞『日蓮宗新聞』、旺文社発行物への情報提供やリクルート等の進学情報サイト等の広告媒体を通して広く周知している。

平成 29 年度に行われた仏教学部改組により、仏教学部は仏教学科のみの 1 学科 3 専攻（日蓮学、仏教芸術、福祉学）制となり、カリキュラム内容等を大幅に変更した後は、上記の AP を基軸として、令和 7 年 5 月 1 日現在の仏教学部仏教学科は「教員と学生の共鳴教育」を基本とし「社会貢献・地域貢献・国際貢献」の教育の三つの柱を掲げて学科・専攻の各 AP を確立し、具現化に努めている。令和 5 年度に「仏教芸術専攻」が「文学・芸術専攻」へと専攻名が変更となることをうけ、令和 4 年度に「仏教芸術専攻」の AP を基軸として、新たに「文学・芸術専攻」AP を策定。新 1 学科 3 専攻（日蓮学、文学・芸術、福祉学）制となった令和 6 年度入学試験では、この新たなに策定された専攻 AP に基づいて実施された。

#### 資料 3-1-①-i-A 本学 AP（本学 HP「令和 7 年度履修の手引き」より）

アドミッション・ポリシー（本学が求める学生像）

#### (1) 仏教学科

- ① 好奇心を持ち、さらなる探求心を培おうと思う人
- ② 見識を深め、自己を向上させようとする人

- ③ 一人一人の個性を尊重し、相手の視点に立つことができる人
- ④ 主体的、かつ柔軟に思考することができる人
- (2) 日蓮学専攻
  - ① 僧侶として実践の場で活躍したい人
  - ② 仏教の教えを学び、社会に貢献したい人
  - ③ 宗教界の指導者を目指す人
- (3) 文学・芸術専攻
  - ① 文学・歴史・美術が好きで、文学・仏教美術を学びたい人。
  - ② アジアの仏教に関心があり、仏教のルーツを探ってみたい人。
  - ③ 博物館や社会教育に関する知識を身につけたい人。
- (4) 福祉学専攻
  - ① 人を敬い、やさしい心をもった人
  - ② 将来、福祉の分野で活躍したいと思っている人
  - ③ からだを動かし、五感をはたらかせて考えようとする人

### 3-1-①-ii 本学のオープンキャンパス（OC）

本学の AP は各種 OC を通じて周知を図っている。具体例を挙げれば、まず ‘Open Campus Everyday’ として、いつでも学内見学や進学相談に対応できる体制を整えており、また、令和元年度から実施している身延山大学附属身延山高等学校対象の OC は毎年継続して実施し、本学の AP の周知に努めている。令和 6 年度の附属身延山高等学校対象 OC 参加者数は 2 年生を主な対象とし、全体の 81% を占めた。年 3 回（7・8・9 月）実施している特別 OC については、コンシェルジュ役や学内ツアーガイドを、職員・学生による対応で開催した。特別 OC では、ツアーガイドのほか、学生による大学紹介・質疑応答等も実施しており、アンケート等で「好評」を得ている学生目線のリアルな大学紹介を今後も継続していく。また、随時参加を受け付けている ‘Open Campus Everyday’ は 11 組の参加があり、AP の周知の成果があり、この内 2 組は令和 7 年度の入学につながった。なお、令和 2～4 年度まで、コロナ禍を理由に中止した甲斐清和高等学校大学見学ツアーは甲斐清和高等学校側の意向により令和 6 年度も中止した。

現在、OC への参加者の内訳をみると、現役高校生のほか社会人も多く、その約 2 割が入学に結び付いている。その開催数や開催時期、また実施内容等については、OC 参加者アンケート集計結果及び教職員の声を反映すべく、学部を主体に毎年度振り返り・検討を行い、次年度の実施に向けて改善を図っている。

また、本年度は令和 5 年度から継続して積極的に SNS を活用し、YouTube・Instagram・TikTok の公式アカウントを用いて年間 3 回開催される「特別 OC」の参加者を募った。Instagram・TikTok を特別 OC に活用したのは初めての試みである。今後、SNS 広告配信の検証分析を行い、より効果的な広報を実施していく。

## 資料 3-1-①- ii -A 令和 6 年度 OC

| 日付        | 校名（等）        | 参加者  |
|-----------|--------------|------|
| 5 月 11 日  | 附属身延山高校対象 OC | 24 人 |
| 7 月 5 日   | 山梨県外高校       | 1 人  |
| 7 月 27 日  | 山梨県外高校       | 2 人  |
|           | 社会人          | 2 人  |
| 8 月 21 日  | 附属身延山高校      | 4 人  |
|           | 山梨県外高校       | 1 人  |
|           | 社会人          | 1 人  |
| 8 月 22 日  | 山梨県内高校       | 1 人  |
| 9 月 28 日  | 山梨県内高校       | 1 人  |
|           | 山梨県外高校       | 3 人  |
|           | 専門学校（外国人留学生） | 1 人  |
|           | 社会人          | 1 人  |
| 11 月 3 日  | 山梨県外高校       | 1 人  |
|           | 社会人          | 1 人  |
| 11 月 7 日  | 社会人          | 1 人  |
| 12 月 19 日 | 社会人          | 1 人  |
| 1 月 22 日  | 社会人          | 1 人  |
| 3 月 27 日  | 山梨県外高校       | 1 人  |

現在、山梨県内また静岡県の一部の高等学校訪問を教職協働体制で行っており、令和 6 年度の実績について、山梨県内の高等学校訪問を例にあげれば下記のとおりである。令和 5 年度より「仏教芸術専攻」から「文学・芸術専攻」への専攻名変更があり、それに伴って訪問時には各専攻の特色やカリキュラム内容等の説明を重点的に行った。

## 資料 3-1-①- ii -B 令和 6 年度入試広報訪問日程（高等学校等）

| 日付       | 校数        |
|----------|-----------|
| 5 月 24 日 | 山梨県内 5 校  |
| 5 月 30 日 | 山梨県内 13 校 |
| 6 月 3 日  | 山梨県内 6 校  |
| 6 月 6 日  | 山梨県内 9 校  |
| 6 月 11 日 | 山梨県内 1 校  |
| 6 月 13 日 | 山梨県内 9 校  |
| 6 月 13 日 | 静岡県内 8 校  |
| 6 月 14 日 | 静岡県内 8 校  |
| 6 月 17 日 | 静岡県内 9 校  |

### 3-1-①-iii 入学試験科目及び選考基準

本学は、日蓮教学や仏教思想を中心に現代社会に即応した宗教者の育成を目的とする日蓮学専攻と、仏教芸術や文学に現れる宗教を学ぶ高い実践力を持つ人財育成を基本とした文学・芸術専攻、そして福祉人財育成と地域福祉の貢献を志す人財育成を基本とした福祉学専攻の3専攻を設置しており、現代社会の多方面に有為な人財を輩出している。本学の教育課程や教授陣及び人財輩出については、多方面から高く評価されてはいるが、それが学生確保には直結しておらず、入学者確保は難しい現状といわざるを得ない。

この現状を受け、入学試験要項や本学 HP 上に、試験別選抜方法と試験における評価方法、そしてその内容に則した入学者受け入れ方針を明確化した。さらに、本年度より HP 上に受験生特設サイトを設けて周知に努めた。そして昨年度の入学試験科目及び選考基準内容を継続検討し、全ての入学試験区分で、本学が求める学生確保に努めた。各種入学試験内容は下記のとおり。

#### (1) 学校推薦型選抜

- ① 指定校推薦入学試験では、本学が指定校と定めた高等学校長が推薦する、3ヵ年の学習成績概評が3.0以上の者を対象とし、小論文、高等学校長から提出された調査書と面接審査を総合して可否を判定する。
- ② 附属身延山高等学校特別推薦入学試験では、本学の附属高等学校である身延山大学附属身延山高等学校長が推薦する、3ヵ年の学習成績概評が3.0以上の者を対象とし、小論文、高等学校長から提出された調査書と面接審査を総合して可否を判定する。
- ③ 一般公募制推薦入学試験 A では、高等学校長が推薦する、3ヵ年の学習成績概評がC段階(2.7)以上の者を対象とし、高等学校長から提出された推薦書、調査書と面接審査を総合して可否を判定する。

#### (2) 総合型選抜

- ① 一般公募制推薦入学試験 B では、自己表現書、並びに出身学校長から提出された調査書と面接審査を総合して可否を判定する。
- ② 自己スタイル入学試験では、自己表現書、高等学校長から提出された調査書並びに面接審査を総合して可否を判定する。
- ③ 社会人推薦入学試験では、就業経験があり、積極的に自己PRできる人物を対象とし、自己表現書、高等学校長から提出された調査書、さらに面接審査を総合して可否を判定する。
- ④ 宗門後継者推薦入学試験では、将来日蓮宗寺院等の後継者となる人物を対象とし、宗門関係役員等の推薦書、並びに高等学校長から提出された調査書と面接審査を総合して可否を判定する。
- ⑤ 社会福祉施設後継者推薦入学試験では、社会福祉事業の理念と実践に強い関心を持つ人物を対象とし、宗門関係役員等並びに社会福祉施設長等の推薦書、並びに高等学校長から提出された調査書と面接審査を総合して可否を判定する。

#### (3) 一般選抜

- ① 一般入学試験 A では、学力検査(国語・英語)、高等学校長から提出された調査書と面接審査を総合して可否を判定する。

- ②一般入学試験 B では、小論文、高等学校長から提出された調査書と面接審査を総合して可否を判定する。

(4) 留学生選抜

- ①留学生指定校推薦入学試験では、本学が指定校と定めた学校等の長が推薦する、外国籍を有し、日本語の講義をしっかりと理解できる能力を持ち合わせ、本学を専願する者を対象とし、小論文、学校等の長から提出された調査書と面接審査を総合して可否を判定する。
- ②留学生自己スタイル入学試験では、外国籍を有し、日本語の講義をしっかりと理解できる能力を持ち合わせる者を対象とし、学校等の長から提出された調査書と面接審査を総合して可否を判定する。
- ③留学生編入学試験では、外国籍を有し、日本語の講義をしっかりと理解できる能力を持ち合わせる者を対象とし、学校等の長から提出された成績証明書と面接審査を総合して可否を判定する。

(5) 編入学試験

- ①第 2、3 年次編入学試験では、これまで学んできた専門分野で修得した知識や学力を、成績証明書と面接審査から総合して可否を判定する。

(6) 秋入学試験

秋入学試験は、次年度入学試験と同年度中に実施する入学試験であるが、当年度後期（9 月）より入学するための入学試験である。秋入学試験は留学生や帰国子女、また他大学卒業後に本学にて修学及び資格取得を志す者が、時間的ロスなく学士課程を履修することを目的として設置されたものである。

秋入学試験は「総合型選抜」における「自己スタイル入学試験」「社会人推薦入学試験」「宗門後継者推薦入学試験」「社会福祉施設後継者推薦入学試験」「第 2、3 年次編入学試験」及び「留学生選抜」における「留学生自己スタイル入学試験」「留学生編入学試験」にて受験することができる。令和 6 年度秋入学試験では「総合型選抜 社会人推薦入学試験」にて 2 名が受験し、秋入学した。

その他に入学者の修学スタイル等に対応すべく、下記の入学制度を設置している。

(7) シニア入学制度

社会経験を経て、仏教や社会福祉に興味のある 50 歳以上の方を対象に入学金と授業料の減免を行う。

(8) 長期履修学生制度

職業や家事に従事する人が、個人の諸事情に応じて、通常の修業年度を超えて学士課程を履修することができ、在学年数を 5 年～10 年の間で自由に決めることができる。また、令和 5 年度入学試験から継続して、一部の入学試験形態を除き、全ての入学試験形態において「オンラインによる受験」を受験者が選択できるようにしている。これにより受験者の距離的、また経済的負担軽減を図っている。学校推薦型選抜（指定校推薦入学試験、附属身延山高等学校特別推薦入学試験、留学生指定校推薦入学試験）については従来とおり来校しての「小論文」及び対面での「面接審査」にて実施した。

資料 3-1-①-iii-A 試験別選抜方法

| 区分      | 名称                                                                                |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 学校推薦型選抜 | ①指定校推薦入学試験<br>②附属身延山高等学校特別推薦入学試験<br>③一般公募制推薦入学試験 A                                |
| 総合型選抜   | ①一般公募制推薦入学試験 B<br>②自己スタイル推薦入学試験<br>③社会人推薦入学試験<br>④宗門後継者推薦入学試験<br>⑤社会福祉施設後継者推薦入学試験 |
| 一般選抜    | ①一般入学試験 A<br>②一般入学試験 B                                                            |
| 留学生選抜   | ①留学生指定校推薦入学試験<br>②留学生自己スタイル入学試験<br>③留学生編入学試験                                      |
| 編入学試験   | ①第 2、3 年次編入学試験                                                                    |

|                  |                                                                 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 総合型選抜<br>(秋入学試験) | ①自己スタイル推薦入学試験<br>②社会人推薦入学試験<br>③宗門後継者推薦入学試験<br>④社会福祉施設後継者推薦入学試験 |
| 編入学試験<br>(秋入学試験) | ①第 2、3 年次編入学試験                                                  |
| 留学生選抜<br>(秋入学試験) | ①留学生自己スタイル入学試験<br>②留学生編入学試験                                     |

3-1-①-iv 指定校推薦入学試験・附属身延山高等学校特別推薦入学試験対象「奨励特待生制度」

本学の各種入学試験は、学力検査、小論文、面接審査、書類審査等を課し、これらを総合して可否を判定している。学校推薦型選抜においては、指定校推薦入学試験合格者の中で、特に、学業・人物共に優秀な生徒で、将来専門的な資格取得を目指す者に対して、さらなる高い自己実現を資助することを目的として奨励特待生に採用する。また、令和 2 年度入試より身延山大学附属身延山高等学校の生徒を対象に「附属身延山高等学校特別推薦入学試験」を新設し「奨励特待制度Ⅲ種」として、成績及び品行方正な生徒を対象に施設拡充費の減額を行う制度を設けた。令和 7 年度入試において山梨県外高等学校より 1 名が指定校推薦入学試験を、附属身延山高等学校より 4 名が附属身延山高等学校特別推薦入学試験を受験したが、合格者 5 名のうち、奨励特待生採用者はなかった。

### 3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学試験は、学則第 8 条により身延山大学入学試験要項に則り、アドミッション・広報委員会のもと「建学の精神」「AP」「入学試験における AP」に沿って、21 種類の選抜方法により実施している。そして全ての入学試験で面接審査を課し、本学の教育内容や AP に対する受験生の理解及び学習意欲の確認を行っている。

#### 3-1-②- i 試験別選抜方法の説明

本学の試験別選抜方法は「入学試験要項」に簡便に示しており、その全ての入学試験で、学校教育法第 90 条、第 108 条第 2 項、第 122 条、第 132 条や学校教育法施行規則第 150 条、第 151 条、第 154 条、第 161 条、第 165 条の 2、第 178 条、第 186 条等を基として、本学が定めた入学試験の AP を満たすことを基準としている。

#### 3-1-②- ii 入学試験問題作成

入学者の選抜については「アドミッション・広報委員会規程」に基づいて、学長から入試問題作成委員長を任命し、適切な体制のもとに実施している。

出題及び採点等に必要な入試問題作成委員は、入試問題作成委員長、仏教学部長及びアドミッション・広報委員長（入試問題統括担当）の評議の上、各科目担当者を委嘱している。試験問題作成に関する対応については、平成 31 年度より試験問題作成の前段階で各試験科目の作成委員は期日までに「試験内容の指針」を入試問題作成委員長並びに入試問題総括担当に提出し、実施内容の適否を検討している。また、別紙の「打ち合わせ報告書」に打ち合わせをした場所や日時、打ち合わせ内容を記録し、問題作成終了後に事務局へ提出している。

入試問題作成の過程として、まず各試験科目担当作成委員が入試問題統括担当者に素案を提出、入試問題作成委員長と入試問題統括担当者で、学習指導要領に則した試験問題かどうかを吟味し、試験問題に齟齬ある場合は各試験問題作成委員に指摘し、是正した段階で再度確認し、事務局へ原稿を提出。入学試験実施前には、必ず各試験科目担当作成委員が試験問題の内容を再点検し、誤字・脱字・誤植等がないかどうかを確認、試験日までに所定の書式に整え印刷を行い、適切かつ厳重に管理し、入学試験を実施している。また、試験実施終了後は、実施した試験問題の内容の振り返りを行っている。

平成 30 年度より、学力の 3 要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）」を語る内容を学力検査、及び面接審査に導入し、上記 3 要素及び本学の教育内容をいかに理解しているかを総合的に判断している。なお、今後の大学入学者選抜実施要項等の通知等を基に、入学試験における AP の見直しを継続して行い、新入試制度の導入に合わせてその内容に則した入学試験を実施していく。

#### 3-1-②- iii 入学試験

入学試験は昨年度の内容を継続し、入学試験における AP に沿って実施した。

受け入れ方法については、受験生のスタイルに合った試験形態を提供できるよう、一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜、編入学試験において 21 種類の試験区分を開設し、本

学の教育内容や AP に対する受験生の理解を確認するために、全ての入学試験で面接審査を行い、学習意欲を確認している。

令和 6 年度以降、新型コロナウイルスが 5 類に移行したことで特例措置をとっていた入試形態を従来の来校・対面型へと戻すことができた。但し、引き続き、学校推薦型選抜、一般選抜以外の全ての試験区分において受験者は「オンラインによる受験」を選択できるようにしている。(3-1-①-ii 参照)

また、1 年生から入学を希望する留学生受け入れのための入試区分として新たに「留学生自己スタイル入学試験」を検討し、令和 7 年度入試から実施した。これにより「留学生選抜」は「留学生指定校推薦入学試験」、「留学生自己スタイル入学試験」、「留学生編入学試験」の 3 つの試験区分となる。これを受けて、身延山大学外国人留学生規程の見直しを行い、令和 6 年度より「身延山大学留学生受け入れのためのガイドライン」を策定した。

### 3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員に対しての学生受け入れ数の比率は、下記に示すとおりである。適正数値ではない年度もあるが、学部としても、専攻としても、志願者が即入学者であり、歩留まり率は非常に高い。定員確保は年々厳しい状況が続いているが、日蓮宗門内に「宗門後継者推薦入学試験」、さらに社会福祉施設には「社会福祉施設後継者推薦入学試験」等、本学独自の推薦入学試験を周知し、入学定員の確保を図っている。

18 歳人口を対象とした入学試験ばかりではなく、総合型選抜、留学生選抜、編入学試験等の多様な入学試験を実施し、「シニア入学制度」、「長期履修学生制度」等、社会人を対象とした入学制度により幅広い年齢層の受け入れを可能とする。留学生選抜は令和 6 年度に 4 名が入学、令和 7 年度に 2 名が入学と 2 年連続で留学生を獲得しており、さらに令和 5 年度より導入した「秋入学試験」では、令和 6 年度に 2 名が受験し入学した。

#### 資料 3-1-③-A 身延山大学在学学生数及び入学者数（過去 5 年間・数値＝人）

[令和 2 年度]

| 学科       | 専攻・コース            | 性別 | 1 年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 | 合計 | 専攻・<br>コース<br>合計 | 学科<br>合計 | 本学<br>定員 | 定員<br>充足率 |
|----------|-------------------|----|-----|-----|-----|-----|----|------------------|----------|----------|-----------|
| 仏教<br>学科 | 日蓮学専攻<br>(宗学コース)  | 男  | 5   | 11  | 13  | 15  | 44 | 56               | 72       | 120      | 60.0%     |
|          |                   | 女  | 1   | 2   | 3   | 6   | 12 |                  |          |          |           |
|          | 仏教芸術専攻<br>(文化コース) | 男  | 1   | 3   | 1   | 4   | 9  | 10               |          |          |           |
|          |                   | 女  | 0   | 0   | 1   | 0   | 1  |                  |          |          |           |
|          | 福祉学専攻             | 男  | 0   | 2   | 2   | 0   | 4  | 6                |          |          |           |
|          |                   | 女  | 0   | 0   | 0   | 2   | 2  |                  |          |          |           |
| 合計       |                   |    | 7   | 18  | 20  | 27  | 72 | 72               |          |          |           |

## 〔令和 3 年度〕

| 学科       | 専攻・コース            | 性別 | 1 年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 | 合計 | 専攻・<br>コース<br>合計 | 学科<br>合計 | 本学<br>定員 | 定員<br>充足率 |
|----------|-------------------|----|-----|-----|-----|-----|----|------------------|----------|----------|-----------|
| 仏教<br>学科 | 日蓮学専攻<br>(宗学コース)  | 男  | 11  | 6   | 12  | 18  | 47 | 58               | 77       | 120      | 64.2%     |
|          |                   | 女  | 2   | 1   | 2   | 6   | 11 |                  |          |          |           |
|          | 仏教芸術専攻<br>(文化コース) | 男  | 3   | 0   | 3   | 2   | 8  | 12               |          |          |           |
|          |                   | 女  | 2   | 0   | 1   | 1   | 4  |                  |          |          |           |
|          | 福祉学専攻             | 男  | 1   | 0   | 2   | 2   | 5  | 7                |          |          |           |
|          |                   | 女  | 1   | 0   | 0   | 1   | 2  |                  |          |          |           |
| 合計       |                   |    | 20  | 7   | 20  | 30  | 77 | 77               |          |          |           |

## 〔令和 4 年度〕

| 学科       | 専攻・コース            | 性別 | 1 年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 | 合計 | 専攻・<br>コース<br>合計 | 学科<br>合計 | 本学<br>定員 | 定員<br>充足率 |
|----------|-------------------|----|-----|-----|-----|-----|----|------------------|----------|----------|-----------|
| 仏教<br>学科 | 日蓮学専攻<br>(宗学コース)  | 男  | 5   | 11  | 7   | 14  | 37 | 45               | 70       | 120      | 58.3%     |
|          |                   | 女  | 1   | 2   | 0   | 5   | 8  |                  |          |          |           |
|          | 仏教芸術専攻<br>(文化コース) | 男  | 2   | 2   | 1   | 3   | 8  | 12               |          |          |           |
|          |                   | 女  | 0   | 2   | 1   | 1   | 4  |                  |          |          |           |
|          | 福祉学専攻             | 男  | 4   | 2   | 0   | 3   | 9  | 13               |          |          |           |
|          |                   | 女  | 2   | 1   | 0   | 1   | 4  |                  |          |          |           |
| 合計       |                   |    | 14  | 20  | 9   | 27  | 70 | 70               |          |          |           |

## 〔令和 5 年度〕

| 学科       | 専攻・コース              | 性別 | 1 年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 | 合計 | 専攻・<br>コース<br>合計 | 学科<br>合計 | 本学<br>定員 | 定員<br>充足率 |
|----------|---------------------|----|-----|-----|-----|-----|----|------------------|----------|----------|-----------|
| 仏教<br>学科 | 日蓮学専攻<br>(宗学コース)    | 男  | 7   | 7   | 13  | 11  | 38 | 46               | 69       | 120      | 56.6%     |
|          |                     | 女  | 2   | 1   | 2   | 3   | 8  |                  |          |          |           |
|          | 文学・芸術専攻<br>(仏教芸術専攻) | 男  | 2   | 1   | 2   | 0   | 5  | 9                |          |          |           |
|          |                     | 女  | 0   | 0   | 3   | 1   | 4  |                  |          |          |           |
|          | 福祉学専攻               | 男  | 3   | 4   | 2   | 0   | 9  | 14               |          |          |           |
|          |                     | 女  | 2   | 2   | 1   | 0   | 5  |                  |          |          |           |
| 合計       |                     |    | 16  | 15  | 23  | 15  | 69 | 69               |          |          |           |

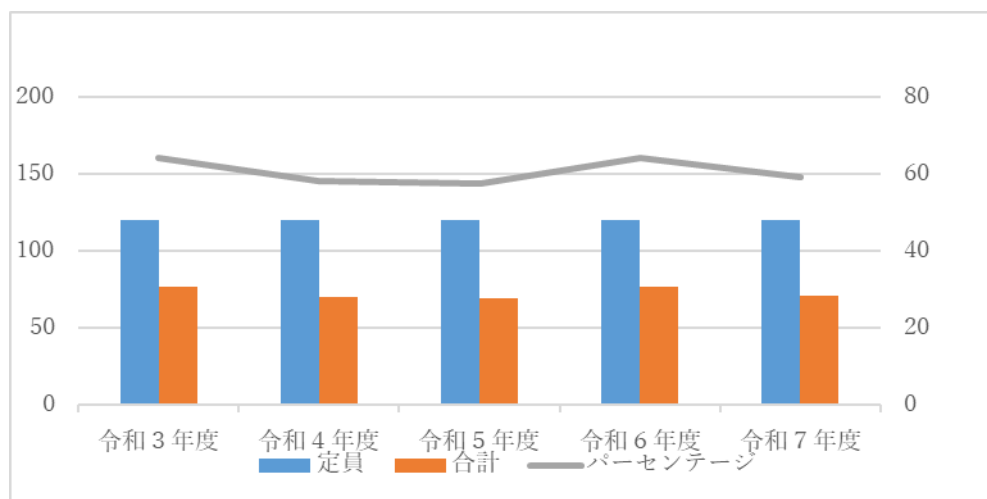
## 〔令和 6 年度〕

| 学科       | 専攻・コース              | 性別 | 1 年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 | 合計 | 専攻・<br>コース<br>合計 | 学科<br>合計 | 本学<br>定員 | 定員<br>充足率 |
|----------|---------------------|----|-----|-----|-----|-----|----|------------------|----------|----------|-----------|
| 仏教<br>学科 | 日蓮学専攻<br>(宗学コース)    | 男  | 8   | 9   | 8   | 16  | 41 | 50               | 79       | 120      | 65.8%     |
|          |                     | 女  | 3   | 1   | 0   | 5   | 9  |                  |          |          |           |
|          | 文学・芸術専攻<br>(仏教芸術専攻) | 男  | 5   | 3   | 2   | 1   | 11 | 16               |          |          |           |
|          |                     | 女  | 1   | 0   | 1   | 3   | 5  |                  |          |          |           |
|          | 福祉学専攻               | 男  | 0   | 3   | 4   | 2   | 9  | 13               |          |          |           |
|          |                     | 女  | 0   | 1   | 2   | 1   | 4  |                  |          |          |           |
| 合計       |                     |    | 17  | 17  | 17  | 28  | 79 | 79               |          |          |           |

## 〔令和 7 年度〕

| 学科       | 専攻・コース              | 性別 | 1 年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 | 合計 | 専攻<br>合計 | 学科<br>合計 | 本学<br>定員 | 定員<br>充足率 |
|----------|---------------------|----|-----|-----|-----|-----|----|----------|----------|----------|-----------|
| 仏教<br>学科 | 日蓮学専攻               | 男  | 4   | 7   | 14  | 8   | 33 | 39       | 70       | 120      | 58.3%     |
|          |                     | 女  | 3   | 2   | 1   | 0   | 6  |          |          |          |           |
|          | 文学・芸術専攻<br>（仏教芸術専攻） | 男  | 4   | 4   | 3   | 2   | 13 | 15       |          |          |           |
|          |                     | 女  | 0   | 1   | 0   | 1   | 2  |          |          |          |           |
|          | 福祉学専攻               | 男  | 3   | 0   | 3   | 5   | 11 | 16       |          |          |           |
|          |                     | 女  | 2   | 0   | 1   | 2   | 5  |          |          |          |           |
| 合計       |                     |    | 16  | 14  | 23  | 18  | 71 | 70       |          |          |           |

## 資料 3-1-③-B 定員充足率（過去 5 年間）



## 資料 3-1-③-C 入学者定員に対する充足率（過去 5 年間・数値＝人）

| 年度      | 入学者数 | 入学定員 | 入学定員に対する充足率 |
|---------|------|------|-------------|
| 令和 3 年度 | 21   | 30   | 70.0%       |
| 令和 4 年度 | 16   | 30   | 53.3%       |
| 令和 5 年度 | 21   | 30   | 70.0%       |
| 令和 6 年度 | 22   | 30   | 73.3%       |
| 令和 7 年度 | 17   | 30   | 56.7%       |

令和 7 年度入学者数は、1 年生 13 名、編入生 4 名の合計 17 名であり、令和 6 年度入学者数より 5 名下回り、定員を満たすことはできなかった。

一般選抜（一般入学試験 A・B）については、令和 5 年度入試より 3 年連続で A・B 共に志願者が 0 名という状況であり、特に年明けの「本学 1 学年への入学者数」を増やすことは依然厳しく、AP に則した編入学生や社会人入学者の確保がより一層求められる。

また、本学を志望する受験生は推薦入学試験志向が高く、入学者の歩留り率も高いことから、受験＝入学という流れは続くと予測され、今後も編入学試験、シニア入学の社会人をターゲットにした入試を入試広報活動の柱の一つにすると共に、外国人僧侶希望者等を中心とする留学生受け入れ制度や、日蓮系各宗派・教団関係者に向けた、広い視点を持った広報を積極的に推進し入学者確保に努めていく。さらに県内及び隣接県内で実施される高校生対象の進路説明会等や、日本語学校生徒対象の日本留学フェア等への積極的な参加や、令和 6 年度から注力している国内外への SNS 広告配信や留学生進学塾でのオンライン OC の実施により認知度向上を図る。あわせて、学内実施の OC においても学部と協力し、内容見直しにも力を入れ、参加者より好評であった在学生による大学紹介・キャンパスツアー等の従来の実施方法を踏襲しつつ、新たな活動も模索している。

## 3-2. 学修支援

## 3-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

## 3-2-② TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

## (1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

## (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 3-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

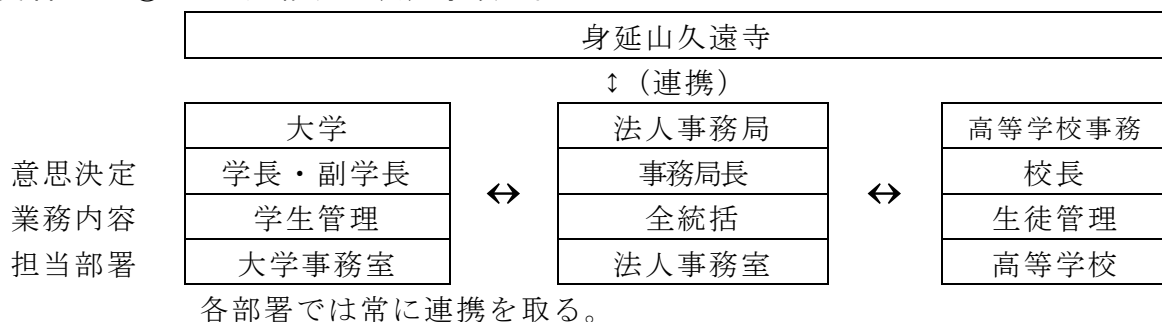
本学の専任教員と職員は、各種委員会・専門会議（教養教育専門会議・教職専門会議）に配属されることにより教職協働体制をとっている。特に、学修支援や生活支援に関し直接対応し、検証を行う委員会として学務委員会、学修支援や生活支援の質の向上を図る委員会として FD・SD 委員会があり、この両委員会が適切に運営されることで PDCA サイクルが機能している。

基準 1 に述べたように、専任教員と職員が一律同列の「委員」として各種委員会・専門会議の運営に参画することにより、本学の教職協働体制を明確化し、垣根のない意見交換、

学内での問題解決を図っている。

また、本年度も各種感染症対策は教員と職員等の協働体制で対応し、法人事務局が主となり学長・附属高等学校長及び隣接している身延山久遠寺学生寮寮監と連携を密にし、感染症が発生した場合の対応を徹底させた。

### 資料 3-2-①- i 連絡及び決定事項の図式



前・後期の学期当初に A/A により各専攻学生全員に対して履修支援を実施した。また、学生ポートフォリオを活用して学生への個別指導を行い、各専攻会議にて学生支援についての情報共有を行った。

本年度は昨年度に引き続き、感染症の影響のためにきめ細かな実習指導と受け入れ依頼を行った。具体的には、実習派遣に向けた実習先との日程の調整や実習内容の精査、学生との綿密な連絡調整が行われた。

### 3-2-② TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では身延山大学ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタント規程を定め、本規程に基づき、学修支援を行っている。これまで、仏教実践系科目、仏教芸術系科目、福祉実技系科目を中心に、教員の裁量により外部から実務者を招き、計画的に実施している。令和 6 年度の TA の活動実績は、日蓮学専攻「仏教実践系科目」では「布教実践Ⅰ」、文学・芸術専攻「仏教実践系科目」では「仏教音楽Ⅰ・Ⅱ」「仏像修復の鑑賞と実践Ⅰ・Ⅱ」「仏教絵画Ⅰ・Ⅱ」「仏教彫刻の鑑賞と実践Ⅰ・Ⅱ」、福祉実技系科目では「専門基礎科目」である「手話入門」「手話実践」及び「キャリア系科目」である「手話実践（通常会話）」において、外部より実務経験者を招いている。本学は 3 専攻合わせて 1 学年 30 名の定員という少人数制教育を重んじており、1 科目当たりの受講生は平均して 10 名に満たない。そのため、科目担当教員 1 名で十分に学修支援を行い得る学修環境にあるが、実践系・実技系の科目においては、上記の科目を中心に TA を採用し、さらにきめ細かな指導を徹底して行うことに力を入れている。

#### 3-2-②- i A/A 制度（アカデミック・アドバイザー制度）

本学では学生の生活支援及び学修支援に関しては、主として学修支援室と A/A が対応している。A/A 制度は専任の教員が履修登録に関する学修相談や学修指導、キャンパスライフに関する相談等、学生生活に関することをマンツーマンで支援する制度で、入学から卒業まで教員と学生が接触する機会が増え、履修指導のみならず進路や生活全体の相談まで

気軽にできる共鳴教育が生まれている。

### 3-2-②-ii 教学 IR における学修支援

本学の IR 室は学務委員会と連携をとりながら、各学生の GPA を「専攻別」「学年別」「新入生と編入生別」「本学附属高校と他高校出身者との比較」「住居別」「入学から 4 年次までの GPA の推移」等から検証し、学修支援の資料として活用している。これらのデータは学務委員会と協働して、成績不良者への学修支援（二者面談、三者面談、四者面談または五者面談）を行い、年 2 回履修支援ガイダンスを行っている。なお、学生には入学時から現在までの GPA の数値をグラフ化して配布し、学修支援の資料としても活用している。また A/A や学修支援室は、ポートフォリオ手帳を活用しながら学生の学修支援を適宜行っている。

### 3-2-②-iii 障がいのある学生への配慮

障害のある学生への配慮について、学務委員会が中心となり、該当学生の障害の度合い及び履修状況を鑑み、履修科目授業担当教員との連絡を密にし、プライバシー保護に最善の注意を払いながら学生に不利益が生じないように努めている。

具体例として、学修支援担当者が可能な限り該当学生本人や保護者との話し合いを行い、障害の度合い、大学への要望及び意見を聴取して、対応方法を策定する。その内容は学務委員会を通し教授会に報告して、履修科目授業担当教員に文章で依頼し、該当学生が不利益を受けることなく、学修できるように配慮している。

なお、「身延山学園障害者学生・生徒の支援に関する宣言」及び「身延山大学における障害のある学生支援に関する規程」を基に学園教職員が協働して不利益のない学園生活が送れる学修環境となっている。

通常の授業において各専攻に在籍する障害を持つ学生の支援については、単位取得のための丁寧な学修支援が行われた。また追試験や再試験の該当学生については、科目担当教員と連携を取りながら課題提出まで指導を行った。後期より主専攻を変更した学生については、スムーズな移行ができるよう履修指導等、丁寧な学修支援が行われた。

### 3-2-②-iv オフィスアワー制度

本学は少人数制教育により「先生が最も近い存在である教育環境」を標榜している。これを実現すべく、教員自らの研究室をオープンドアとするオフィスアワーが設定されている。各教員は学生のプライバシー保護に最善の注意を払うことが徹底されている。

各教員のオフィスアワーの日程はシラバス等において公表されており、その時間に学生は自らの A/A だけでなく、全教員を気軽に尋ねて、学修支援や学生生活に関する相談はもちろんのこと、歓談し親身なアドバイスを受けることができる環境が構築されている。このような少人数による教育は、ときには学生にとって厳しいものとなることもあるが、厳しさの中にも温かさがあり、学生にとって貴重な機会となっている。

### 3-2-②-v 教育活動支援

組織的な学修支援の一環として、教養教育専門会議が主体となって「入学予定者への課

題提示」(大学導入教育)について検討し、新入学生を対象にした「日本語能力試験」を行い、教授会にて試験結果の報告と教職員向けの閲覧希望者への開示方法を連絡している。

さらに、試験受験者には A/A より学修指導を実施してもらうように依頼し、実施有無の確認を行っている。

補講科目の学修効果については、前期末に「日本語運用能力テスト(応用レベル)」(Z 会)を実施し、前期の成績との対照表を作成することで確認できた。

令和 6 年度は、入学前に初年次教育の充実を図るための課題の提示と、入学後の「日本語能力試験(JLPT) N1 模擬試験」を実施した。初年次教育に係る教材については、令和 6 年度基礎ゼミ担当教員との協議の上決定し、基礎ゼミを中心とした学習システムの検討を行った。また、私費留学生の入学に備え、「日本語に関する科目」を検討し、履修指導モデルの作成と、「日本語に関する科目(16 科目)」のシラバス【授業の目的・ねらい/授業全体の内容の概要】を統一し、日本語能力向上の検討を行った。

さらに令和 6 年度の「新入生オリエンテーション」にむけて「時間割科目の説明」及び「時間割の作成」を行うための資料となるカリキュラムツリーの再検討をした。これによって「教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」別の履修の仕方について、その検討及び新入生への周知が簡明になり、大学導入教育・初年次教育を円滑に行えるようになった。

また、令和 7 年度入学予定者への入学前教育、初年次教育について、テキスト等の導入機関の検討・依頼を行い、基礎ゼミを中心とした学習システムの検討を行った。

大学導入教育として、まず年度はじめに「基礎ゼミ I」の時間内で、「入学前に取り組むべき課題」を回収し採点すると共に、令和 7 年度より新たにベネッセの GPS-Academic テストを実施すべく検討した。GPS-Academic のようなテストは、学生の思考力や問題解決能力を測定し、教育課程の改善に役立てることができる。これにより、教職員は学生の実態を把握し、学内の取り組みを PDCA サイクルで回すための材料を得ることが可能となる。さらに GPS-Academic テストは、社会で活躍するために大切な「問題解決力」を測るテストであり、受験後のスコアと「大学生活で力を入れるべきポイント」を把握できるようになっている。

### 3-2-②-vi 中途退学、休学及び留年への対応策

中途退学、休学及び留年への対応に関しては、該当学生担当 A/A やスクールカウンセラー、また学修支援室が中心となり親身な支援を行っている。

中途退学者については、学修支援室が退学後の進路や生活についてアドバイスをを行っている。休学者については、休学期間が終わる 1 か月前に復学後の履修方法等を学修支援室が確認し、生活面の状況確認を行うといった事前の支援を実施している。休学者の復学後は、授業に対応できているか追跡調査を行い、メンタル面においても A/A やカウンセラー、学修支援室が支援を行っている。留年者に対しては、成績や生活における問題点を上記と同様に A/A や学修支援室が電話連絡や、ときには面談等を行い、学修や授業支援に対応している。

また学務委員会では、退学・休学希望者に対して、まず本人に状況を確認し保護者へ連絡。必要に応じて本人、また保護者と A/A と学修支援担当者の四者で面談を行い、学修意欲、経済状況及び体調等の問題を把握し、学務委員会で審議し、その結果に応じて教授会

にて承認・了承を行い、学長へ上申している。なお、令和6年度には、休学の在籍年限に達する長期休学者が複数名いた。

**資料 3-2-②-vi-A 退学・休学・復学者一覧（過去5年間）**

|      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 退学者数 | 1人    | 1人    | 1人    | 4人    | 6人    |
| 休学者数 | 10人   | 9人    | 10人   | 11人   | 8人    |
| 復学者数 | 2人    | 1人    | 0人    | 1人    | 1人    |

**3-3. キャリア支援**

**3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施**

**3-3-② キャリア支援体制の整備**

(1) 3-3の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施**

本学のキャリア支援体制は、教育課程において、全専攻共通専門科目のキャリア系科目として「インターンシップⅠ～Ⅳ」（Ⅰは必修、各1単位）「キャリア教育Ⅰ～Ⅲ」（各1単位・選択）、「手話実践（日常会話）」「手話実践（通常会話）」（各1単位・選択）をそれぞれ開設している。これらは各専攻のDPに沿ったキャリア系科目として職業的自立に直結する科目であり、学生の社会的自立を促す科目である。

**3-3-② キャリア支援体制の整備**

**3-3-②-i インターンシップ等を含め、キャリア教育のための支援体制**

本学のキャリア教育については、学生が主体的に進路を選択する能力・態度を身につけさせ、また職業に必要な知識・技能を習得することを目的としている。本学の学生は、仏教学・日蓮教学、仏像修復・仏像制作・学芸員・社会教育士、社会福祉・介護福祉といった専門分野に則した将来の目的を持って入学してくる。そのことを踏まえ、大学生として必要最低限の資料読解力と文章表現力、さらにプレゼンテーション能力を、1年生の必修科目である「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」で修得する。さらに各専攻に関わる職業が専門知識を必要とするため、キャリアを意識した「インターンシップⅠ～Ⅳ」において合計368時間が設定され、インターンシップの協力組織も充実している。

本学では日蓮学専攻・仏教芸術専攻は社会に即応できる人材育成を目的とし「インターンシップⅠ～Ⅳ」を必修とした。なお、令和3年度からは「インターンシップⅠ」を必修かつ1単位とし、「インターンシップⅡ～Ⅳ」は選択科目とした。

令和6年度は、身延山久遠寺や宿坊、身延山久遠寺門前町商店街、日蓮宗諸寺院等において1科目45時間以上（事前・事後学修を含む）の必要時間を課して、受け入れ先と契約書を交わし、インターンシップ学生の受け入れを依頼した。各受け入れ先には、インター

ンシップ修了後に履修学生の評価はもちろんのこと、今後の課題等の記入を依頼している。学生にとってこの経験が卒業後の進路等に役立つよう配慮に努めている。

### 3-3-②-ii 就職・進学に対する相談・助言体制の整備

学生の進路・進学に関して、学修支援担当者が「求人票」「就職説明会」「公務員試験案内」等の情報を提供すると共に、毎年全学生を対象とする進路志望調査を実施し、3年生には「就職登録カード」を記入させて、就職・進学の志望を把握している。

特に4年生は個別面談（大学事務室窓口や電話でも対応）を行い、「履歴書」「自己紹介書」の書き方や面接指導を行い、進路の方向性や内定の状況等を確認し、その内容を学務委員会に報告している。

就職・進学相談の支援は、学務委員やA/Aも対応し、学修支援担当者と情報を共有し、学生の相談に応じている。

3年生に対しては、ポートフォリオ手帳を用いて個別面談を行い、学生の志望先種別を明確にして、履歴書の添削、就職試験に向けた模擬面接や作文指導等の様々な支援を行っている。従来（年3回）行われていたOB・OGのカミングデー、また就職担当の企業人を招く等して行っていた「就職セミナー」は学生のニーズの変化によって個々の就職に対する要望を詳細に聞き取りし、個々のキャリア形成の支援へと移った。

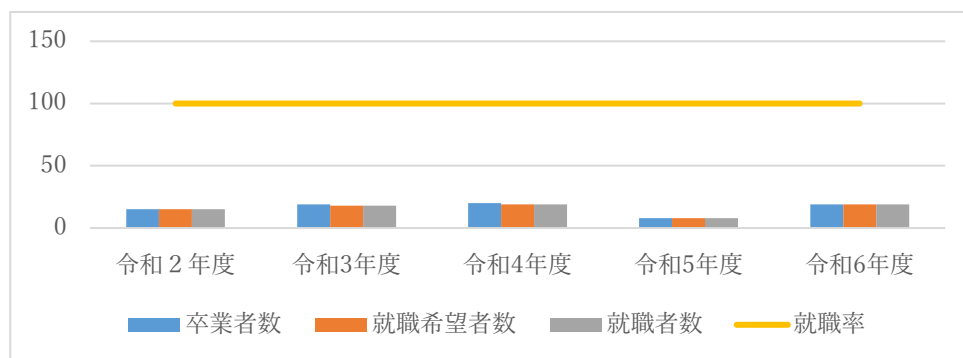
年度当初の就職ガイダンス「就職活動の概要、キャリア教育の説明、進路志望調査」、就職支援としては、履歴書の書き方、電話対応の仕方、面接の基礎知識と応用、各事業所との折衝及び情報提供を個別に丁寧に実施し、学生の就職に対するモチベーションを維持している。その結果として、毎年ほぼ100%の就職率を達成している。

4年生に対してはポートフォリオ手帳を用いて個別面談を行い、学生の志望先種別を明確にして、学習支援室と協同して履歴書添削、就職試験に向けて模擬面接や作文指導を行った。

令和6年度卒業生について日蓮学専攻卒業生14名、仏教芸術専攻卒業生4名、福祉学専攻卒業生1名の卒業後の進路は就職19名（就職率100%）であった。

社会福祉士国家試験に向け、令和6年度は3、4年生を受講対象者として社福士国試受験対策講座を実施した。令和5年度から、4年生に加えて3年生の希望者も受講対象者としており、早い時期から国家試験の傾向や対策を理解すること、及び学習方法の見直しや指導を行うことができた。社福士国試受験対策講座の受講者数は、福祉学専攻6名、実施回数は前期19回（43コマ）、後期7回（14コマ）であった。なお、令和6年度の国家試験受験該当者は1名であった。

資料 3-3-②- ii -A 就職率（過去 5 年間）



3-3-②- iii ポートフォリオ手帳(学修ポートフォリオ)

各年度の前・後期当初に、学生個々に入学から卒業、そして就職までを支援するポートフォリオ手帳の記入を義務づけ、A/A による履修指導時の資料として、効果を発揮している。記入内容としては、「時間割」「月別予定と記録」「活動の記録」「学修計画」「A/A の指導の記録」「就職活動・インターンシップ・学外活動の記録」等で、大学での学修や生活の計画を立てることと振り返ること、自分の成長や変化への理解、就職や社会に出ていくための準備を促している。

3-4. 学生サービス

3-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

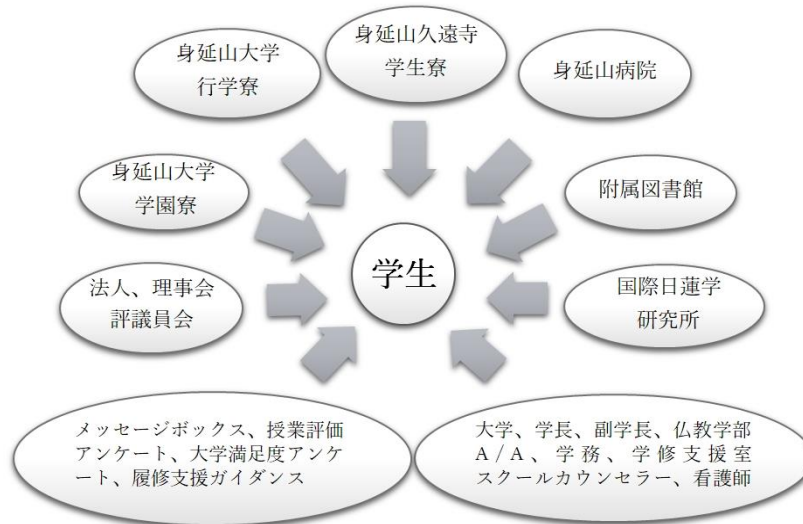
学生生活の安定のための支援は、学務委員会及び学修支援室を中心に身延山大学学務委員会規程、学校法人身延山学園奨学制度規程、身延山大学奨学生選考規程等に基づき、アルバイト、福利厚生、進学・就職等に関する支援を行っている。学生の課外活動については、各種クラブ・サークルの代表者や顧問によって企画・立案された催し物等の活動を学務委員会の学修支援担当者が統括し、必要に応じて教授会の議を経て決定される。

なお、前年度に引き続き「大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る」大学に該当することが認定されている。

3-4-①- i 学生サービスの内容

上記の規程を基本として、企画・立案された運営内容に沿って、在学生・新入生に対する学生生活の安定のための支援を行っており、具体的には学修支援担当者が相談を受け、A/A と共に、学生生活全般（進路・就職を含む）に対する支援・助言を行っている。

資料 3-4-①-i-A 学生サービス



(1) 学修

本学は 3-2-②-i 等にも記したように A/A 制度を導入しており、A/A はポートフォリオ手帳を活用しながら、学生に対するスムーズな学修支援を行っている。

さらに、学修・授業支援に関する学生の意見を直接徴収すべく、学生ホールに「メッセージボックス」を設置している。また前・後期の講義ごとに「授業評価アンケート」を実施して、学生の率直な意見を収集し、次期の講義に反映させるようにしている。

このアンケートを基に FD・SD 委員会では、科目内容における問題点等を拾い出し、科目授業担当教員に、該当科目のアンケート結果を明示し、教員自身に自己点検・自己評価を義務づけている。特に、学生より指摘された教員については、FD・SD 委員長より教員自身の点検評価に基づき、授業改善を要請している。

本学の学修支援は、一般的な学修支援等はもちろんのこと、特に障がいのある学生への配慮、成績不良者への履修指導、休学者へのアプローチ等も行われ、教職員と学生とが共鳴する関係づくりがなされている。

各 A/A に対し学務委員会より、学生との対話に慎重であることと、親身であることとを両立してもらえるよう要請を行っており、この中で学修支援や授業支援等に関わる問題点があげられた場合は、まず学務委員会にて審議し、現状を把握した上で、そこから改善点を見出し、教授会の審議事項として取り上げ、改善策を決定している。

特に、新入生については、学修支援担当者が「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」の授業担当教員 (A/A) を交えて個別に面談を行い、学生が抱えている様々な問題に対して相談に乗り、学生生活を充実して過ごせるように、適切な支援と指導を行っている。

また、在學生については、学務委員会において常に出席状況が把握・管理されており、教授会や専攻会議において周知され、該当者に対しては、学修支援担当者及び A/A が個別に面談を行い、学修意欲や生活状況の把握を履修相談と合わせて実施している。なお、前期と後期の授業開始前には「履修支援ガイダンス」の場が設けられ、卒業に向けて支障がないように指導している。さらに、保護者にも書面や電話等で連絡し、適切な対応を促している。

学生生活について、健康上の相談については医務室（看護師、学修支援担当者）で行い、身延山久遠寺の学生寮である「本院寮」及び身延山大学の学生寮である「行学寮」と「学園寮」の学生の相談は、学生寮の責任者（本院寮は身延山久遠寺の寮監、行学寮は行学寮の寮監、学園寮は学修支援担当者）が対応し、健康面だけでなく精神面でのサポートも行っている。また、行学寮では令和4年度から行学寮における僧道研修を、在寮生に限らず一般学生にも公表し、自宅や民間アパート等から通う学生にも学ぶ機会を提供し、多様性に配慮した取り組みをしている。

それ以外にも大学の全教職員が日常的に学生と直接触れ合い、支援を行っている。

## （2）寄宿舎

本学の設置する学生寮は「行学寮」（僧道を志す男子学生寮）と「学園寮」（一般学生寮）があり、本学が設置する以外の学生寮として、身延山久遠寺の「本院寮」（附属高校生徒及び本学学生で僧道を志す男子学生寮）と「なんてん寮」（僧道を志す女子学生寮）、さらに身延山内の宿坊、近隣寺院、民間アパートがあり、入居希望者に対しては、ニーズに沿った寄宿先を学修支援担当者が、案内及び紹介している。

## （3）進学・就職

学生の進学・就職に関しては、基準3-3でも述べたとおり、学修支援担当者が中心となり「求人票」「就職説明会」「公務員試験案内」等の情報を提供している。

特に4年生に関しては、個別の面談を複数回行うことにより、進路の方向性や内定の状況等を確認し、その内容をA/A及び学修支援室が中心となり学務委員会・教授会に報告している。

1～3年生の進学・就職相談の中心もA/A及び学修支援室であり、ここに集約された情報は学務委員会に示され、学生の相談対応に資している。また年度当初に行われる就職ガイダンス及び就職支援相談は、各事業所との折衝及び情報提供を学生個人のニーズに合った形で、個別に丁寧を実施し、学生の就職に対する動機付けを行っている。

### 3-4-①-ii 経済的支援

#### （1）学費

入学後の経済的支援として、「身延山大学授業料減免規程」に基づいた「身延山大学授業料減免制度」を設けている。申請は学生本人が、定められた期間内に学修支援室に必要書類（授業料減免申請書、家庭状況調書、誓約書、その他、必要に応じた収入に関する証明書等）を提出する。これを受け、授業料減免の可否及び減免額（全額または半額が免除）に関しては、学務委員会で選考の上、教授会にて審議され、理事会において承認される。減免が許可された学生には、理事長がこれを執行する。その他、本学在学生の兄弟姉妹、専任教職員の子、並びに専任教員の兄弟姉妹に対する入学金免除制度もある。

また、令和4年度より「身延山大学兄弟姉妹同時在学者減免制度」と「身延山大学児童養護施設等減免制度」の学納金減免制度を新たに導入した。

資料 3-4-①- ii -A 身延山大学授業料減免制度採用人数一覧（過去 5 年間）

|       | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 全額    | 0 人     | 0 人     | 0 人     | 0 人     | 1 人     |
| 半額    | 1 人     | 0 人     | 0 人     | 0 人     | 0 人     |
| 私費留学生 |         |         |         |         | 2 人     |

また、指定校推薦入学試験において「奨励特待生」（第Ⅰ種・第Ⅱ種）と附属高校特別推薦入学試験において「奨励特待生」（第Ⅰ種・第Ⅱ種・第Ⅲ種）、一般入学試験 A において「特待生」（A 種・B 種）の制度を設けている。

資料 3-4-①- ii -B 特待生種別減額一覧

奨励特待生

|          | 第Ⅰ種                  | 第Ⅱ種                    | 第Ⅲ種※                |
|----------|----------------------|------------------------|---------------------|
| 施設拡充費減免額 | 施設拡充費全額<br>190,000 円 | 施設拡充費 7 割<br>133,000 円 | 施設拡充費半額<br>95,000 円 |

※第Ⅲ種は附属高校からの入学者のみを対象とする。

資料 3-4-①- ii -C 特待生種別採用人数一覧（過去 5 年間）

|     | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 第Ⅰ種 | 0 人     | 0 人     | 0 人     | 0 人     | 0 人     |
| 第Ⅱ種 | 0 人     | 0 人     | 0 人     | 0 人     | 0 人     |
| 第Ⅲ種 | 0 人     | 1 人     | 2 人     | 2 人     | 2 人     |

特待生

|          | A 種     | B 種     |
|----------|---------|---------|
| 最大限 4 年間 | 学納金全額免除 | 授業料半額免除 |

資料 3-4-①- ii -D 身延山大学兄弟姉妹同時在学者減額

|        |           |
|--------|-----------|
| 学納金減免額 | 190,000 円 |
|--------|-----------|

資料 3-4-①- ii -E 身延山大学兄弟姉妹同時在学者減免制度採用人数一覧

|         | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------|---------|---------|
| 学納金減免者数 | 0 人     | 1 人     |

資料 3-4-①- ii -F 身延山大学児童養護施設等減額

|        |           |
|--------|-----------|
| 学納金減免額 | 190,000 円 |
|--------|-----------|

## 資料 3-4-①- ii -G 身延山大学児童養護施設等減免制度採用人数一覧

|         | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------|---------|---------|
| 学納金減免者数 | 0 人     | 0 人     |

本学の「特待生試験」により、特待生として採用された学生の次年度以降における継続については、「学校法人身延山学園特待生制度規程」に基づき、教授会において審査される。手続きについては、学生本人が申請書類（奨励特待生の場合は奨励特待生継続申請書、特待生の場合は特待生継続申請書）を大学事務室に提出し、学務委員会にて「学校法人身延山学園特待生規程」第 4 条に定める特待生資格の継続に関する内規（「身延山大学奨励特待生（指定校推薦）資格に関する内規」「身延山大学附属身延山高等学校奨励特待生資格に関する内規」「特待生資格の継続に関する内規」）に照し合せ選考する。この結果は教授会にて審議し、理事長の承認を経て継続採用となる。

## (2) 奨学金

近年の景気低迷、経済の悪化の影響を受け、入学者及び在学生の家計状況は厳しく、学費の納入が困難であるという理由で相談に来るケースが増えている。令和 7 年 5 月 1 日現在開設している奨学金は、開学当初より独立行政法人日本学生支援機構及び学校法人身延山学園奨学制度、平成 23 年度には身延山学園同窓会・身延山大学保護者会奨学金、令和 4 年度には身延山学園奨学金制度(ヤングケアラー)を新設した。また、あしなが育英会奨学会の対象学生が本学に在籍することとなり採用された。奨学金の充実を図る等、計 9 種類の奨学金制度がある。

## 資料 3-4-①- ii -D 令和 6 年度各種奨学金採用人数一覧

| 名称                       | 人数            |
|--------------------------|---------------|
| ①独立行政法人日本学生支援機構          | 33 人（新規 13 人） |
| ②学校法人身延山学園奨学金制度          | 6 人（新規 2 人）   |
| ③身延山学園同窓会・身延山学園保護者会奨学金   | 4 人（新規 1 人）   |
| ④財団法人立正育英会奨学金            | 12 人（新規 1 人）  |
| ⑤山梨県社会福祉士等修学資金           | 1 人（新規 0 人）   |
| ⑥財団法人赤尾育英奨学金             | 2 人（新規 0 人）   |
| ⑦公益財団法人津久井督六記念財団         | 0 人（新規 0 人）   |
| ⑧学校法人身延山学園奨学金制度(ヤングケアラー) | 1 人（新規 0 人）   |
| ⑨あしなが育英会奨学会              | 1 人（新規 0 人）   |

## (3) 褒賞制度

「単年度成績優秀者褒賞制度」を導入して成績優秀者に対する褒賞を行っており、経済的支援体制の拡充及び充実を図っている。

資料 3-4-①-ii-E 単年度成績優秀者褒賞人数一覧（過去 5 年間）

|    | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人数 | 3 人     | 3 人     | 3 人     | 2 人     | 3 人     |

3-4-①-iii 課外活動への支援

(1) 課外活動

課外活動への支援については、学修支援室が窓口となり、クラブ・サークルの活動については、年に 1 度（6 月下旬）代表者を集め、分担金（活動資金）分配会議を開き、人数や実績に応じた活動費助成を行っている。また、学生自治会が主催する新入生歓迎会が適切に行われるよう支援し、活動資金の助成を行っている。

資料 3-4-①-iii-A クラブ・サークル一覧（令和 6 年度）

|         |         |                 |
|---------|---------|-----------------|
| マーヤの会   | 仏教情報処理部 | 子ども会サークルイノセント   |
| 身延和紙研究会 | 手話サークル  | フットサル同好会アラザート   |
|         |         | Rabbit（テニスサークル） |

マーヤの会は、山梨県警察から学生サイバー防犯ボランティアの委嘱を受け、令和 5 年より警察署と協力して防犯ビラ配りや闇バイトを見つけるサイバー防犯ボランティアを行っている。

子ども会サークルイノセントは、本学所在自治体である身延町等と連携し、身延児童館において子育て支援イベントを開催している。令和 6 年度は 5 月と 12 月に子育て支援イベントを行った。

(2) 学生保険

入学年度に「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」（共に公益財団法人日本国際教育支援協会）に全員加入を義務として、正課中はもちろんのこと、通学途中の事故等にも備えている。また、任意加入の保険も設けている。

3-4-①-iv 心身に関する相談・支援

(1) 健康相談

医務室には看護師を配置し、学校医として医師（非常勤）を委嘱して日常的に学生の健康相談、健康診断、健康管理や応急処置に対応している。

資料 3-4-①-iv-A 医務室利用状況（過去 5 年間・延べ人数）

|      | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 利用者数 | 2 人     | 3 人     | 17 人    | 14 人    | 7 人     |

医務室で対応できない時は、随時学校医と連絡を取り、必要に応じて身延山久遠寺が経営母体となっている「身延山病院」に要請する体制が整っている。

また、学校教育法第 12 条及び学校安全保健法第 11 条に基づき、毎年行っている健康診断は、下記に示した受診率となっている。

資料 3-4-①-iv-B 健康診断受診状況一覧（過去 5 年間）

|     | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 受診率 | 85%     | 87%     | 87%     | 91%     | 92%     |

## (2) 心的支援

カウンセリングルーム（教学支援室）にはスクールカウンセラー 1 人（女性）、専任教員 3 人（医師を含む）が配置され、学修支援担当者及び A/A と相談しながらサポートを行っている。状況によっては、学外の専門医療機関に相談する等、万全の対策を取っている。

資料 3-4-①-iv-C カウンセリングルーム使用状況（過去 5 年間・延べ人数）

|      | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 利用者数 | 0 人     | 7 人     | 0 人     | 13 人    | 18 人    |

## 3-5. 学修環境の整備

### 3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

#### 3-5-② 図書館等の有効活用

#### 3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

##### (1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

##### (2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学は JR 身延線身延駅からスクールバスで約 15 分程度の距離にあり、緑豊かで閑静な環境は、「行学二道」を標榜し、学業と修行が同時に行える最適な場所である。

校地、校舎、施設、設備、実習施設、附属図書館等の教育環境については、各々に設定された基準を充分満たすと共に、教育目的達成のため適切に整備されている。また、大学施設全般に係わる運営・管理についても、事務局管理担当者及び委託業者が連携を図りながら適切に行っている。

#### (1) 校地

校地面積 7,586.28 m<sup>2</sup>に本学収容定員数 120 名の 1 人当たりの校地面積は 63.21 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準第 37 条の必要校地面積 1 人当たり 10 m<sup>2</sup>に対し十分に上回っている。

#### (2) 校舎

校舎面積 4,040.81 m<sup>2</sup>に本学収容定員数 120 名の 1 人当たりの校舎面積は 33.67 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準第 37 条の 2 の必要校舎面積 1 人当たり 2.644 m<sup>2</sup>に対して十分に上回っ

ている。

本館校舎は 5 階建てとなっており、1 階には、学生ホール、カウンセリングルーム（教学支援室）、学修支援室、法人事務室、大学事務室、医務室等の各室が配置され、学生の利便性が図られている。

2 階及び 3 階には各教室が配置されている。アクティブ・ラーニング（以下、「AL」という。）教室、ゼミ教室、中教室、ディベートルーム、大教室、演習室、情報処理室、法要実習室等、計 17 教室がある。なお、4 階は各教員研究室と会議室、国際日蓮学研究所となっており、5 階は講堂となっている。

### （3）ICT 利活用の推進と視聴覚機器の整備

本学では学修環境に於ける ICT 利活用を積極的に推進しており、ICT 機器の整備を継続して進めている。AL 教室(201・308 教室)、演習室(301 教室)、208 教室にはインテリジェンスホワイトボード(以下、「IWB」という。)を設置しており、情報処理室には 21 台のデスクトップ PC、1 台のプロジェクター、1 台のプリンターを設置しており、大学事務室に申請することにより授業以外でも学生が自由に利用することができる。210 教室には据付型の視聴覚(プロジェクター)機器一式、大画面モニター2 台と遠隔実施に必要な PC 等の機器一式が設置されている。307 教室にも大画面モニター1 台と音響機器一式、学生ホールには 4 台のデスクトップ PC、2 台のプリンター、1 台の IWB が、学生ラウンジには 3 台のデスクトップ PC が設置されており、これらは申請することなく自由に利用することができる。附属図書館内には 7 台のデスクトップ PC、1 台の IWB が設置されており、10 台の貸出用タブレット型 PC(Surface)を備えており、これらの機器も図書館カウンターで利用申請をすることで学生が自由に使用することができる。

また、校舎内には無線 LAN アクセスポイントが整備され、全ての場所でノート PC・スマートフォン等を学内の無線 LAN(Wi-Fi)に接続することができる。これら ICT 機器の選定・整備及び運用にあたっては、情報管理室が主体となり各部署と連携して行っている。

210 教室及び大学本館 1 階応接室、附属図書館 1 階会議室にリモート講義や会議の実施に必要な各種 ICT 機器を設置している。さらに各教室で臨機にリモート授業等が実施可能となるよう、持ち運びが可能な移動用の ICT 機器一式も備えている（図書館事務室）。情報処理室に設置しているデスクトップ PC については、令和 4 年度に性能向上のための各種改修を行い、その後も良好に動作している。また、308 教室の IWB についても搭載 PC の交換を行う等の改修を行い、その後も良好に動作している。

学内各種サーバー及びネットワーク HDD についても定期的な機器の更新を行っており、学生・教職員の利用に供している。

さらに今般、大学の教育・研究・運営等の活動における情報化の進展と共に、情報セキュリティが重要になってきていることを踏まえ、本学でも情報セキュリティに関する諸規程の策定を情報管理室で進め、これらについては全て令和 4 年度までに制定されている。

情報管理室では新たな試みとして、「ノーコード」ツールを導入による教務システムである「学務システム(仮)」の開発を令和 4 年度より進めている。「ノーコード」ツールはコード記述することなく比較的平易かつ安価に各種ソフトやアプリを開発できる手段として近年注目されている。これによる教務システムや各種証明書発行システムの構築が実現すれ

ば、学生・教職員の業務負担の軽減や業務効率化だけでなく、学生への教育の質の向上を図ることも期待できる。「学務システム(仮)」は令和5年度から一部の教員によるテスト運用を行っているが、令和6年度は一部の学生に依頼してテスト運用を行った。

#### 資料 3-5-①-A 本館校舎の概要

| 階 | 教室及び事務室等 * ( ) 内は教室数                                                 |
|---|----------------------------------------------------------------------|
| 5 | 講堂                                                                   |
| 4 | 国際日蓮学研究所（工房は別棟）、会議室、専任教員研究室（21）                                      |
| 3 | 演習室、ゼミ教室（3）、情報処理室、法要実習室、大教室、AL 教室、中教室（2）                             |
| 2 | AL 教室、ゼミ教室（3）、中教室（3）、学生自治会室、ディベートルーム、大教室                             |
| 1 | 文書保管室、応接室、学生ホール、カウンセリングルーム（教学支援室）、学修支援室、学長室、法人事務室、大学事務室、非常勤講師控え室、医務室 |

#### （4）学生食堂

本学は、一度に 30 名程度を収容できる学生食堂を備えており、大学満足度アンケートの結果を反映して、定期的に事務局総務担当者と業者との間でメニュー及び価格の設定を協議している。また、令和3年度には山梨県より新型コロナウイルス感染症に強い事業環境づくりを強力に後押しし、利用者の安心と信頼を獲得するための認証制度である山梨県の「グリーン・ゾーン認証施設」となった。なお、この認証制度は令和5年5月より登録制度に移行している。

#### （5）行学寮

定員 30 名で日蓮宗僧侶を目指す学生が本学の建学の精神を基に、規程に則した秩序ある生活の中で、給仕・行法・学問の行学二道に精進している。また、充実した寮生活が送れるように、寮監・副寮監・特別講師や学務委員会とは連携を密にしている。

#### （6）学園寮

大学からスクールバスで7分程度の場所に、学園が管理・運営している定員 8 名（1K・6 畳）の学園寮がある。通学方法は主にスクールバスを利用しているが、申請及び許可された学生の自家用車使用も認めている。

#### （7）駐車場及び通学方法

自家用車通学の学生にはキャンパス内に 22 台、徒歩 10 分程度の場所に 30 台の駐車場が確保されている。学生の多くは身延山久遠寺本院寮、または行学寮から通学し、他の学生もスクールバスを利用して通学している。自家用車通学を許可された学生は 23 人（令和7年5月1日現在）で、自家用車通学の許可を受けている学生の全てに駐車場が与えられていることとなる。

### 3-5-② 図書館等の有効活用

#### (1) 実習棟

福祉学専攻における専門知識や技術を習得するための授業は、主に扶蔬館（実習棟・延べ面積 868.56 m<sup>2</sup>）で行われる。「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」及び「指定保育士養成施設指定基準」を満たす教室面積及び器具・備品が常備されている。

施設設備は、事務局管理担当者が各法省令に基づき、委託業者を統括しながら学内を巡回点検し、維持・管理・法定点検を行い、不備があれば現場を調査し、専門家を含めて検討し改善に努めている。

清掃管理については、委託業者と共に計画的に業務を進めている。また毎朝職員による始業前清掃を行い、学内の美化に努めている。

また、扶蔬館（実習棟）には非常用職員呼出ボタンを全ての教室・廊下・トイレ等に備えている。なお、重要施設における夜間の警備は専門業者に委託している。

#### 資料 3-5-②-A 扶蔬館（実習棟）の概要

| 階 | 教室       | 主な設備                                                              |
|---|----------|-------------------------------------------------------------------|
| 3 | カウンセリング室 | カウンセリング用具一式                                                       |
|   | 図画工作室    | 間仕切り兼用展示板・はね上げ式絵画作品乾燥棚・デッサンモデル人形（現在は仏像制作修復室で使用）                   |
|   | ピアノ練習室   | 個室 4 部屋に各々ピアノを配置                                                  |
|   | 音楽室      | サラウンドシステム・グラウンドピアノ・デジタルピアノ・木琴・鈴・キーボード・音楽用黒板                       |
| 2 | 学生ラウンジ   | 自動販売機・テレビ・パソコン・自由に閲覧可能な図書                                         |
|   | 小児保健実習室  | 乳児栄養食模型・調乳指導用具一式・離乳食指導用具一式・沐浴人形セット・小児糞便模型・幼児用箱庭遊びセット              |
|   | 家政実習室    | 調理台・炊事用具一式・障がい者用食器、調理器具セット・裁縫用具一式・裁縫用具・人台                         |
| 1 | 男・女ロッカー室 | 福祉学専攻学生 1 人に 1 つロッカーを貸与・男女別シャワー室                                  |
|   | 障害者用トイレ  | 介護実技指導にも使用する障害者用トイレ                                               |
|   | 入浴実習室    | 床暖房・浴槽（特殊・硬質・軟質・家庭・車椅子）・ストレッチャー                                   |
|   | 介護実習室    | 車椅子・ベッド・排泄用具・モデル人形・人体解剖模型・人体骨格模型・簡易昇降機・歩行杖・点字機・模擬体験装具・心肺蘇生訓練用マネキン |

#### (2) 体育館及びグラウンド

校舎に隣接して体育館（延べ面積 558.90 m<sup>2</sup>）が、また徒歩 10 分程度の場所にテニスコート 3 面・多目的グラウンド 2 面（延べ面積 13,084.61 m<sup>2</sup>）があり、体育関係の実技及び課外活動に利用されている。令和 7 年 5 月 1 日現在適用する科目は保健体育科目である。

体育館及びグラウンドは、授業以外には自由に使用することができ、外部団体にも開放されている。なお、体育館及びグラウンドは附属高校と共有である。

### (3) 附属図書館

附属図書館は昭和 63 年 11 月に開館し、延床面積 2,559 m<sup>2</sup>、学生用座席数 62 席、ゼミでも使用できる展示室に 24 席、2 階のプレゼンテーションルームに 8 席、3・4 階の教員用閲覧室に 18 席を設置、利用者用にカラーコピー機及びスキャニングシステムを備えると共に、利用者の資料検索用の端末として計 7 台のデスクトップパソコンを設置し、計 10 台の貸出用タブレット型 PC (Surface) を常備している。

平成 25 年度以降、LC 用機器を導入し、2 階のプレゼンテーションルームには IWB を、1 階の会議室にはプロジェクターと自立型スクリーンを設置、全館で無線 LAN が利用できるようにし、学生の調べ学修等で活用できるようにしている。

令和 7 年 5 月 1 日現在、収蔵資料数 182,977 冊、雑誌 1,672 種、視聴覚資料として DVD・CD・VHS・カセット・マイクロフィッシュ等 2,127 点を揃えて利用者に供している。

辞典・辞書等の参考図書、シラバスに関連した教育に供する資料の約 23,100 冊及び新刊図書・雑誌は 1・2 階の開架書庫に配架し、基礎資料となる図書及び戦前刊行資料、和漢古典籍・個人文庫図書及び雑誌のバックナンバー等は 3・4 階の閉架書庫に配架している。特に慶安 3 年（1650）以前刊行の古典籍、宣統 3 年（1911）以前刊行の古文書並びに漢籍等は貴重資料として空調・防火設備が整っている貴重本書庫（3 階に設置）に配架している。

令和 7 年 5 月 1 日現在、所蔵資料のデータベース化を進めており、古典籍を含めた図書 11 万冊の他、雑誌バックナンバー等を含めて約 18 万冊が学内 OPAC を通じて利用者の便に供するよう整備され、国立情報学研究所で運用している CiNii Books に和漢古典籍を含めた附属図書館資料に関する情報提供を行っている。

附属図書館で利用できるデータベースは「CiNii」「Japan Knowledge」等 6 種と契約し「CiNii」は館内全ての検索端末から、他は館内データベース検索用端末で利用することができる。

また、資料検索については WebOPAC (blabo) を用いて、附属図書館の端末以外にも外部からインターネット経由で検索・利用できる。附属図書館 HP には WebOPAC (blabo) の他に「NDL-OPAC」(国立国会図書館雑誌記事索引)、「NII」(国立情報学研究所)、「INBUDS」(インド学仏教学論文データベース)、「SAT DB」(大正新脩大藏経テキストデータベース)等のリンク先の情報を提供し利用に供している。

令和 7 年 5 月 1 日現在、学外にも附属図書館を開放しており、資料の閲覧・複写・レファレンス・データベース等の利用は可能で、必要であれば大学図書館間は国立情報学研究所で運用している Nacsis-ILL を利用した相互貸借・文献複写を、また公共図書館とは直接申込みによる相互貸借（貸出冊数 3 冊・貸出期間 30 日間）をそれぞれ実施している。

附属図書館の開館時間は学生の利用状況を考慮し、月曜日から金曜日までは午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで運用している。土曜日・日曜日・祝祭日・学校指定の休日は閉館となっており、貸出冊数・日数は下記のとおりである。

## 資料 3-5-②-B 貸出冊数・日数

| 利用者                | 貸出可能冊数 | 貸出期間  |
|--------------------|--------|-------|
| 大学 1～3 年生          | 10 冊   | 15 日間 |
| 大学 4 年生・聴講生・科目等履修生 | 10 冊   | 30 日間 |
| 教職員・身延山久遠寺職員       | 20 冊   | 30 日間 |
| * 学外利用者            | 3 冊    | 30 日間 |

\* 学外利用者とは、本学同窓生、日蓮宗布教研修所役職員及び研修生、山梨・静岡県民及び勤務先が身延町内の者、大学コンソーシアムやまなし加盟校（11校）の学生・教職員、佛教図書館協会東地区加盟校（6校）の教職員・学生が対象

附属図書館は所蔵している資料を広く社会に還元することを目的として、学外の希望者を対象に「身延山学講座」を開講している。また、広く学生を含めた青少年に対して所蔵貴重資料の解説と、400 年以上に及ぶ学園史並びに親組織である 750 年に渉る身延山久遠寺史等の郷土史・郷土文化を分かりやすく解説することを目的として、大学で所有している YouTube チャンネルに図書館オリジナルキャラクター「ぬまもん」を登場させた「ぬまもん動画」を作成している。「ぬまもん動画」は令和 5 年 12 月に第 1 回目が公表され、令和 7 年 5 月 1 日現在 10 編を公表している。更に広く学生を含めた青少年を対象として、日蓮聖人や身延山の歴史を紹介することを目的とする「悪霊おはらい大作戦」ゲームを開発し、令和 6 年 10 月より大学 HP にて公表している。

## (4) 仏像制作修復室

仏像制作修復室（通称、工房）は、仏像修復に必要な工具・漆・顔料・金箔・木材等を常備しており、担当教員の指導の下、身延山大学国際日蓮学研究所研究員・研究生と在学生が仏像制作・修復の研鑽に日夜励んでいる。なお、安全上の配慮から在学生の電動工具の使用は禁止されている。

## 3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

バリアフリー対策として、本館・扶蔬館（実習棟）・附属図書館にスロープを設置している。また、本館玄関及び附属図書館通用口には簡易スロープを備えている。

本館のエレベーターは車椅子対応となっており、また本館から実習棟は各階で接続しているので、実習棟の移動においても本館のエレベーターを利用することが可能となっている。

本館及び実習棟のトイレは全て段差のないバリアフリー仕様となっている。本館 1 階トイレ（男性用）には車椅子対応の個室を設けており、本館 3 階トイレは多目的トイレと同等のスペースを設けた車椅子対応のバリアフリートイレとなっている。

また、実習棟 1 階には車椅子対応の多目的トイレが設置されている。同じ実習棟 1 階には男女ロッカールームがあり、それぞれにトイレとシャワールームが併設されているが、このうち女性用について、令和 4 年度にパウダールームとして改修している。

キャンパス内の駐車スペースは、学生及び教職員に必要な台数分を確保しているが、大

学本館に近い位置に障害者用駐車スペースを1台分設けている。

令和5年度まで毎年度2教室程度、黒板からホワイトボードへの改修を進め、当面必要な教室については、ホワイトボードへの改修を完了している。

### 【基準3の自己評価】

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、学生の生活支援及び学修支援に関して、主として学修支援担当者とA/Aがマンツーマンで支援していて、入学から卒業まで教職員と学生が接触する機会が多く確保されている。その結果、多様性に配慮した履修指導のみならず進路や生活全体の相談まで気軽にできる共鳴教育が生まれている。

さらに、令和5年度から導入された秋入学試験では、令和6年度に2名が「総合型選抜社会人推薦入学試験」を受験し、秋入学し、令和6年度留学生選抜は4名、令和7年度留学生選抜は2名が入学している。これにより、18歳人口を対象とした入学試験ばかりではなく、社会人や留学生を対象とした入学制度が整備され、幅広い年齢層の受け入れが進んでいる。

加えて、令和7年度より、これまで行っていた「日本語能力試験（JLPT）N1模擬試験」に代わりベネッセのGPS-Academicテストを導入すべく検討した。社会で活躍するために大切な「問題解決力」を測るテストであり、受験後のスコアと「大学生活で力を入れるべきポイント」を把握できるようになっている。

また、本学のキャリア教育は、学生が主体的に進路を選択する能力・態度を身につけさせ、また職業に必要な知識・技能を習得することを目的としており、「インターンシップⅠ～Ⅳ」において合計368時間が設定され、インターンシップの協力組織も充実している。学生個々に入学から卒業、そして就職までを支援するポートフォリオ手帳の記入を義務づけ、継続的なキャリア支援を実施している。その結果、毎年ほぼ100%の就職率を達成していると共に奨学金の受給率も大きな特色である。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和7年度評価書を作成するに当たり、本学の課題として下記の点を指摘することができる。

- ①本学HP上に、試験別選抜方法と試験における評価方法、そしてその内容に則した入学者受け入れ方針を明確化していない。
- ②障害のある学生への配慮について「身延山大学における障害のある学生支援に関する規程」が整備されているが、合理的な配慮が具体例に何を指しているか不明である。

#### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

必要情報の本学HP未記載の問題については、担当部署によって速やかにデータ修正を行うよう進めると共に、本学HP必須記載事項について基になる情報が変更された際、速やかに本学HP情報を変更できるようチェック機能を構築していく。

## **基準 4. 教育課程**

### **4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定**

#### **4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知**

#### **4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用**

##### **(1) 4-1 の自己判定**

「基準項目 4-1 を満たしている。」

##### **(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知**

本学は仏教学部仏教学科の 1 学部 1 学科制であり、本学の建学の精神である「立正安国の精神」と教育方針である『諸法実相鈔』のこころ、具体的には、「社会貢献、地域貢献、国際貢献」という 3 つの柱を重視している。学則第 1 条で定めた建学の精神を達成するため、仏教学部仏教学科と 3 専攻（日蓮学専攻、仏教芸術専攻、福祉学専攻）において DP（卒業認定・学位授与の方針）を策定している。令和 5 年度より、日蓮学専攻、文学・芸術専攻、福祉学専攻に再分割し、仏教芸術専攻の専攻名を変更したことに伴い、新たに盛り込まれた「文学」についての言及を中心に DP の修正案を策定した。

これらは本学 HP や「履修の手引き」及び「大学案内」で学内外に公表し、年度及び学期当初の新入生・在校生ガイダンスにおいても学生に周知している。

資料 4-1-①-A 身延山大学ディプロマ・ポリシー（学位授与に関する方針）

|                         |                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 仏教学科                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各専攻における講義形式学習、演習形式学習、実践形式学習を良く修め、現代社会における多様な課題に対して、学修した知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探求力、問題解決力、表現力、コミュニケーション力などの総合力を用いて、発見、分析、解決する力を身につけた人。</li> </ul> |
| 日蓮学専攻                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仏教学・仏教史・日蓮教学・日蓮教団史の専門知識を学修し、仏教者として総合的・多角的な知識を身につけた人。</li> <li>・実践形式科目を学習し、日蓮宗僧侶として布教現場に即応できる力を身につけた人。</li> </ul>                              |
| 仏教芸術専攻<br>令和 4 年度入学者まで  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現代的な仏教学を基とし、伝統的仏教芸術を中心とする「広義の仏教学」を身につけた人。</li> <li>・仏像彫刻・修復、博物館学を学び、文化や美術の保存・発展に寄与できる総合力を身につけた人。</li> </ul>                                   |
| 文学・芸術専攻<br>令和 5 年度入学者より | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現代的な仏教学に基づき、伝統的な仏教に係る文学や芸術を中心とする「広義の仏教学」を身につけた人。</li> <li>・文学、仏教彫刻・修復、博物館学を修め、芸術の発展に寄与できる総合力を身につけた人。</li> </ul>                               |
| 福祉学専攻                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉や法制度の意義を理解し、人権尊重の立場に立って、利用者の全体を通じた支援ができる力を身につけた人。</li> <li>・地域福祉の諸問題を発見し、協働して解決できる力を身につけた人。</li> </ul>                                    |

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

本学では教育方針に基づき、学科及び専攻ごとの DP 及び CP を定め、所定の卒業要件を満たした学生に学位を授与することとしている。

本学の単位認定基準は学則第 21 条に「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。」、同 22 条に「試験等の評価は、S、A、B、C、D、N で表し、C 以上を合格とし、N は認定とする。」と定めており、各担当教員が本学の DP を踏まえて評価を行っている。

卒業認定基準は同 28 条に「本学を卒業するためには、学生は 4 年以上在学し、履修方法手引きにより、124 単位以上を修得しなければならない。」と定めており、また同 29 条に「本学に 4 年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の意見を参考として、学長が卒業を認定する。」と定めている。

また、学則第 3 条に「本学の修業年限は 4 年とする。」と定め、第 4 項には「第 1 項の規程にかかわらず、本学の科目等履修生として一定の単位を修得した者が入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を第 1 項の修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で修業年限

に通算することができる。」と定めており、科目等履修生として認定した単位により、3年半で卒業することができる。詳細については「履修の手引き」に明示している。

各授業科目のシラバスには成績評価（方法・基準）において、テストや授業への取り組み、レポート提出の割合等も明示しているため、学生が学修計画を立てやすくなっている。

また、進級基準においては休学しない限り4年生まで進級することができ、単位認定及び卒業認定は、学務委員会にて協議の後、教授会の意見を参考として学長が認定する。

本学の単位認定、進級基準及び卒業認定については学則第21条、同22条、同28条、同29条及び「履修の手引き」に明示し、これに基づき学務委員会において協議の上、教授会での審議を経ることで公正に認定を行っている。

なお、在学生には年度当初のガイダンスにおいて「履修の手引き」を用いて、DP及び単位認定基準・卒業認定基準・履修の方法等を説明しており、本学HPでも公表している。

#### 4-1-②-i 成績評価と学修評価 GPA (Grade Point Average) 制度

本学では GPA 制度を導入し、成績の評定を S・A・B・C・D の5段階で行っている。成績を平均化した GPA 制度を導入することにより、従来の4段階評価から5段階評価（特に従来の「優」を「S（秀）」と「A（優）」に細分化）となり、よりきめ細かな成績評価を行うことができるようになった。これにより学修の到達度が一層明確になり、学生自身の学修を動機付け、履修支援を行う際の目安となっている。

また、この GPA 制度に基づき変動型 CAP 制度も導入しており、相互に連動させている。

##### 資料 4-1-②-i-A 成績区分と評価内容、GP

| 評価区分    | 評定記号と評価内容                 | GP | 旧評価 |
|---------|---------------------------|----|-----|
| 100～90点 | S（秀）：特に優れた成績である           | 4  | A   |
| 89～80点  | A（優）：優れた成績である             | 3  |     |
| 79～70点  | B（良）：概ね妥当な成績である           | 2  | B   |
| 69～60点  | C（可）：合格に必要な最低限度を満たした成績である | 1  | C   |
| 59～0点   | D（不可）：合格には至らない成績である       | 0  | D   |
| -       | N：単位認定科目であり、GPA 計算対象外である  | なし | -   |

#### 4-1-②-ii 変動型 CAP 制度（履修制限）

本学では、学生が学力に応じた十分な学修時間を確保するため、履修登録可能な単位数の上限について、学期ごとの成績（GPA）により4段階に上下する変動型 CAP 制度を採用している。

この制度を導入した背景には、1、2年生の学生が単位を多く履修して、予習・復習も不十分なまま授業に臨み、どの科目も理解不十分となってしまった上、途中で履修を放棄する事例が多く見られたことがある。本学では GPA を基にして、変動型 CAP 制度により履修可能な単位数の上限を設定することで、自らの成績状況を理解し、学修内容に応じて学修時間を確保することで、学生自身が学修に能動的に関わることができる。

また GPA の数値は、IR 室において専攻別、学年別、住居別、入学からの現在までの GPA

数値等、あらゆる角度から検証されている。これを基に学務委員会において個々の学生に対する学修指導方法が検討され、A/A や学修支援担当、保護者を通じて、該当学生への履修支援が行われている。

なお、新入生（1 年生・編入生）・休学者、また病気欠席等のやむを得ない事由により、その学期の全ての授業科目を履修できなかった場合、次学期の上限単位数は GPA と関係なく基準値の 24 単位となる。但し、資格取得のための単位数については制限がない。

**資料 4-1-②- ii -A 本学の最低履修単位数**

| 学年     | 学期                              | 履修可能単位数                             | 最低履修単位数   | 資格取得のための<br>単位数 |
|--------|---------------------------------|-------------------------------------|-----------|-----------------|
| 第 1 学年 | 前期                              | 24（基準値）                             | 指定なし      | 制限なし            |
|        | 後期                              | 前学期の GPA により<br>各自異なる<br>基準値は 24 単位 |           |                 |
| 第 2 学年 | 前期                              |                                     |           |                 |
|        | 後期                              |                                     |           |                 |
| 第 3 学年 | 前期                              |                                     |           |                 |
|        | 後期                              |                                     |           |                 |
| 第 4 学年 | 前期                              |                                     | 8 単位      |                 |
|        | 後期                              |                                     | （卒業論文を含む） |                 |
|        | ＊履修可能単位数以外に卒業論文（8 単位）を履修することも可能 |                                     |           |                 |
| 合計     |                                 |                                     | 124 単位    |                 |
| 卒業基準単位 |                                 | 124 単位                              | 124 単位    |                 |

**資料 4-1-②- ii -B 本学の最低履修単位数変動型 CAP 制度（履修制限）**

| ランク   | 前学期の GPA        | 履修可能単位数 |
|-------|-----------------|---------|
| S ランク | 3.5 以上          | 28      |
| A ランク | 2.5 以上 3.5 未満   | 26      |
| B ランク | 1.5 以上 2.5 未満   | 24（基準値） |
| C ランク | 1.5 未満（履修支援対象者） | 18      |

**4-1-②- iii 進級基準**

本学では進級基準を設けていないため、休学した場合を除き 4 年生まで進級することができる。

**4-1-②- iv 卒業認定基準**

本学の卒業認定基準は学則第 28 条、同 29 条に 124 単位を修得することが明示されている。これについては学務委員会にて協議し、教授会の意見を参考として学長が認定している。

また、年度及び学期当初の新入生・在校生ガイダンスにて「履修の手引き」を用い履修

の方法を説明する際、DP 及び単位認定基準・卒業認定基準についても説明を行っており、これについては本学 HP でも公表している。

#### 4-1-②-v 入学前の既修単位の認定

入学前の既修単位の認定、編入学者の単位認定等については学則第 12 条、同 24 条で 60 単位を超えない範囲で認定することが明示されている。

本学への編入学等を希望する者は、他大学等において修得した既修単位数と科目名等が確認できる証明書をアドミッション・広報室に提出し、提出された書類に基づき学務委員会での審議を経て、教授会の意見を参考として学長が既修単位を決定している。

#### 4-1-②-vi 高大連携授業の単位認定

令和 4 年度までは附属身延山高等学校との高大連携授業で単位を認められた学生は、「高大連携事業の単位認定」として、本学入学後に本人からの申請により 1 単位が認められた。

令和 5 年度より、高大連携を強め、意欲のある附属身延山高等学校 2・3 年生を対象とし、本学の教育及び研究に触れ、より質の高い学びを深めることを目的に、高校生が大学生と一緒に大学の通常授業を学ぶことができる「身延山大学・身延山高等学校高大連携授業特別科目等履修生制度」を開講した。本制度の新設に伴い、学則第 3 条第 4 項に「第 1 項の規程にかかわらず、本学の科目等履修生として一定の単位を修得した者が入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を第 1 項の修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で修業年限に通算することができる。」と規定した。この学則改正により、修得単位数によって 3 年半の在籍年数で卒業できることが可能となった。

令和 6 年度は 8 科目を開講し、高校 2 年生 1 名が 1 科目受講した。単位修得者には「単位修得証明書」を、履修したが単位修得できなかった学生には「修了証明書」を発行する。なお単位修得者は身延山大学に入学した際に、申請に基づき、修得した単位は本学の単位として認定される。開講科目は下記のとおりである。

#### 資料 4-1-②-vi 令和 6 年度高大連携授業の単位認定受講者一覧

| 学期 | 講義名   | 単位 | 曜日 | 時限 | 科目群     | 受講者数      |
|----|-------|----|----|----|---------|-----------|
| 後期 | 倫理学   | 2  | 木  | 5  | 教養科目    |           |
| 後期 | 歴史学   | 2  | 火  | 5  | 教養科目    |           |
| 前期 | 心理学   | 2  | 木  | 3  | 教養科目    |           |
| 前期 | 手話入門  | 1  | 水  | 5  | 専門基礎科目  |           |
| 後期 | 手話基礎  | 1  | 水  | 5  | 専門基礎科目  |           |
| 前期 | 法要実践Ⅰ | 1  | 金  | 4  | 日蓮学専攻科目 | 令和 6 年度休講 |
| 後期 | 法要実践Ⅱ | 1  | 金  | 4  | 日蓮学専攻科目 | 令和 6 年度休講 |
| 前期 | 法要実践Ⅲ | 1  | 金  | 5  | 日蓮学専攻科目 |           |
| 後期 | 法要実践Ⅳ | 1  | 金  | 5  | 日蓮学専攻科目 |           |
| 通年 | 読経Ⅰ   | 2  | 火  | 5  | 日蓮学専攻科目 | 令和 6 年度休講 |
| 通年 | 読経Ⅱ   | 2  | 火  | 5  | 日蓮学専攻科目 | 2 年生 1 名  |

## 4-2. 教育課程及び教授方法

### 4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### 4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 4-2-④ 教養教育の実施

### 4-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

#### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では学則第 1 条で定めた建学の精神である「立正安国の精神」に基づく教育目的を達成するため、DP で定められている各種の能力・学問・知識を在学中の学びを通して学生が修得できるよう、仏教学科と各専攻に CP を策定している。

CP の策定においては、各専攻の必修科目と選択科目の区分を再確認し、教育課程の体系化を図り、カリキュラムツリー及び講義科目のナンバリングを策定した。特に福祉学専攻においては法令に沿った科目を留意しつつ教育課程の体系化を図っている。

なお、在学生には「履修の手引き」や本学 HP で、入学希望者及び学外者には「大学案内」・本学 HP 及び入試要項で周知している。

令和 5 年度からの「文学・芸術専攻」への専攻名変更に伴い、CP の修正案を、「文学」についての言及の追加を中心として作成した。

### 資料 4-2-①-A 身延山大学カリキュラム・ポリシー（教育課程に関する方針）

令和 4 年度以前入学者は、日蓮学専攻、仏教芸術専攻、福祉学専攻の 3 専攻であるが、令和 5 年度入学者より、日蓮学専攻、文学・芸術専攻、福祉学専攻の 3 専攻に再編成した。

#### 令和 6 年度カリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）

①身延山大学仏教学部仏教学科では、建学の精神「立正安国」（教育理念）に基づき、高い専門性をもった 人財を養成します。

②仏教学科に専門課程として日蓮学専攻、文学・芸術専攻、福祉学専攻の 3 専攻を設置し、以下のような 方針に基づいて教育課程（カリキュラム）を編成しています。

#### (1) 仏教学科

①仏教の持つ普遍的哲学性をより発展させ、社会に対する奉仕、実践・見識、社会貢献を重んじる人財を 育成するために、教養基礎科目と専門課程科目を開設します。

②教養基礎科目は専門課程科目を幅広く補完し、問題解決に向けた基礎的な教養を学びます。

#### (2) 日蓮学専攻

①インド、中国、日本の仏教思想や仏教史を学びます。

②日蓮聖人の行動と思想を中心に、法華思想や日蓮教学、日蓮教団史を学びます。

③仏教を応用し、社会的課題解決ができる方法を実践的に学びます。

(3) 文学・芸術専攻

- ①現代的な仏教学を基礎とし、文学、歴史、仏教彫刻、仏教絵画、仏教音楽を学びます。
- ②博物館や寺院が所有する資料の収集・整理、調査・研究、展示・保存の方法を学びます。
- ③文学・芸術分野のファシリテーターとして、企画力や交渉力を実践的に学びます。

(4) 福祉学専攻

- ①乳幼児から高齢者まで、多様な領域の福祉に対応できる理論を体系的に学びます。
- ②高齢者や障がい者の生活上の課題を解決できるように支援する具体的方法を実践的に学びます。
- ③子どもを取り巻く生活上の課題を解決できるように支援する具体的方法を実践的に学びます。

**4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性**

本学の CP は、「4-1-①」で述べた DP で定められている各種の能力・学問・知識を、在学中の学びを通して学生が修得できるよう、仏教学科と各専攻に策定されている。

CP と DP との一貫性については、各専攻会議、学務委員会及び教授会において検証している。

令和 5 年度からの「文学・芸術専攻」への専攻名変更に伴い、CP と DP の文言について修正案を作成した。これにより専攻名変更後においても、CP と DP との一貫性が保たれることとなった。

**4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成**

本学では CP に基づいて、教育課程を各専攻に体系的に編成している。それぞれの専攻ごとに高い専門性を修得できるよう、教養科目・専門基礎科目・専門科目を体系的に編成し、講義・演習・実技・実習を適切に配置している。

また、主専攻制と副専攻制からなる本学のカリキュラムは、より広範囲に深く学修することができ、各専攻における多くの資格も体系的に取得できるように編成している。

それぞれの育成する人財像に沿った教育内容であるか、各専攻会議では継続的に検証を重ね、その結果は学務委員会を経て教授会において審議し、次年度以降の教育課程の体系的な編成に反映している。

令和 5 年度からの「文学・芸術専攻」への専攻名変更に伴い、新しい CP に従って教育課程の再編成を行った。具体的には、教養科目の人文・社会科学系科目の中に「文学」を新設し、専門科目に「文学・歴史学系科目」を新設した上で新科目「古文書学」「考古学概論」「民俗学概論」「ポップカルチャー論」「現代サブカルチャー論」「児童文学」「現代文学論」「日本史特講」の開設を決定した。また既存の科目についても名称変更を含む修正を行い、カリキュラムを再編成した。これらを踏まえて次年度のカリキュラムツリー案を作成し、確認した。こうした「文学・芸術専攻」の専攻名とその CP に則したカリキュラム編成によって、次年度以降の教育の充実を見込んでいる。

#### 4-2-③-i カリキュラムツリーについて

本学では各専攻の教育目標及び DP を達成するために、カリキュラムツリーを作成し各授業科目の連携及び年次配当を体系的に明示している。これは本学 HP で公表しており、基礎科目・専門基礎科目・専門科目の関連性や履修順序を学生に示すことで、履修上の資助としている。

#### 4-2-③-ii シラバス（講義概要）について

身延山大学シラバス委員会は、身延山大学学務委員会の下部組織として設置されていたシラバス作成委員会を令和 3 年度より、正式に委員会化して活動している。

令和 6 年度は、社会福祉士指定科目の「教科書・参考書」を刷新した。社会福祉士指定科目のシラバスは、関東信越厚生局への届出が必要であったが、「教科書・参考書」については変更の届出が不要との回答を受けて、令和 3 年度新カリキュラムに準拠した「教科書」に改正、書式の統一を行った。これにより、社会福祉士指定科目の適正化が図られた。

また各授業担当教員に学期ごとにシラバス内容の再確認依頼と、学生へのシラバス周知を徹底した。これにより本年度はシラバス上において学生の「学修状況の不利益」が生ずることはなかった。加えて、令和 4 年度からの「SDGs に関する取り組み」も引き続き行い、貧困や飢餓、環境問題等、国際社会の抱える課題の克服につながるよう取り組んだ。

なお、現状のシラバス登録システムは、令和 3 年度仕様で、令和 6 年度に完成年度を迎える。このため、令和 7 年度シラバスは、令和 5 年度仕様へのリニューアルが必要となった。検討の結果、シラバス入力「シラバスの管理」内入力画面の訂正、大学 HP（PDF）の表示の訂正、大学 HP「シラバス検索」表示（「キーワード検索」は検索不備があるため外す）、シラバス区分・分野の変更（令和 5 年度以降カリキュラムに則った区分・分野名への変更）等のシステム変更を行った。これにより、次年度のシラバス登録システムの適正化が図られた。また、HP のシラバス公表方法について、14 項目の分類から 2 項目に変更し、シラバス公表が整理された。

令和 6 年度の「シラバス作成要項」（グーグルフォームによる作成）、「シラバス作成のためのガイドライン」（シラバス登録システム上に作成）は、令和 4 年度より、ウェブ上で閲覧可能としたことで、ペーパーレス化（SDGs に関する取り組みの一環）と、シラバス作成方法が容易に確認できることにより、各授業担当教員のシラバス作成の理解を深められたと判断した。「令和 7 年度シラバス」は、「シラバス作成要項」「シラバス作成のためのガイドライン」の検討・刷新後、令和 7 年度授業科目担当教員にシラバス作成依頼を行い、シラバス作成がされていない科目がないこと及び「授業計画」「成績評価（方法・基準）」が全ての科目について示されていることを確認した上で本学 HP に公表した。

#### 4-2-③-iii 変動型 CAP 制度（履修制限）

「4-1-②-ii」でも述べたとおり、本学では学生が学力に応じた十分な学修時間を確保するため、履修登録可能な単位数の上限について、学期ごとの成績（GPA）により 4 段階に上下する変動型 CAP 制度を採用している。

本学では GPA を基にして、変動型 CAP 制度により履修可能な単位数の上限を設定することで、自らの成績状況を理解し、学修内容に応じて学修時間を確保することで、学生自身が学修に能動的に関わることができる。GPA の数値は、IR 室において専攻別、学年別、住

居別、入学からの現在までの GPA 数値等、あらゆる角度から検証されており、これを基に学務委員会において個々の学生に対する学修指導方法が検討され、A/A や保護者、学修支援担当者を通じて、該当学生への履修支援が行われている。

なお、新入生（1 年生・編入生）・休学者、また病気欠席等のやむを得ない事由により、その学期の全ての授業科目を履修できなかった場合、次学期の上限単位数は GPA と関係なく基準値の 24 単位となる。但し、資格取得のための単位数については制限がない。

#### 4-2-③-iv 月別予定表・学年暦・教育内容自己評価

全学生に月別予定表・学年暦を配布し、講義日・休日を明確化している。また、休講した教員には補講を義務づけており、各種資格の実習時間については法令に基づいて時間数を確保し、単位認定における学修時間の厳格化に取り組んでいる。

また、前期・後期それぞれの終了時に、専任・非常勤を問わず各教員に「教育内容自己評価表」を授業科目ごとに提出してもらうことで、適切な授業回数の確保と授業内容の振り返りを行っている。

#### 4-2-④ 教養教育の実施

本学では仏教学科の CP において、教養教育について「教養基礎科目は専門課程科目を幅広く補完し、問題解決に向けた基礎的な教養を学びます。」と明示している。これに基づき、本学の DP にあげられている各種の能力・学問・知識の修得を補完するべく、教養教育を実施している。具体的には「履修の手引き」において「教養科目一覧」及び「専門基礎科目」を列挙し、教養科目からは 28 単位以上を、専門基礎科目からは 12 単位以上を修得するよう定めている。これらの科目は適切な区分で配置され、専門科目を学修する前の基礎的な資質と教養を身に付けるために必要な内容となっている。

特に大学への導入教育として「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」を必修科目として取り入れ、本学の教養教育における初年次教育の軸としている。「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」は、大学生として最低限必要な学力（読み、理解し、考え、表現する）を身につけると共に、自主的学修姿勢を培い、個性と主体性を育み、そして教員と学生、さらには学生相互の人格的交流・錬磨の場とすることを目的としている。「基礎ゼミⅠ」では、基礎的なスキルを身につけること、「基礎ゼミⅡ」では応用的なスキルを身につけることを到達目標としている。

教養教育専門会議では、本学の 3 つのポリシーに沿った一貫性のある教育を実施するために、「専門基礎科目」及び「各専門科目」を補完し得る、「教養科目」の編成と点検・評価を実施している。令和 6 年度は「令和 6 年度授業評価アンケートに対する自己評価（教員用）」と学期末に教員より提出される「教育内容自己評価表」を用い、「教養科目」「専門基礎科目」を点検・評価し、その結果、総体的にみて授業が適切に行われていると判断した。担当教員は、受講生に対する分析と対応、そこから生じた学生からの指摘・問題点を認識・分析し、具体的な改善策が示されていることが確認できた。

令和 6 年度の教養科目及び専門基礎科目の編成については、教養科目は、文理、情報、地域教養、語学等多様な教育体制と社会との連携に関わる科目が配分されており、幅広い知識を持った人財の育成につながる「リベラルアーツ教育」、文理両方を学べる「分野・学部等横断カリキュラム」を実施している。専門基礎科目は、本学の建学の精神に則り、3 つ

の専攻につながる科目が設けられている。以上のことから、教養科目・専門基礎科目・専門科目を体系的に編成し、講義・演習・実技・実習を適切に配置している。

教養教育及び専門教育の有機的連携については、「令和 6 年度身延山大学カリキュラムツリー」に基づき、教養科目と専門基礎科目及び専門基礎科目と各専攻科目との連携がなされ、教養科目・専門基礎科目から 3 専攻「日蓮学専攻、文学・芸術専攻、福祉学専攻」に繋がるよう科目を構成している。

令和 7 年度から、基礎ゼミ担当教員・ゼミナール担当教員と連動し、新たにベネッセの GPS-Academic テストを実施すべく検討した。（詳細は 3-2-②-v 参照）

また、「教養科目」中の「自然科学系・総合領域科目」における補講科目（「日本語リテラシー」「日本語アカデミックライティング」「日本語とコミュニケーション」）は、「日本語に関する科目（16 科目）」の「読解Ⅰ・Ⅱ」、「作文Ⅰ・Ⅱ」、「会話Ⅰ・Ⅱ」に統廃合したため、新入生が履修可能な時間割配置にし、該当者の履修指導が容易となった。さらに、履修し合格した場合は、該当科目（1 単位）を認定することにより履修者の学習意欲の向上を図った。

年度当初の 1 年生の履修指導については、前年度に作成した時間割モデルにより履修指導を行った。これにより、「教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」別の履修の仕方について、新入生への周知が簡明になり、大学導入・初年次教育を円滑に行え、初年次教育の充実が図られた。

また、入学前に取り組むべき課題は下記のとおり決定し、令和 6 年度より実施した。

- (1)『日本語運用能力錬成ワークブック』の提出。（従来とおり）
- (2)『大学 1 年生からの社会を見る眼のつくり作り方』（大月書店、2020 年）を入学予定者が購入し 課題レポートを提出。（従来とおり）
- (3)入学前プランニングシートを書き提出。（新規）
- (4)文化庁 「敬語おもしろ相談室」YouTube の視聴。（新規）
- (5)大学の学びの体験～身延山大学の YouTube の視聴～（新規）
- (6)「三大ポリシーの紹介」（大学作成・新規）教材の視聴。
- (7)入学前準備講座【教養教育】（新規）

レポートの書き方及びキャリア教育（身延山高校出身者は必須、他は任意）

①レポートの書き方は、塩田宝澍助教が行った。

②キャリア教育（マナー講座）は、淡路実春本学非常勤講師が行った。

令和 7 年度で各専攻が完成年度を迎えることから、まず教育課程の見直し（自己点検）を行うことを各専攻と教養教育専門会議で確認し、学務委員会に報告し協議することになった。なお、各専攻の教育課程の見直し内容は下記のとおりである。

①教養科目の見直し

②専門基礎科目の見直し

③専門科目の見直し

④教養科目と専門基礎科目と専門科目との連携と見直し

⑤資格取得科目の見直し

⑥講義内容の見直し

⑦教員配置の見直し

⑧カリキュラムツリーの見直し

**4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施**

FD・SD 委員会による、前期・後期各 1 回実施される授業評価アンケートや授業参観、FD・SD 研修会及び AL 等により、授業内容や教授方法の開発及び研究を行っている。

令和 3 年度より施行された社会福祉士養成の新カリキュラムへの移行に伴い、「ソーシャルワーク実習Ⅱ」の実習要件を変更した。また、新カリキュラムの評価基準に適合するように、「ソーシャルワーク実習評価表」「ソーシャルワーク実習の手引き」を修正した。

さらに校外学習を積極的に取り入れ、身延児童館において地域連携活動として子育て支援活動および認知症カフェに参加して学修する機会を持った。

**4-2-⑤-i アクティブ・ラーニングとラーニング・コモンズ**

AL 等授業内容・方法については、シラバスで「双方向講義である」「学外活動（実習等）を行う」ことを明示し、現代社会に即した ICT 機器や視聴覚機器を積極的に利用している。

本学では各種 ICT 機器やタブレット端末（iPad・Surface 等）を可能な限り導入しており、タブレット端末については附属図書館にて希望する学生に一時的な貸出を行っている。

演習系科目においては学生主体の授業を展開している。この中では学生がタブレット端末を使い発表する機会を増やし、プレゼンテーション力の向上に努めている。

また、平成 26 年度私立学校施設整備費補助金等を受けて、AL 用に 4 教室、ディベートルームとして 1 教室、ラーニング・コモンズ（以下、「LC」という。）として学生ラウンジと図書館 2 階閲覧室をそれぞれ整備している。

**4-2-⑤-ii 授業参観**

教授方法の工夫・開発と効果的な実施に関しては、AL 及び双方向的授業を啓発することを目的に、FD・SD 委員会が平成26年度より授業参観（公開授業）を開催している。

平成29年度からは、これまで別々に開催してきた AL 公開授業と教員相互の授業参観も併せ、授業参観として開催している。

令和3年度からは、日蓮学専攻、文学・芸術専攻、福祉学専攻の3専攻のうち1専攻に重点を置いて3年周期で行っており、令和3年度は福祉学専攻、令和4年度は日蓮学専攻、令和5年度は文学・芸術専攻の授業参観を実施した。令和6年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年度から導入している「遠隔授業」の現在のあり方について検討し改善すべく、本学における「同時双方向型（ライブ配信）授業」を対象とする授業参観を実施した。令和6年度は教員が参加しやすいように2日間設け、さらに授業参観の様子を録画し、動画を視聴できるようにした。

## 資料4-2-⑤-ii-A 授業参観開催状況

|       |                        |                        |                                |
|-------|------------------------|------------------------|--------------------------------|
| 令和2年度 | 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、実施せず |                        |                                |
| 令和3年度 | 「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」公開授業（福祉学専攻）   |                        |                                |
| 令和4年度 | 授業参観（日蓮学専攻）            | 10月27日（木）              | 日蓮教学と現代社会<br>観心本尊抄講読<br>法華経概論Ⅱ |
| 令和5年度 | 授業参観<br>（文学・芸術専攻）      | 11月13日（月）<br>11月14日（火） | 古典文学を読む<br>文学                  |
| 令和6年度 | 授業参観（遠隔授業）             | 10月16日（水）<br>10月18日（金） | デス・エデュケーション<br>チベット仏教概論        |

## 4-2-⑤-iii 授業評価アンケート

FD・SD委員会では、教育内容・方法の改善の工夫・開発と効果的な活動として、学生による授業評価アンケートを、前期1回・後期1回の合計2回実施した。

授業担当教員はその結果を受けて自らの教授方法の改善に活用している。また、「問題点」「改善点」「要望」等を振り返り、自己評価としてFD・SD委員会に提出している。FD・SD委員会としても必要に応じて次年度の授業内容を改善するよう、授業担当教員に要請すると共に、必要に応じてFD・SD委員長が学長に報告する体制を構築している。

令和6年度は、オムニバス形式の講義及び実習以外のすべての科目を対象とし、Googleフォームを利用して授業評価アンケートを実施した。また、学生委員を配置し、アンケートの方法及び内容等について学生目線での意見を聞き、反映した。

授業評価アンケートに係る自己評価は、専任教員及び非常勤講師（メールアドレスを発行）にGoogleフォームでの回答を依頼した。

また、学外にも一部アンケート結果を本学HPで公表している。従来の学内への一部公開、学生ホールにファイルの設置も併せて行った。

## 4-2-⑤-iv オンライン授業

本学では、感染対策を十分に講じた上での学修者本位の教育活動の重視を基本とし、対面授業を実施している。なお、申し出のあった講義のみ検討の上、オンライン授業を許可しており、令和6年度は4科目であった。

なお、学則第20条第3項に「(1)・(2)項の授業は、平成13年文部科学省告示第51号の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（以下「遠隔授業」という。）」と定められており、オンライン授業が実施できる体制は整えている。

## 4-3. 学修成果の把握・評価

## 4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

## 4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

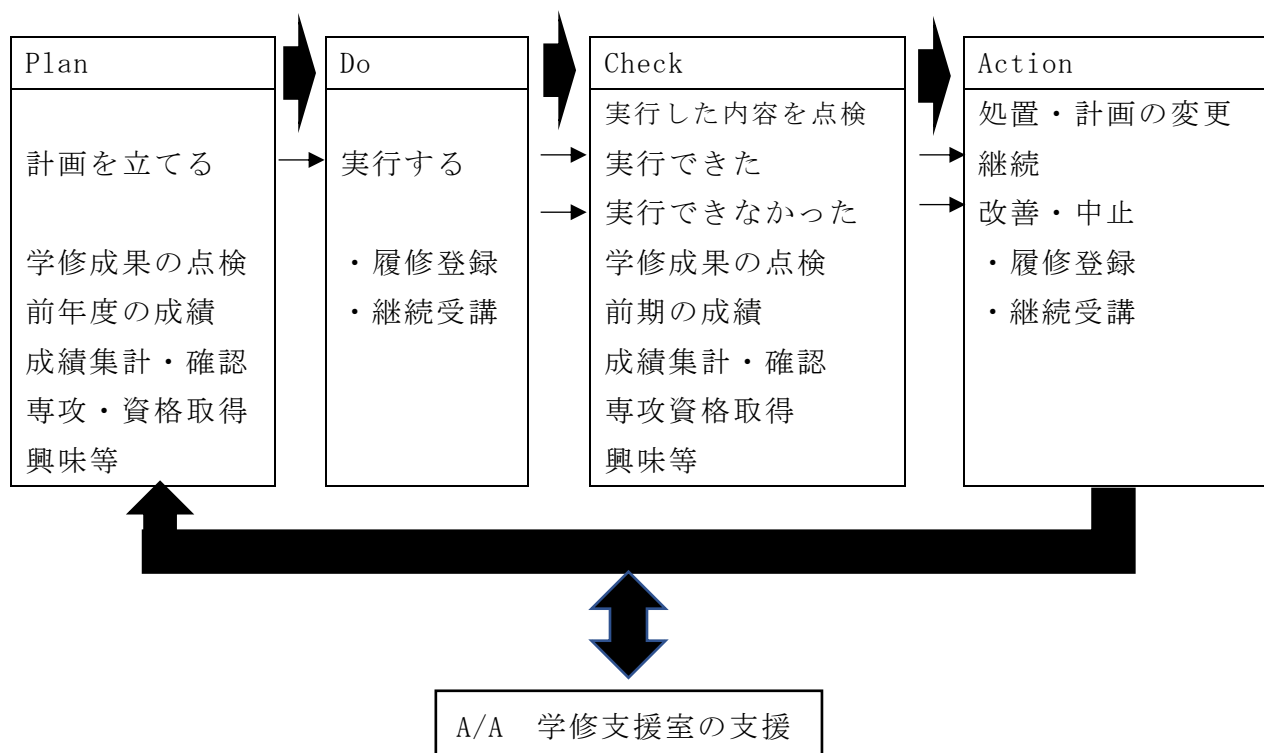
4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学では、3 つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行う組織体として、FD・SD 委員会、学務委員会、学修支援室、IR 室があり、それぞれ連携して活動している。また、学生については後述するポートフォリオ手帳を用いて、本学の学修支援体制（資料 4-3-①-A 参照）に基づき、A/A 等による支援により改善を促すように努めている。

4-3-①-i 本学の学修支援体制（PDCA サイクル）

本学では PDCA サイクルの手法を取り入れた学修支援体制を構築している。新入生は、専攻・資格取得・興味の有無等を考慮し、在学生は「前年度までの成績」「前学期の成績」「教学系 IR データ」「ポートフォリオ手帳」を参照する等して履修計画を立てている。学生は、A/A、学修支援室による相談→助言→支援→指導を基にして履修計画を作成し、講義を受講している（資料 3-3-①-i-A 参照）。この PDCA サイクルを入学から卒業まで繰り返して行うことにより（スパイラルアップ）学修成果の向上に努めている。なお、僧道教育を行う本学「行学寮」・身延山久遠寺「本院寮」に所属する学生は、それぞれ寮監も指導に加わっている。

資料 4-3-①-i-A 学修支援体制（PDCA サイクル）



#### 4-3-①-ii 教学 IR におけるデータ検証

教授会に報告される GPA 数値は、まず IR 室会議にて専攻別、学年別・住居別・入学から現在までの GPA 数値等、あらゆる角度から検証される。この結果を基に、個々の学生に対する学修支援方法が学務委員会にて検討され、教授会にて決定し、A/A、学修支援室、必要に応じて保護者等も含め、該当学生の学修支援が行われている。

#### 4-3-①-iii 学修ポートフォリオ（ポートフォリオ手帳）

ポートフォリオ手帳は前期及び後期授業開始当初に、PDCA サイクルに基づき個々の学生が将来の目標を立て、取り組みを記入している。これは大学事務室に提出され、A/A が検証を行っている。令和 2 年度より形態を手帳型に改めて学生の携帯に資するようにした。

なお、ポートフォリオ手帳に記入されている学修成果、就職への取り組み、学生の意識調査及び資格取得状況等の各種内容については、学修支援にも活かされている。

#### 4-3-①-iv 大学満足度アンケート

本学では学修支援室が毎年度 6 月に 1 年生、10 月に全学生対象の大学満足度アンケートを実施している。

その結果を集計し、改善点・要望等、学生からの意見を把握した上で、資料として纏めている。これを学務委員会に報告し、内容について協議の後、教授会に報告している。

また、学生から寄せられた改善点・要望等は、各種委員会・担当部署ごとに纏め、それぞれに改善を依頼している。

#### 4-3-①-v 卒業生アンケートと卒業生就職先アンケート

本学では、令和 3 年度より卒業生を対象に「身延山大学卒業生アンケート」を実施すると共に、卒業生の就職先を対象とした「身延山大学卒業生就職先アンケート」も実施し、集計結果は本学 HP で公表している。

#### 4-3-①-vi 授業評価アンケート

担当する授業が教育目的を達成できているかどうかについては、FD・SD 委員会が学生による授業評価アンケートを実施してその結果を集約し、授業担当教員にフィードバックすることにより行っており、授業担当教員はその結果を受けて自己評価を行っている。（詳細は 4-2-⑤-iv 参照）

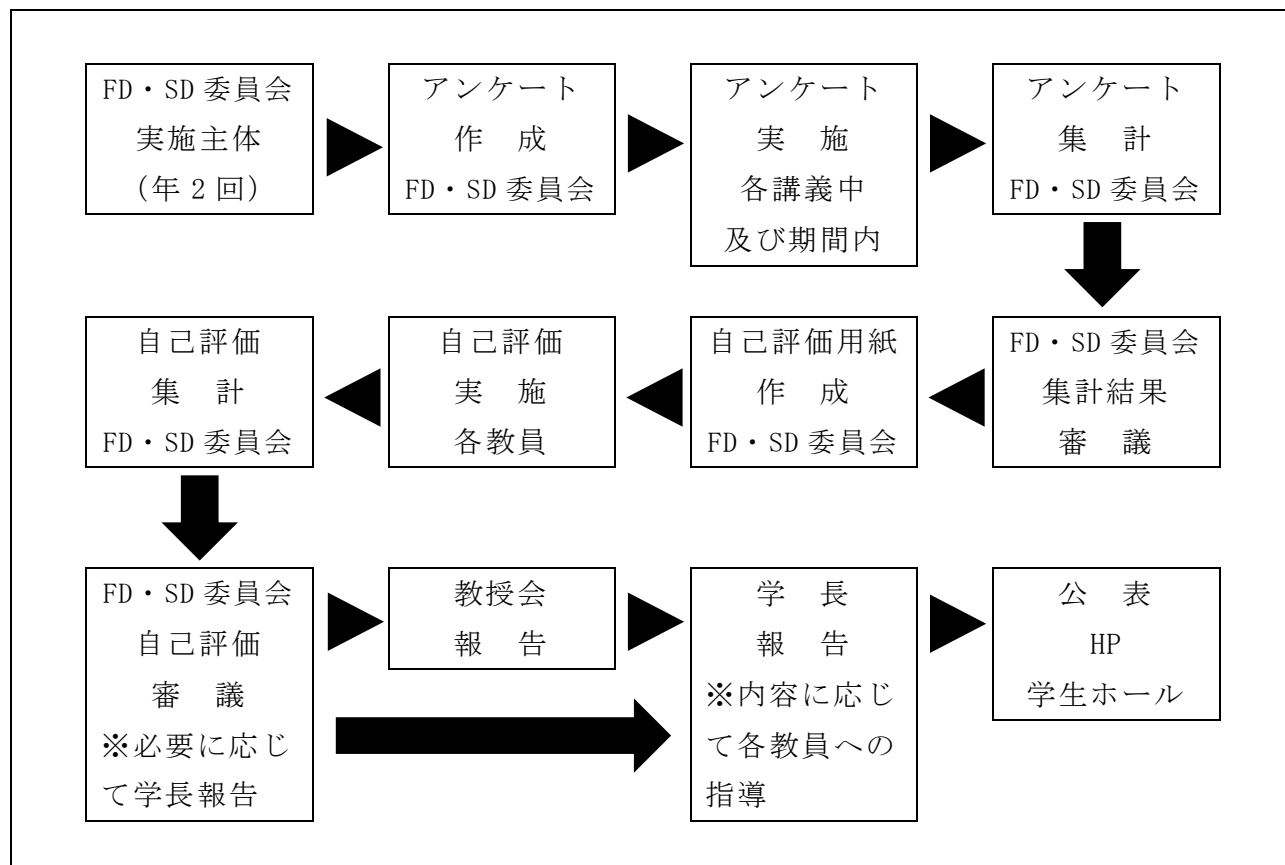
#### 4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

教育内容、授業形態と授業方法が適切か、また有効かの検討については、FD・SD 委員会が学生による授業評価アンケートを実施してその結果を集約し、授業担当教員にフィードバックすることにより行っている。授業担当教員はその結果を受けて「問題点」「改善点」「要望点」等を振り返り、自己評価として FD・SD 委員会に「授業評価にアンケートに対する自己評価」を提出している。FD・SD 委員会としても必要に応じて次年度の授業内容を改善するよう、授業担当教員に要請している。

授業評価アンケートの集計結果及び授業担当教員より提出された自己評価結果の公表については、本学 HP に公表（学内・学外へ一部公表）すると共に、学生ホールにファイルを常置（本学 HP 公表と同内容）することにより公表している。

#### 資料 4-3-②-A 授業評価アンケートの流れ

Google フォーム利用



さらに、学期末には学生の成績および出席簿と併せて、学務委員会に「教育内容自己評価表」を提出している。この評価表には、教員が各回の講義内容をシラバスとの整合性の観点から点検し、課題や反省点を記録する。また、学生への指導方法に関する振り返りや、次年度への取り組みをシラバスに反映させるための所見を記入している。

#### 【基準 4 の自己評価】

##### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学則を改正し、令和 5 年度より附属身延山高等学校を対象に新たに実施した「身延山大学・身延山高等学校高大連携授業特別科目等履修生制度」によって、高校生の中に本学の通常授業を履修し単位修得することで、本学入学後最短 3 年半で卒業が可能となった。日蓮学専攻の僧階取得学生においては秋卒業後すぐに実践の場で活躍ができ、福祉学専攻社会福祉士国家試験受験希望者においては国家試験に向けた十分な試験勉強時間を確保することができ、かつ経済的にも恩恵の多い制度であり、高大連携して附属高校からの内部進学者増を目指す本学独自の特色ある取組みである。

また、本学は、「先生が最も近い存在である教育環境」を標榜し、徹底した少人数制教育

を行っており、授業を行う学生数は平均して 10 名に満たない。各科目において学生とのコミュニケーションを密に取り、学生の学修状況に応じたきめ細かな指導が可能となっている。学生からの満足度も高く、教育効果を十分に上げることができる体制が整えられている本学の大きな特色といえる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

DP 及び CP の策定について、DP 及び CP をはじめ、建学の精神・教育方針と 3 つのポリシーに関する事項は教授会において審議し、策定しているが、規程上には明記されていないため、(エビデンスとして求められる) DP 及び CP を策定する会議体の規則の整備が必要となる。

また、学修成果の把握・評価について、現在「卒業時満足度アンケート」「身延山大学卒業生アンケート」「身延山大学卒業生就職先アンケート」等を実施しているが、今後はこれまでのアンケートの内容を精査して、DP を踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立と運用がより一層求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

規程については、学部を中心に見直しを行い、必要に応じて整備を行っていく。

学修成果の把握・評価については、学務委員会及び学修支援室において、各アンケートをそれぞれディプロマ・ポリシー達成度の自己評価及び調査を行う目的を明確化した上で設問項目を精査し、調査結果を検証して教職員にフィードバックすることで、教育改善に活用していく。

また、現状では附属身延山高等学校を対象に実施している高大連携授業特別科目等履修生制度について、さらに近隣の公立高校等へも対象を広げ実施が可能な検討を行っている。

## **基準 5. 教員・職員**

### **5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性**

#### **5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

#### **5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化**

#### **5-1-③ 職員の配置と役割の明確化**

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

学則第 39 条は、学長の大学運営に関する権限及び責任を明記している。そして学則第 40 条として学長が適切なリーダーシップによる指導力と統率力を発揮するため、教育、研究、その他必要な分野に関して学長を助け、命を受けて校務を司る役職として、副学長の制度を整備した。かつ、副学長は、学長から諮問された事案について審議し、答申する組織である学長諮問会議の招集者として、学長の意思決定のスピードアップと適切な教学マネジメントを実行している。

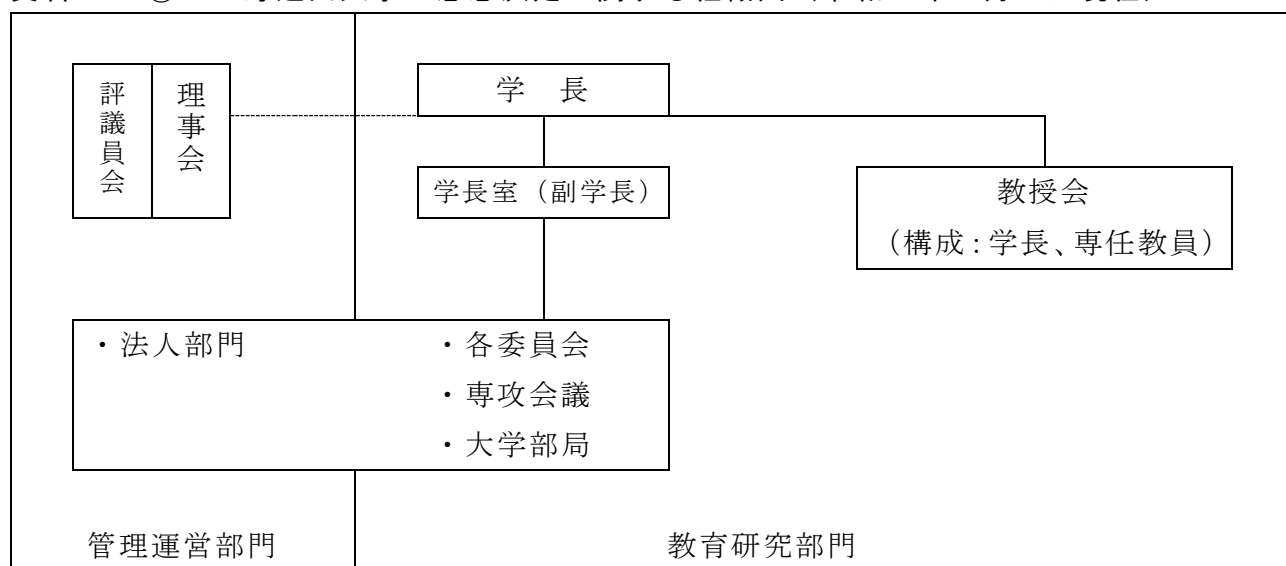
## 身延山大学

学長諮問会議において、令和5年度は留学生確保を含めた入学生増加にむけて学長の要請・諮問があった。学長からの要請を受けて、特に「留学生の受け入れ」について、学部としてアドミッション・広報委員会と連携して、留学生確保に力を入れた。その結果として、中国国籍の学生3名、マレーシア国籍の学生1名の入学者を確保した。さらに留学生に対するフォローアップを努めるべく、新規教員3名のうち、2名は中国国籍の教員を採用した。今後、本学HPの多言語化を図り、さらなる留学生の獲得に努める。

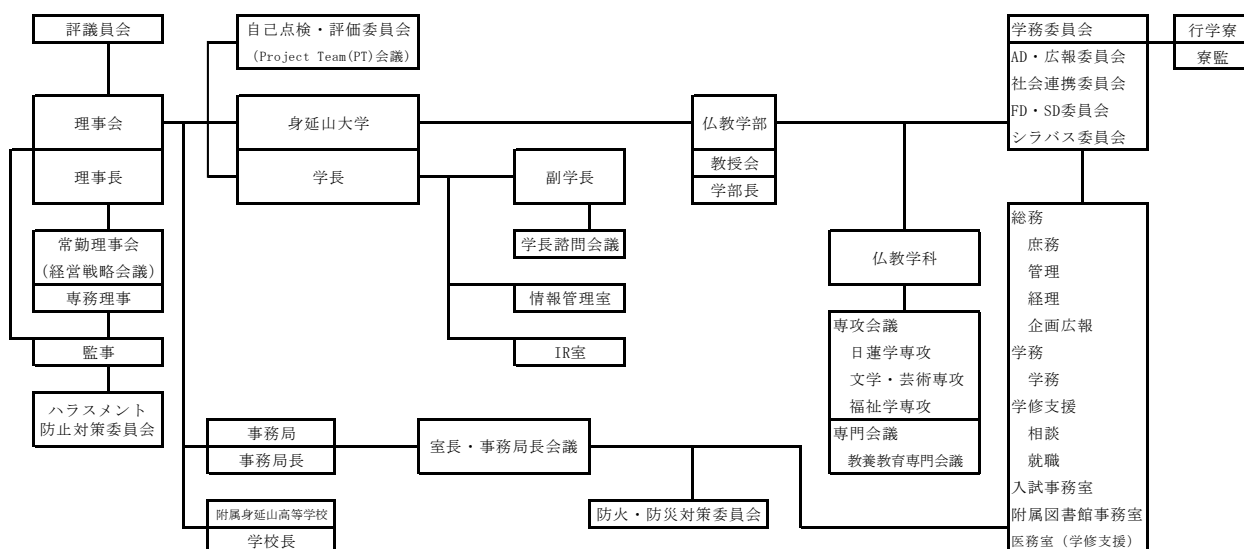
なお、理事長は学園への経営母体である身延山久遠寺の責任役員であり、身延山運営の実行責任者でもあることから、身延山久遠寺と本学園の関係も、より一層強固なものにすることができた。

また、学内の諸情報を統括するため、学長直轄組織としてIR室を設け、かつ従来の情報管理委員会を改めて、新たに情報管理室を設けている。

資料 5-1-①-A 身延山大学の意思決定に関する組織図（令和7年5月1日現在）



資料 5-1-①-B 身延山学園運営組織図（令和7年5月1日現在）



## 5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

令和 7 年 5 月 1 日現在、副学長は学則第 40 条の 2 により、教授 1 名が任じられている。副学長の職務として身延山大学副学長に関する規程第 2 条により、学長の命を受けて大学運営に関する権限を得ており、責任を負っている。

本学は学則第 38 条に示した「教授会に関する規程は、別に定める」に基づき、学校教育法第 93 条・学則第 38 条・教授会規程に定める教授会は、定例教授会及び学長の必要と認めた場合に臨時教授会を適切に行い、令和 6 年度は定例 11 回・臨時 11 回の開催を数え、時機を逃すことなく適切に審議した。

教授会の組織は教授会規程第 2 条に、任務は教授会規程第 3 条の定めた事項について審議し、学長に意見を述べると共に、教員人事と経営に関連する事項に関しては、教授会の審議を経た意見を学長に述べた上、学長はその意見を参考として理事会に上申している。

教授会の運営は教授会規程第 4 条、第 5 条、第 6 条に則り、原則毎月 1 回の定例教授会の他、学長の必要と認めた場合や教授会構成員の 1/3 以上の要求によって臨時教授会を開催し、規程に定める案件につき適切な審議を行い、教授会出席者の可否によって決すとして、権限と責任を明確にした。本学では教授会規程第 7 条に基づき、下記の委員会を編成している。

### (1) 学務委員会

教育課程、試験・単位の認定及び卒業、時間割・学年暦及び年間計画、科目等履修生及び聴講生、厚生補導、奨学生、褒章及び懲罰、学修支援、行学寮、その他、委員会が必要と認めることに関する事項を審議する。

### (2) AD・広報委員会

学生受け入れの基本方針、入学試験、入学者選抜、学生募集、大学の広報、その他学生受け入れと広報に関する事項を審議する。

### (3) 社会連携委員会

生涯学習、地域社会との連携、大学間協力、その他、本学の社会貢献に関する事項を審議する。

### (4) FD・SD 委員会

FD・SD 活動の企画立案、FD・SD 活動の実施計画の立案、FD・SD 活動の評価、FD・SD 活動に関する情報の収集と提供、その他、学長の諮問する事項を審議し、決定事項を実施する。

### (5) シラバス委員会

シラバス掲載項目、各講義担当教員にシラバス作成の依頼、各講義のシラバス記載内容点検、改善が必要と判断した場合は、担当教員に記載内容の修正、シラバス記載内容の点検結果を教授会において報告、その他シラバス全般に関することを審議する。

各委員会は原則月 1 回開催し、必要に応じて臨時会の開催及びメール会議を開催して定められた事項を審議し、決定事項を実行している。

委員会における審議結果は教授会に上申または報告され、必要に応じて審議される。学長はその結果を受けて理事会・評議員会に上申する。

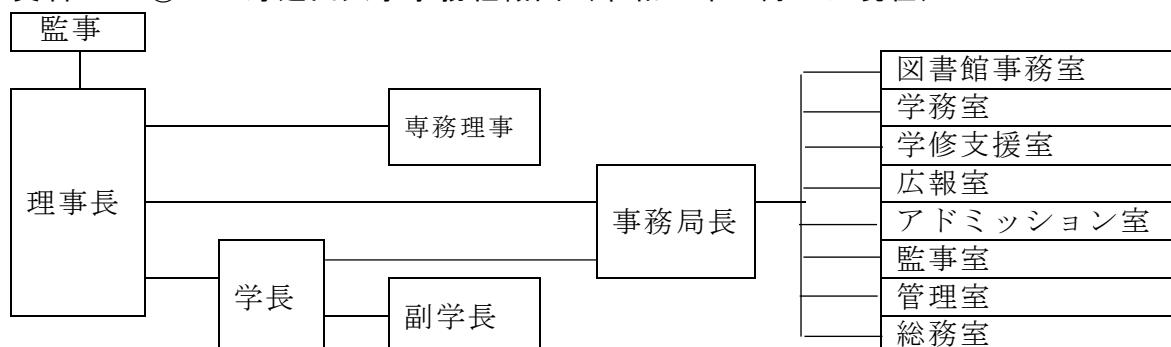
### 5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

学園事務・大学事務の運営は事務局により学校法人身延山学園事務分掌規程（以下、「事務分掌規程」という。）に則って執行され、職員に関する職制及び責任は、事務分掌規程に定められたそれぞれの責任と権限に基づき、所掌事務を分掌している。

事務局は学校法人身延山学園管理職規程第5条に則り理事長、専務理事の命を受け、事務局長が統括している。

事務局の組織は下記の図のとおりである。

資料 5-1-③-A 身延山大学事務組織図（令和7年5月1日現在）



\* 事務局長の下に事務局次長を、各室長の下に補佐・主任・副主任をそれぞれ置くことができる。

学長と専務理事の命により、業務執行については、学校法人身延山学園事務連絡会規程に基づき開催される室長・事務長会議において検討、実施され、職員に具体的な指示を与えると共に、教授会・理事会の決定事項が速やかに業務に反映される仕組みとなっている。

令和7年5月1日現在、本学の事務職員は全体で、専任13名、嘱託5名、非常勤1名、合計19名の構成となる。少人数であるためコミュニケーションは取りやすく、また、指示の伝達も早く管理機能は円滑である。

資料 5-1-③-B 身延山大学職員数（令和7年5月1日現在）

| 職種  | 性別 | 専任職員 | 嘱託職員 | 非常勤職員 | 合計 |
|-----|----|------|------|-------|----|
| 事務系 | 男  | 8    | 1    | 0     | 9  |
|     | 女  | 5    | 1    | 1     | 7  |
| 医療系 | 男  | 0    | 0    | 0     | 0  |
|     | 女  | 0    | 1    | 0     | 1  |
| その他 | 男  | 0    | 1    | 0     | 1  |
|     | 女  | 0    | 1    | 0     | 1  |
| 合計  |    | 13   | 5    | 1     | 19 |

## 5-2. 教員の配置

## 5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

## (1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

## (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇進などによる教員の確保と配置

## 資料 5-2-①-A 令和 7 年度専任教員数

| 仏教学部仏教学科 |   | 専任 |     |    |    |    |
|----------|---|----|-----|----|----|----|
|          |   | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 計  |
| 日蓮学専攻    | 男 | 3  | 1   | 0  | 1  | 5  |
|          | 女 | 0  | 0   | 0  | 0  | 0  |
| 文学・芸術専攻  | 男 | 3  | 0   | 3  | 0  | 6  |
|          | 女 | 0  | 0   | 3  | 0  | 3  |
| 福祉学専攻    | 男 | 1  | 0   | 0  | 0  | 1  |
|          | 女 | 1  | 0   | 3  | 0  | 4  |
| 合計       |   | 8  | 1   | 9  | 1  | 19 |

本学は、1 学年定員 30 名、収容定員 120 名の小規模校ながら、上記の表を見れば明らかなように、専任教員数 19 名、1 教員に対する学生比率は約 6 人であり、少人数制教育を最大限に活かして教育目的を達成できる配置となっている。

さらに、専任教員 19 名の中に占める女性教員は約 35%と高く、女子学生の対応にも十分である。専任教員には外国人教員が 4 名在職し、外国語（英語、韓国語、中国語）のみならず、全学共通科目（教養科目）、専門科目も教授している。

教員確保には、それぞれの専門性を考慮に入れながら、大学設置基準に定められた以上の教員を配置している。

本学の教員の採用及び昇進については、身延山大学人事規程に基づき学長が教授会の意見を参考にして行っている。

本学の教員の採用について、教授会からの新規採用の依頼を受けて、学長が採用の是非を判断の上、学校法人身延山学園教育職員任用規程（以下、「教育職員任用規程」という。）、身延山大学就業規則教員特則、学校法人身延山学園機関採用教職員任用規程、身延山大学特任教員規程、身延山大学客員教授規程に則り、教育課程編成方針を鑑みながら、教員の年齢・専門性を考慮しつつ教育職員任用規程第 7 条に記している諸書類に基づき、同規程第 10 条にある基準に従い候補者を公募する。候補者の書類（複数の場合もある）は教員より意見書を取って教授会にて意見集約を行い、候補者の面接を経て 1 名に絞る。それを再度教授会で審議して意見を聞き、教授会の意見を参考にして学長案を決定し、学長より理

事に提案し、承認の上、採用する。

令和6年度に実施した教員の公募においては「研究者人材データベース JREC-IN」を利用して候補者を募り、候補者の教授歴及び教育研究業績を勘案し、採用判断の一助とした。

本学の教員の昇進について、9月頃の教授会において自薦・他薦の昇格請求を実施する。昇格請求申請書類に基づき教授会で審議し、学長に昇進申請者を上げる。学長は必要であれば学長諮問会議に掛けて昇進させるかを判断した上で、学長より理事会に提案し、承認の上、昇進させる。

期限付き若手教員に対応するテニユアトラック制度を令和4年度より導入している。

### 5-3. 教員・職員の研修・職能開発

#### 5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

#### 5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

##### (1) 5-3の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

##### (2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

教員評価、教員の資質・能力向上に関するFD研修については、FD・SD委員会が身延山大学FD・SD委員会規程に基づき実施している。令和6年度はFD・SD研修会を教職員研修会として前期2回実施した。多くの教職員が参加できるよう、オンラインと併用して講演を実施した。なお、教職員研修会の実施については、事前に案内をGmailにて送付し、研修資料を作成した。また実施結果については報告書を作成し、委員会及び教授会で報告した。

#### 資料 5-3-①-A 令和6年度 FD・SD研修会開催状況

| 令和6年度 第1回FD・SD研修会（前期） |                                                                                                                                                        |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日時                    | 令和6年4月1日（月）・5月17日（金）                                                                                                                                   |
| 内容                    | 4月1日開催の第1回定例教授会において「身延山大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」について専任教員対象の研修を行い、さらに5月17日に法人事務局より「研究活動における不正行為への対応等に関する規程及びガイドラインについて」という件名で全教職員に対するメールでの周知が行われた。 |
| 令和6年度 第2回FD・SD研修会（前期） |                                                                                                                                                        |
| 日時・会場                 | 令和6年6月4日（火）14：00～16：00・大学本館応接室                                                                                                                         |
| 内容                    | （公財）日本高等教育評価機構主催<br>「第4期評価システム説明会」<br>動画視聴及び意見交換会の研修またはオンデマンド視聴                                                                                        |
| 参加者数                  | 27名（教員15名・職員12名）                                                                                                                                       |

また、FD・SD 委員会では、教育内容・方法の改善の工夫・開発と効果的な活動として、学生による授業評価アンケートを、全ての科目で Google フォームを利用して前期 1 回・後期 1 回の合計 2 回実施した。授業評価アンケートは、教員評価に大きく関わるものであり、その結果を授業担当教員へフィードバックすることにより、教員の自己評価を促し、授業内容の改善につなげている。

この教員による「授業評価アンケートに係る自己評価」についても、専任教員及び非常勤講師（メールアドレスを発行）を対象に、Google フォームでの回答を依頼した。Google フォームを利用することにより、集計結果が見やすく、集計が短時間で行えるようになっている。

上記の実施方法としては、まず学生への授業評価アンケートの実施に際し、全教員に対する周知として文書「授業評価に関するアンケートの実施について（お願い）」や掲示等でアンケート実施についての協力を要請した。また、回収したアンケートは「授業評価に関するアンケート結果」にとり纏め、これをもとに「授業評価に関するアンケート集計結果」を作成して委員会資料としている。この結果を FS・SD 委員会より授業担当教員へ送付し、「授業評価アンケートに対する自己評価」を要請した。

標記結果における問題点・改善点については委員会でとり纏められた結果をもとに必要に応じて FD・SD 委員長が学長に報告する体制をとっている（前期後期共に特に問題はなく報告はしていない）。これらの結果は令和 2 年度より 本学 HP に公表（学内・学外へ一部公表）すると共に、学生ホールにファイルを設置（本学 HP 公表と同内容）することにより公表している。

さらに、令和 6 年度後期には授業参観を実施した。（平成 29 年度より AL 公開授業と教員相互の授業参観を授業参観として統合）

#### 資料 5-3-①-C 令和 6 年度 授業参観開催状況

| 令和 6 年度 授業参観      |                                                                                                         |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日時・<br>講師・<br>講義名 | ①令和 6 年 10 月 16 日（水）3 時限<br>村瀬正光准教授（特任）「デス・エデュケーション」<br>②令和 6 年 10 月 18 日（金）1 時限<br>槇殿伴子非常勤講師「チベット仏教概論」 |
| 参加者数              | 教員 12 名                                                                                                 |

サバティカル研修については、令和 6 年度は申請者がいなかったため実施していない。なお、学校法人身延山学園身延山大学のサバティカル研修に関する規程は、令和 3 年 4 月 1 日付で改正された。

## 資料 5-3-①-D サバティカル研修申請・適用状況

| 申請年度    | 適用年度    | 件数  |
|---------|---------|-----|
| 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 0 件 |
| 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 1 件 |
| 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 0 件 |
| 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 0 件 |
| 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 0 件 |

教職員関連の外部研修会等については、Gmail にて周知し、積極的な参加を依頼している。また、FD・SD 委員会関連資料は 4 階会議室に書架を設置し、教員相互の FD 活動の周知を図っている。

## 5-3-② SD をはじめとする大学運営に関する職員の資質・能力向上への取組み

事務分掌規程により職員の組織・事務分掌は明確であり、本学職員としての職務職責を果たすことが明記されており、日本私立大学協会・日本学生支援機構・私学高等教育研究所・大学行政管理学会等、日常業務に即した研修に参加し資質能力の向上、情報交換に取り組んでいる。

学校法人身延山学園事務職員人事規程第 6 条に「職員としての資質の向上及び事務の能率を図るため、研修を行う」と定めている。これに基づき、教職員合同の FD・SD 研修会に参加し大学職員としての能力及び資質向上に努めており、令和 6 年度の SD 研修は、FD 研修と兼ねて行った。

また、オンラインで開催される、職員向けの研修会等については、Gmail で周知し、自主的な参加を依頼している。

## 5-4. 研究支援

## 5-4-① 研究環境の整備と適切な運営管理

## 5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

## 5-4-③ 研究活動への資源の配分

## (1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

## (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 5-4-① 研究環境の整備と適切な運営管理

毎年度、第 1 回定例教授会において、各教員が外部資金（科研費、諸財団法人の助成金、外部受託事業等）をさらに獲得することを学長から依頼している。

令和 6 年度の外部資金獲得状況は、新規採用が 1 件（科学研究費）、継続採用 6 件（科学研究費 4 件、一般財団法人太田慈光会 1 件、日蓮宗 1 件）、研究分担 4 件（科学研究費 4 件）であった。また、科学研究費については、令和 7 年度（申請時期は令和 6 年度中）の申請者は 5 名であり、特に本年度は基盤研究（A）に採択された。

外部資金等の管理については身延山大学公的研究費補助金取扱いに関する規程を定め、適切に管理している。

今後も継続して外部資金獲得できるように教員の教育研究活動の向上に努める取り組み（FD）、教職協働体制を強化する必要がある。

また仏教学部予算で平成 26 年度より出版物支出予算が新設され、令和 5 年度までに仏教学部専任教員に対して出版助成が 5 件の申請があり、4 件が執行された。令和 6 年度も 1 件の申請があり、新たに採用された。申請対象となった出版物は令和 7 年度内に出版予定である。

#### 資料 5-4-①-A 学部出版助成

| 申請年度    | 適用年度    | 件数  |
|---------|---------|-----|
| 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 0 件 |
| 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 1 件 |
| 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 0 件 |
| 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 0 件 |
| 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 1 件 |

サバティカル研修について、令和 6 年度の申請は 0 件であった。

#### 5-4-② 研究倫理の確立と厳正な適用

学術研究に対する信頼と公正さを確保するため学校法人身延山学園身延山大学における教育研究活動に係わる行動規範、身延山大学における公的研究費の不正防止計画、学校法人身延山学園身延山大学公的研究費補助金取扱いに関する規程、身延山大学における研究活動の不正行為等に関する取扱規程、身延山大学における公的研究経費の管理・監査のガイドライン等の制定により厳正に運用している。

特に公的研究費補助金の取扱いに関しては、単なる伝票処理だけではなく、消耗品や図書等の現物の確認をしながら担当者が検印を行い、さらに所属長の確認を経て法人の経理において処理がなされている。

また、教員の研究活動（社会調査・個人情報を含む研究）に対して、教授会がその研究方法、個人情報の管理、公表の適正さ等について学校法人身延山学園役職員倫理規程、身延山学園個人情報保護方針について、学校法人身延山学園身延山大学における教育研究活動に係わる行動規範に則り審査を行い、可・不可を判断している。

#### 5-4-③ 研究活動への資源の配分

令和 6 年度の個人研究費（研究旅費含む）として専任教員・特任教員（第Ⅰ種）17 万円、特任教員（第Ⅱ種）4 万円、研究旅費として専任教員・特任教員（第Ⅰ種）13 万円、特任教員（第Ⅱ種）4 万円が配分されている。

研究費については、研究目的のための図書、消耗品、謝金、通信費等に支出される。研究旅費については、学会、講演会、研修会、各種調査等に出張するための旅費等に支出さ

れる。

#### 資料 5-4-③-A 個人研究費予算配分表【令和 2 年度～令和 6 年度】

(単位 千円)

|      | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 研究費  | 3,880   | 1,970   | 1,840   | 1,880   | 1,920   |
| 研究旅費 | 0       | 1,610   | 1,520   | 1,560   | 1,600   |
| 合計   | 3,880   | 3,580   | 3,360   | 3,440   | 3,520   |

\* 各年度の「研究費の合計」「研究旅費の合計」「合計」の数値

\* 令和 2 年度は、研究費と研究旅費は分けずに、「合計」だけ表記

#### 資料 5-4-③-B 個人研究費支出実績【令和 2 年度～令和 6 年度】

(単位 千円)

|      | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 研究費  | 2,174   | 1,775   | 1,650   | 1,600   | 1,459   |
| 研究旅費 | 233     | 360     | 413     | 590     | 784     |
| 合計   | 2,407   | 2,135   | 2,063   | 2,190   | 2,243   |

令和 5 年度第 11 回定例教授会において「身延山大学研究報奨費規則」が審議され、令和 6 年 4 月 1 日から施行された。本研究報奨費では、本学の専任及び特任の教員を対象とし、研究成果に基づいて受給者 1 名を決定する。令和 6 年度は本規則に基づき、1 名が本研究報奨費を受給した。今後も本研究報奨費規則は教員の研究活動の支援及び教員評価に対する新たな仕組みとなる予定である。

#### 資料 5-4-③-C 研究報奨費【令和 6 年～】

(単位 千円)

|     | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|----------|
| 受給者 | 1       | —       | —       | —       | —        |
| 支給額 | 200     | —       | —       | —       | —        |
| 合計  | 200     | —       | —       | —       | —        |

### 【基準 5 の自己評価】

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は小規模校であるが、学長のガバナンスが確立していて、そのリーダーシップが取りやすい体制が整えられている。また、留学生に対応すべく外国籍教員の新規採用を図る等、学生のニーズに合わせた教員配置を進めている。

科学研究費の獲得については、令和 5 年度は科学研究費申請に関する FD 研修を実施したにも関わらず、実際の応募が 2 件のみであり、しかも 2 件共に不採用に終わった。このことから、外部資金獲得に対して消極的な姿勢であった。ところが、令和 6 年度の科研費獲得状況は、新規採用が 1 件、継続採用が 4 件であり、令和 7 年度（申請時期は令和 6 年

度中)の申請者は5名となった。特に本年度は基盤研究(A)に採択され、本学にとって大きな実績となった。この点については、令和5年度から改善が見られたと言える。

学内における研究助成については、令和6年度より身延山大学研究報奨費が支給されるようになり、専任教員が受給した。また、学部出版助成金についても、令和6年度に申請があった。この点については、令和5年度から改善が見られたと言える。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

科研費や学内の研究助成以外の外部研究資金獲得については、現在2件に留まっており、依然として消極的である。また学内組織や事務分掌の見直しについては学外からの意見を参考に進めていく必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和7年度は各種助成金申請に多くの教員が応募し、採用となるように、教職協働体制を組織していく。また、令和6年度に新たに研究奨励費を設けて教員の研究意欲を高めたが、さらに踏み込んだ教員評価の仕組みを取り入れ、研究費配分の公平性を保っていくことを計画している。

## **基準 6. 経営・管理と財務**

### **6-1. 経営の規律と誠実性**

#### **6-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

#### **6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮**

(1) 6-1の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### **6-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

本学の設置母体である身延山学園は、寄附行為第3条に掲げる目標として、「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法の定めるところにより、立正主義に基づく教育を行う学校を設置することを目的とする」としている。なお、本学園は本学の象徴として総裁を設けることを定め、経営母体である身延山久遠寺法主が就任している。

法人の最高意思決定機関として寄附行為第3章において理事会を設置し、理事長が法人を代表し業務を総理している。理事会の中から学校法人身延山学園寄附行為の運営に関する内規を定め常勤理事会を設置し、突発的事項に柔軟に対応できる体制を整え、常勤理事会での決定事項は後日開催の理事会において正式な承認を得て効力を発している。さらに学校法人身延山学園専務理事職に関する内規を定め、理事の内、1名を専務理事に任じ、理事長に事故あるときは、専務理事がその職務を代理し、またはその職務を行うことを定めた。なお、諮問機関として寄附行為第4章により評議員会を設置している。

教育活動等の状況の公表について学校法人法施行規則第172条の2に基づき、毎年度本学HPに財務状況・3つのポリシー・教育研究活動等の状況等を公表している。また、学校教育法の一部を改正する法律(令和元年法律第11号)の公布に伴い、財産目録、貸借対照

表、事業報告書及び業務監査等を本学 HP で公表した。本学園は教育基本法、学校教育法及び私立学校法等関係法律を遵守し、同法の趣旨に従い堅実に運営されている。

また、建学の精神を尊重した教育を施すことにより、私立学校としての自主性を確立すると共に、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や諸規程を構築して、高等教育機関として社会の要請に応え得る経営を行っている。

## **6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮**

### **6-1-②-i 環境保全への配慮**

節電対策として、学内照明機器を LED に交換すると共に、毎年クールビズ及びウォームビズを実施している。また、定期的に古紙回収、廃棄物の撤去も行い環境保全を実施している。

### **6-1-②-ii 人権への配慮**

本学園は学校法人身延山学園教職員就業規則、身延山大学就業規則教員特則、学校法人身延山学園ハラスメント防止等に関する規程、学校法人身延山学園育児休業、育児短時間勤務等に関する規程、学校法人身延山学園介護休業、介護短時間勤務等に関する規程、身延山学園障害者学生・生徒の支援に関する宣言等の諸規程を定め、また、「No！ハラスメント ハラスメント防止のために 相談の手引き」を配布、公表する等、労働条件の保護とハラスメント防止に取り組んでいる。

さらにハラスメント防止について、全教職員に対しては例年辞令交付式の理事長挨拶で、ハラスメント防止の徹底を図っている。学生に対しては新入生対象ガイダンスにおいて、ハラスメント防止のリーフレット「No！ハラスメント ハラスメント防止のために 相談の手引き」を配布し、「学生生活の手引き」及び本学 HP にセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の各種ハラスメントに対応する学内相談員による学生相談を実施していることを公表し、ハラスメントに対する啓発と防止を実施している。また、相談員からの報告を受けてハラスメント防止対策委員会が当事者から聞き取り調査を行い、ハラスメント行為防止に向けて取り組んでいる。

### **6-1-②-iii 安全への配慮**

学内外からの寄附金及び文部科学省の平成 26 年度私立学校施設整備費補助金、私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費）を得て、平成 27 年度に大学本館全体の耐震補強工事を実施した。学校法人身延山学園防火・防災管理規程を定めて学内の防災に努めると共に、学生を対象とした「身延山大学防災マニュアル」を作成し、本学 HP で公表すると共に、「大地震対応防災パンフレット」を作成し、年度当初に学生に配布している。学内年間行事の一環として学生を対象とした避難訓練を実施し、地元消防署に協力を仰いで初期消火訓練及び AED を使用した緊急蘇生訓練を開催している。また、大学本館 1 階に AED を 1 台設置し、使用できるようにしている。自然災害等大学全体に関わる困難な状況が発生した場合には、Gmail を利用して全教職員・学生に一斉送信している。

教職員・学生を問わず学内個人情報保護のため学校法人身延山学園個人情報の保護

に関する規程を整備すると共に、身延山学園個人情報保護方針について策定し学生に対して「履修の手引き」掲載及び本学 HP で公表して個人情報保護の周知を実施している。

学内危機管理、海外派遣及び留学生受け入れについては「海外派遣及び留学生受け入れに関する危機管理対応マニュアル」を作成し運用すると共に、附属図書館でも図書館用の危機管理マニュアルを作成し（「身延山大学防災マニュアル」に収録）、避難経路図を館内に掲示すると共に、大学で実施している避難訓練に図書館でも参加している。なお、本学は身延町と提携して災害時避難場所に指定されている。

新型コロナウイルス感染症防止策が令和 5 年 5 月に 5 類感染症に移行したことを受け、本学では令和 7 年度の当初予定より感染対策に十分に考慮し、講義や各種会合、講演会等の学内諸行事において対面での実施をしながら日程や開催方法等の変更を視野に入れ、学内の感染症防止を図ると共に、学内各所に設置している手指のアルコール消毒を入室者への推奨に変更した。

## **6-2. 理事会の機能**

### **6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性**

#### **6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力**

##### **(1) 6-2 の自己判定**

「基準項目 6-2 を満たしている。」

##### **(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

### **6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性**

理事会は寄附行為第 3 章によって定められ、明確に最終的な意思決定機関と位置付けられている。

理事会は（1）財産管理に関する事項（2）予算及び決算（3）寄附行為の変更（4）学校の学則変更（5）学校の長の任免に関する事項（6）法人の合併（7）その他法人の業務に関する一切の事項等、法人及び大学、高校に関する重要事項が審議される。理事会の構成は寄附行為第 6 条及び第 7 条で、理事の任期については寄附行為第 10 条に定め、理事の中で宗教法人身延山久遠寺執事の内より 1 名を専務理事に選任し、理事長の職を補佐している。また、法人の経営及び教学方針に則り、法人の運営を迅速かつ適切に行うため、常勤理事会を設置している。理事会の意思決定に問題は無く適切に運営され、常勤理事会は適正に運用され、令和 6 年度は寄附行為第 17 条により理事会を 3 回、寄附行為運営内規第 3 条により常勤理事会を 3 回開催している。

### **6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力**

使命・目的の実現に向けて中・長期計画を策定すると共に、教学部門においては教授会（令和 6 年度は定例 11 回・臨時 11 回）を開催し、経営部門においては法人の意思決定機関である理事会（令和 6 年度は年 3 回）、常勤理事会（令和 6 年度は年 4 回）と諮問機関である評議員会（令和 6 年度は年 3 回）を定期的に行いお互いに連携を保ちながら運営している。

また、本学園の経営全般に関する事項を審議し、理事長及び評議員会議長より諮問され

る機関として学校法人身延山学園経営戦略委員会を設置し、本学園の経営に対する理事長の業務に資すると共に、これらの教学・経営両組織はお互いに連携し、事業計画を策定し、業務を着実に遂行している。

### **6-3. 管理運営の円滑化と相互チェック機能**

#### **6-3-① 法人の意思決定の円滑**

#### **6-3-② 評議員会と監事のチェック機能**

##### **(1) 6-3 の自己判定**

「基準項目 6-3 を満たしている。」

##### **(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **6-3-① 法人の意思決定の円滑**

##### **6-3-①-i 理事会への学長、副学長、学部長の出席**

学校法人の業務を決する理事会には大学から学長、副学長、学部長の 3 名の教学担当理事が出席する。学長、副学長、学部長は、大学を代表して理事会に学則等の規程の改正や教員人事等を上申し、教授会での審議事項や検討事項について報告を行い、大学と理事会との情報の共有を図っている。

##### **6-3-①-ii 教授会への事務局長の陪席**

教授会には、毎回法人から専務理事、事務局長及び監事が陪席し、教授会への意見具申を行い、法人の現況、現在の取り組み、今後の方針について報告すると共に教授会の意向を法人へ直接伝える体制となっている。

##### **6-3-①-iii 大学の事務部門とのコミュニケーション**

大学内の各種委員会にはそれぞれに事務職員が委員として参画することにより、大学教員と事務職員のコミュニケーションを図りつつ、委員会を運営している。

かつ事務職員同士は毎週金曜日に朝礼を実施し、情報の共有を図っている。

##### **6-3-①-iv 経営戦略委員会でのコミュニケーション**

学長、副学長、学部長、校長、専務理事、事務局長、監事 2 名で構成する経営戦略委員会（兼常勤理事会）を開催している。各部門の現状や課題等を検討することで、全学的なコミュニケーションが図られ、意思決定の円滑化に資している。

##### **6-3-①-v 教員からの提案のくみ上げ**

「日蓮学専攻」「文学・芸術専攻」「福祉学専攻」ごとに専攻会議が開催され、その席で出された教員からの意見・提案等は案件ごとに教授会、常勤理事会、理事会にあげられていく。また、各委員会から教授会に提案し、議決後、常勤理事会、理事会にあげられていく。

##### **6-3-①-vi 職員からの提案のくみ上げ**

毎月第 2 金曜日に室長・事務長会議が開催され、その席で出された職員からの意見・提

案等は案件ごとに教授会、常勤理事会、理事会にあげられていく。

### 6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

理事会、評議員会の全てに監事が出席し、業務執行状況の適否を判断している。また、理事会、評議員会へは大学側から学長、副学長及び学部長の教学担当理事が出席し、教授会へは法人から、専務理事、事務局長が財政担当理事として、また、監事も陪席し、各管理運営機関が情報を共有し、相互チェックを果たせる体制となっている。監事の選考に関しては寄附行為第9条において2名を選任し、寄附行為第21条に職務を定め、私立学校法に基づき業務監査、財務状況、教学監査を行い、監査報告書を作成の上、理事会、評議員会に報告している。

評議員会は、学校法人の運営に関する重要事項についての諮問機関であり、寄附行為第35条により法人業務、財産及び収支の状況並びに役員の業務執行の状況について、役員に対し意見を述べもしくはその諮問に答えている。評議員の組織は寄附行為第24条に、評議員の任期は寄附行為第26条に定めている。評議員会は適正に運用され、令和6年度は寄附行為第30条により評議員会を3回開催している。

## 6-4. 財務基盤と収支

### 6-4-① 財務運営の確立

### 6-4-② 収支バランスの確保

### 6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

#### (1) 6-4の自己判定

「基準項目6-4を満たしている。」

#### (2) 6-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-4-① 財務運営の確立

#### 資料 6-4-①-A 本学の収入の特徴

（単位 千円）

|              | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和6年度   |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 学生納付金        | 57,936  | 62,777  | 56,235  | 52,677  | 63,766  |
| （対事業活動収入比率％） | 23.5    | 25.8    | 22.2    | 19.2    | 27.8    |
| 寄附金          | 113,752 | 110,992 | 126,063 | 119,846 | 108,778 |
| （対事業活動収入比率％） | 46.1    | 45.7    | 49.9    | 43.6    | 47.6    |
| 補助金          | 57,550  | 56,277  | 59,319  | 52,047  | 44,623  |
| （対事業活動収入比率％） | 23.3    | 23.2    | 23.5    | 18.9    | 19.5    |
| 事業活動収入       | 246,822 | 242,916 | 252,746 | 274,643 | 228,589 |
| 学生数（名）       | 72      | 77      | 70      | 69      | 77      |

資料 6-4-①-B 本学の収入の特徴（令和 6 年度）

（単位 千円）

| 学生納付金  | 寄附金     | 補助金    | 事業活動収入  |
|--------|---------|--------|---------|
| 63,766 | 108,778 | 44,623 | 228,589 |

（1）高い寄附金比率

本学園の設立母体は日蓮宗総本山である（宗）身延山久遠寺（以下、「本山」という。）である。

本学は多くの日蓮宗僧侶を輩出し、本山をはじめとする全国の日蓮宗寺院に送ってきた。これに対し本山では、本院寮生への授業料の全額援助、学園には多額の寄附金を経常的に援助し続けている。また、支援母体である日蓮宗宗務院も本山と同様に、学生には奨学金を、学園には多額の寄附金を援助し続けている。さらに日蓮宗寺院・同檀信徒・学園 OB からの援助も大きく、宗門をあげて本学園のバックアップが継続されている。また、例年の資金援助以外にも資金需要が発生した際には、たとえば平成 7 年度 3 年制の短期大学から 4 年制に改組転換の際には、本山から 10 億円の寄附金（平成 6 年度～13 年度）を、平成 17 年度仏教福祉学科（平成 22 年からは「福祉学科」）設立の際には本山からは通常の寄附金に 7,000 万円を増額、檀信徒等から公益増進資金として 2 億 5,000 万円の寄附金（平成 16 年度～20 年度）を受けてきた。さらに平成 26 年度～令和元年度には、身延山大学本館耐震改修工事の寄附金として、本山、日蓮宗宗務院、日蓮宗寺院・同檀信徒・学園 OB 等から 3 億 400 万円の寄附金を受けており、本学が日蓮宗の教学研究を担う機関として広く認められていることを示すものである。

このように、本学は、通常の経常資金だけでなく、その都度、本山、日蓮宗宗務院・日蓮宗各寺院及び檀信徒等から寄附金により支援・協力を受けており、資料 6-4-①-A からわかるように比率が令和 6 年度実績 47.6%と高いことが本学園の特徴となっている。

（2）学生納付金、補助金

学生納付金比率は全体の 27.8%、寄附金比率は全体の 47.6%、補助金比率は全体の 19.5%、この 3 種によって本学の財政基盤は支えられている。

6-4-② 収支バランスの確保

6-4-②-i 収入の多様化（外部資金の獲得）

6-4-① 財務運営の確立において述べた寄附金、学生納付金以外の収入項目である外部資金（科研費、資産運用収入、事業収入等）の獲得実績は下記のとおりである。

## 資料 6-4-②- i -A 科研費獲得状況

## ア. 新規獲得状況

(金額単位 千円)

|      | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 申請件数 | 1 件     | 5 件     | 3 件     | 2 件     | 5 件     |
| 採択件数 | 1 件     | 3 件     | 1 件     | 1 件     | 1 件     |
| 補助金額 | 800     | 3,800   | 1,000   | 800     | 1,100   |

## イ. 継続課題獲得状況

(金額単位 千円)

|      | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 採択件数 | 1 件     | 1 件     | 4 件     | 5 件     | 3 件     |
| 補助金額 | 900     | 200     | 3,000   | 2,950   | 1,800   |

## ウ. 共同研究者での獲得状況

(金額単位 千円)

|           | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 三重大学      | 750     | 700     | 530     | 500     | 500     |
| 国立歴史民俗博物館 | 0       | 100     | 200     | 200     | 20      |
| 明治大学      | 0       | 400     | 300     | 300     | 280     |

科研費の申請件数、獲得状況は多くはないが、毎年安定的に獲得し、財務基盤の確立に寄与している。

## 資料 6-4-②- i -B 身延山久遠寺以外の主な助成金

(金額単位 千円)

|        | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 日蓮宗宗務院 | 23,000  | 20,500  | 20,500  | 20,500  | 20,500  |

## 資料 6-4-②- i -C ラオス世界遺産修復プロジェクトへの補助金

(金額単位 千円)

|        | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 太田慈光会  | 600     | 600     | 600     | 600     | 600     |
| 日蓮宗宗務院 | 500     | 500     | 500     | 500     | 500     |
| 仏教伝道協会 | 800     | -       | 800     | -       | -       |

## 資料 6-4-②-i-D 事業収入等

(金額単位 千円)

|         | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 補助活動収入  | 3,025   | 2,461   | 2,438   | 2,945   | 3,129   |
| 受託事務収入  | 87      | 93      | 93      | 99      | 81      |
| 施設設備利用料 | 4,418   | 4,568   | 4,609   | 4,916   | 4,940   |
| 雑収入     | 1,967   | 2,758   | 3,038   | 3,422   | 2,058   |
| 計       | 9,497   | 9,880   | 10,178  | 11,382  | 10,208  |

## 資料 6-4-②-i-E 受取利息・配当金収入（学園全体）

(金額単位 千円)

|      | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 配当金他 | 9,802   | 5,944   | 9,769   | 10,577  | 6,417   |

令和 6 年度も前年度に引き続き、教育振興資金等の寄附金募集を行っており、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保を目指している。

## 6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

本学では、中・長期計画（令和 6 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日）を策定し、年度ごとに、この計画・数値等を検証、補正しながら事業計画、予算計画を行っている。

過去 5 年の事業執行状況、財務データを基礎として、計画期間における執行案件を計画し、本学の使命、目的、今後発生が見込まれる諸要因等を考慮しつつ、計画を精査し、予算の積算を行っている。

また、計画案は、常勤理事会で総合的な検討を行い、評議員会、理事会の議を経て決定されている。

## 6-5. 会計

## 6-5-① 会計処理の適正な実施

## 6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

## (1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

## (2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 6-5-① 会計処理の適正な実施

## 6-5-①-i 会計処理の方法

会計処理は、学校法人会計基準及び学校法人身延山学園経理規程（以下、「経理規程」という。）に則り、適正に実施している。予算案作成について、各部署で原案作成し、それを基に理事・事務局長・経理担当職員等がヒアリングを実施し、調整を経た後に法人に提出し、評議員会・理事会の承認を得て成立する。予算の執行は、基本的には責任者→所属長

→経理担当者→事務局長の承認を得た後、経理担当者により行われ、予算残額の管理は各部署及び経理担当者で行っている。日本私立大学協会等の研修会には随時担当者が参加し、会計知識の向上に努めると共に、会計処理上の疑問や判断が困難なものは、公認会計士等に質問・相談し、回答・指導を受けて対応・処理している。

#### 6-5-①-ii 予算の補正

補正予算について経理規程第 61 条に定め、その編成は、基本的に翌期の当初予算案の策定と同一時期に行い、評議員会・理事会の決済を受けている。令和 5 年度の補正予算については、例年と同様、令和 7 年 3 月に開催された評議員会と理事会で決議された。

#### 6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### 6-5-②-i 公認会計士による監査

私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく公認会計士による会計監査を毎年滞りなく実施している。当学園における公認会計士による監査は経理規程第 71 条以下で定め、令和 6 年度は 3 人の公認会計士及びその補助員 1 名によって年間で 6 日間にわたり行われ、各種元帳及び各種帳票類の照合、計算書類の照合等が行われた。

##### 6-5-②-ii 監事の監査

当学園の監事による監査は、寄附行為第 9 条、身延山学園監査規程第 3 条及び経理規程第 72 条に基づき 2 人の監事で実施されている。その対象項目は、財務状況、業務状況と、理事の執行状況、教学監査等である。監事による監査報告は毎年 5 月に開催される理事会、評議員会へ監査報告書を提出の上、監査方針等を含めて意見を具申している。

#### 【基準 6 の自己評価】

##### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

経営の規律と誠実性、理事会の機能、管理運営の円滑化とチェック機能について、理事会・常勤理事会（兼経営戦略委員会）・評議員会は常に連携を保って運営され、さらに監査を確実に実施している。6-3-①に示したとおり、小規模校である強みを生かし、各部署・各種委員会は、互いに効率的に結びついており、組織内または組織間のコミュニケーションが充分かつ有効に機能している。

また財務面では、6-4-①・6-4-②に示したとおり、中・長期計画に基づく健全なる予算執行体制を確立し、科学研究費補助金やラオス世界遺産修復プロジェクトへの補助金をはじめとする、外部資金獲得に向けた活動がなされている。本学は日蓮宗の教学研究を担う機関として広く認められており、設立母体である身延山久遠寺、さらに日蓮宗寺院・同檀信徒・学園 OB から多大な大きな助成を受けている。宗門をあげての本学へのバックアップ体制は本学の大きな特徴といえる。

##### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 7 年 4 月 1 日施行の私立学校法の一部改正施行の際に、存在している理事・監事・評議員の任期の確認、改正後の資格や構成の検討、理事と評議員の兼職者については、令和 7 年度の定時評議員会終結を境に、「必須」から「禁止」に変わるため、兼職者の兼職を

解消する必要がある。また、学校法人は会計監査人の設置が義務となるため適切な選任しなければならない等、令和 6 年度中に寄附行為の整備を図る必要がある。

財務面では、安定的な大学財政の基盤となる学納金収入の増加（＝学生数の確保）が求められることはいうまでもなく、より幅の広い寄付金の開拓をする必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

身延山久遠寺・日蓮宗宗務院とは、今後もなお一層の関係強化を図る一方で、会社法人、同窓生、個人の寄付金の開拓、また寄付金受け入れ方法の多様性（クレジットカードでのカード決済及びコンビニエンスストアにおける払込等）を具体的に検討している。

学納金収入の増加のための学生数の確保については、アドミッション・広報部門を中心に、全学をあげての広報活動、従来の広報活動の他に SNS の更なる活用、またリスキリングを望む社会人編入生や留学生の確保等に注力していく。

令和 7 年 4 月 1 日施行の私立学校法の一部改正に伴う寄附行為の変更手続きについては、令和 6 年 11 月 20 日開催の理事会及び評議員会にて審議承認され、文部科学省へ令和 6 年 12 月 2 日に認可申請、その後令和 7 年 3 月 26 日付けで寄附行為認可された。

#### IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 社会貢献

##### A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

##### A-1-① 国際貢献

##### A-1-② 地域貢献

##### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 国際貢献

本学の国際貢献は、主として身延山大学国際日蓮学研究所（以下、「国際日蓮学研究所」という。）で実施している。

国際日蓮学研究所は、平成 29 年身延山大学改組に伴い、研究所名を「身延山大学東洋文化研究所」より「身延山大学国際日蓮学研究所」と名称変更し、本年度で 8 年目となる。国際日蓮学研究所は身延山大学の建学の精神である日蓮聖人の立正安国の精神を根幹として、日蓮学及び仏教学等に関する調査研究を行い、学術の進歩発展に寄与することを目的とし、主たる活動として定期刊行物発刊・例会開催・研究所間学術交流、そして国際交流事業としてラオス世界遺産修復事業を行っている。令和 6 年度は総計 3 回の所員会議を開催した（令和 6 年 4 月 24 日、10 月 23 日、12 月 18 日）。

まず、定期刊行物発刊として、本年度は『日蓮学』（機関誌刊行）第 8 号、『法華経研究叢書』第 3 巻を刊行した。『日蓮学』は、国際日蓮学研究所の構成員である顧問・所長・主任・副主任・所員・客員所員・研究員・研究生のみならず、広く日蓮学研究の成果を国内

外に公表するものとなっている。また『法華経研究叢書』は『法華経』研究の拠点としての役目を担うべく、日本の他大学や各研究機関のみならず、広く海外にも寄贈し、現在では国際日蓮学研究所を代表する刊行物となっている。特に令和6年度は、福士慈稔博士追悼論文集『東アジアにおける法華天台仏教の研究』として、斯界をリードする32名の研究者による最新の研究成果を公表した。令和7年度は『日蓮学』第9号刊行に加え『身延山資料叢書』の第11巻を刊行予定である。

続いて例会開催として、本年度は国際日蓮学研究所のJonathan Alan Silk 客員所員（オランダ・ライデン大学教授）が講師となり「ヨーロッパとアメリカにおける仏教研究について」と題して令和6年度国際日蓮学研究所例会（令和6年7月31日（水）午前8時50分～10時20分）を開催した。昨年度に引き続き、身延山大学学生の聴講が許可され、国際日蓮学研究所研究員の研究内容を広く還元した。

また研究所間学術交流として、現在、大韓民国東国大学校仏教文化研究院及び大韓民国金剛大学校仏教文化研究所、大韓民国高麗大蔵経研究所と学術交流を行っている。また国内においては立正佼成会中央学術研究所と身延山大学国際日蓮学研究所間の学術提携協定締結に向けて、協定書内容の最終確認を行い、双方で内容合意に至った時点で、両所長が署名して学術提携を締結する方向で進んでいる。さらに令和7年3月3日から8日間、岡田文弘・塩田宝澍両国際日蓮学研究所副主任がハーバード大学を訪問し、Reischauer Institute of Japanese Studiesの阿部龍一教授、Divinity SchoolのCharles Hallisey 上級講師、Department of South Asian Studies Associateの目片祥子客員研究員と面会し、ハーバード大学における仏教研究や関連研究施設・機関の現状を把握すると共に、事業における新たな受け入れ先確保の一助とした。また、現地で開催されるシンポジウムHarvard Buddhist Studies Forumに参加してハーバード大学所属の仏教学研究者と学術交流を行った。

さらに国際交流事業のラオス世界遺産修復事業として、令和6年度の本プロジェクト現地活動は、令和7年2月12日（水）～16日（日）の日程で、ラオス人民民主共和国において、ラオス国内全寺院（約1700ヶ寺）の仏像調査にかかる予備調査を実施した。内容はヴィエンチャン特別市全496ヶ寺中、サイタニー郡60ヶ寺を対象とした予備調査で、「仏像基本台帳」制作のために仏像選別作業を行った。これをうけて、令和6年度の本仏像修復事業を令和7年2月17日（月）～3月9日（日）の日程でラオス・ヴィエンチャン特別市、同ルアンパバーン県世界遺産地域において実施した。内容は、継続事業である（1）仏像修復及び修復技術者育成、（2）仏像現況調査、（3）仏像三次元測定調査、並びに（4）ヴィエンチャン特別市寺院調査及び仏像基本台帳作成である。また本プロジェクトの事業内容及び本学仏像制作修復室における活動内容等を広く公表するための広報誌『のみおと』第8号を刊行した。

その他、日蓮宗宗務院、立正大学、身延山大学の三者合同首唱のもと、現在に至るまで毎年、三者（日蓮宗宗務院、身延山大学、立正大学仏教学部）が順番に担当し日蓮宗教学研究発表大会を開催している。本年度は令和6年11月8日（金）～9日（土）、第76回日蓮宗教学研究発表大会が本学を開催校として行われた。国際日蓮学研究所関係者も多く参加し、日々の研究成果の一端を発表した。大会1日目午後の部では、望月海慧国際日蓮学研究所所員（身延山大学長）・寺尾英智国際日蓮学研究所客員所員（立正大学長）を講師と

して、それぞれ「内陸アジアにおける『法華経』『日蓮聖人註画讃』の諸本再考」と題して記念講演を開催した。本学を開催校とした対面での開催は7年ぶりで、授賞式・懇親会も実施され、発表者・参加者たちによる交流も行われた。

## A-1-② 地域貢献

### A-1-②-i 大学コンソーシアムやまなし

平成18年9月、山梨高等教育機関連絡協議会を基盤として県内12大学が参加し、特定非営利活動法人大学コンソーシアムやまなし（以下、「大学コンソーシアムやまなし」という）が設置された。大学コンソーシアムやまなしは、当時の理事長貫井英明山梨大学長が「大学全入時代を迎えて厳しい状況下、一大学で特色づくりを行うのではなく、各大学が特色を出し合い、厳しい状況を勝ち抜くと共に学生たちが成長するような環境をつくり、併せて地域貢献にもつなげたい」と述べているように、多様化する学生ニーズに対応した多様な受講機会を提供し、また各大学に共通する科目を一元的に提供することにより、スケールメリットを活かしたコスト縮減を実現することを目指している。かつ山梨県内の大学、短期大学及び地域社会に対して大学間相互の連携による多様な交流機会の提供、教育・研究の相互補完・向上と成果の還元、全国への情報発信に関する事業を行い、大学及び短期大学の特色ある発展を支援し、地域の活力向上と地域経済の活性化に寄与することを目的として設立された。本学も設立年次より加盟し、大学コンソーシアムやまなし全体の取り組みと各事業に参画している。

令和6年度は、12月7日に開催された大学コンソーシアムやまなし主催留学生スピーチコンテストにおいて、ジル・エマ・ストロースマン特任講師が審査員を務めると共に、留学生1名が参加し、3位入賞を果たした。また、大学コンソーシアムやまなし単位互換事業における特別聴講学生1名の受講者があった。

### A-1-②-ii 公開講座

本学の生涯学習事業は平成7年度の開学時より、地域の人々に親しまれる開かれた大学を目指し、地元住民に対する生涯学習の場として、学内外の会場で公開講座を実施してきた。身延町総合文化会館を会場に身延公開講座、甲府市を会場に甲府公開講座といった講座を展開し、共に県民により高度な学習の機会を提供するため、本学の建学の精神に基づいた公開講座を開催している。

令和6年度に社会連携委員会が主催した講座は下記のとおりである。

これまで大学コンソーシアムやまなしより補助金を交付され実施してきた県民コミュニティカレッジ講座に代わる生涯学習事業を、山梨県生涯学習課との連携のもと、キャンパスネットやまなし連携講座として甲府公開講座を開催している。

令和6年度は「日蓮聖人と身延山」を総合テーマに甲府市遠光寺において全3回の講座を開催した。

身延公開講座は身延町より補助金を交付され、身延町教育委員会との共催で開催している。令和6年度は「伝統技術と社会貢献～現代に必要とされるには～」を総合テーマに身延町総合文化会館において全3回の講座を開催した。

甲府公開講座は延べ38人、身延公開講座は延べ51名が受講し、内容については共に概

ね好評であった。

資料 特記事項 A-1-②-A 甲府公開講座

| 令和 6 年度 |          | 総合テーマ：日蓮聖人と身延山      |      |
|---------|----------|---------------------|------|
| 回数      | 日程       | 演題                  | 講師   |
| 第 1 回   | 6 月 22 日 | 棲神の地 身延山～遠く将来を見据えて～ | 桑名法晃 |
| 第 2 回   | 6 月 29 日 | 日蓮聖人がつむぐ『法華経』の物語    | 岡田文弘 |
| 第 3 回   | 7 月 6 日  | 日蓮聖人 最後の旅           | 木村中一 |

資料 特記事項 A-1-②-B 身延公開講座

| 令和 6 年度 |          | 総合テーマ：伝統技術と社会貢献～現代に必要とされるには～ |      |
|---------|----------|------------------------------|------|
| 回数      | 日程       | 演題                           | 講師   |
| 第 1 回   | 1 月 11 日 | 後世に受け継ぐための仏像修復               | 永利郁乃 |
| 第 2 回   | 1 月 18 日 | 世界遺産の修復-ラオス国ルアンパバン地域-        | 鈴木義孝 |
| 第 3 回   | 1 月 25 日 | 仏像制作のデジタル技術活用                | 岡村達人 |

なお、令和 7 年度甲府公開講座は、今回の身延公開講座と同じ総合テーマとし、同一講師を中心に全 3 回開講する予定である。

公開講演会は毎年本学教員より外部講師の推薦を受けて実施し、令和 6 年度は 11 月 19 日に身延山大学 210 教室を会場で実施した。公開講演会は例年一般公開しているが、今回は全聴講者 28 名であった。

資料 特記事項 A-1-②-C 公開講演会

| 日程        | 演題            | 講師                |
|-----------|---------------|-------------------|
| 11 月 19 日 | 17 世紀我が国の出版文化 | 岡雅彦（国文学研究資料館名誉教授） |

A-1-②-iii 高大連携事業

4-1-②-vi 高大連携授業の単位認定でも記したとおり、本学では、同一法人設置の身延山高等学校と連携して、平成 15 年度より高大連携事業を実施している。

また、山梨県立身延高等学校との間で高大連携事業を開催しており、令和 6 年度は年 3 回（会場は本学が 1 回、身延高等学校が 2 回）講義と実習を行い、15 名が受講した。

資料 特記事項 A-1-②-D 高大連携授業 生活と福祉に関する講義と実習（山梨県立身延高等学校）

| 回数    | 日程        | 会場（内容）                                     | 講師     |
|-------|-----------|--------------------------------------------|--------|
| 第 1 回 | 9 月 19 日  | 山梨県立身延高等学校（講義「認知症の人と関わるために～認知症サポーター養成講座～」） | 中野宏子   |
| 第 2 回 | 10 月 3 日  | 山梨県立身延高等学校（講義 介護の技術）                       | 佐々木さち子 |
| 第 3 回 | 10 月 24 日 | 身延山大学（実習「衣服の着脱の介護」「移動・移乗の介護」）              | 佐々木さち子 |

A-1-②-iv 通信講座（身延山大学通信講座）

本学通信講座は生涯学習講座の一環として、時間的余裕のない方や、遠方に在住のため本学に通学できない方等、社会人を対象に広く仏教及び日蓮宗について学び、社会人としての教養を高めて欲しいとの観点から、平成 15 年 10 月より実施している。

通信講座は、入門編と中級編にわかれている。入門編は①釈尊から大乘仏教まで②法華経と天台の教え③日蓮聖人の教えと歴史の 3 コースを開設している。また、中級編は①釈尊の教え②天台宗の教え③日蓮宗の歴史の 3 コースを開設している。入門編・中級編共に各 6 回のレポート提出が課されており、受講期間は半年間だが、さらに半年間の受講期間延長が可能となっている。独自にテキストを作成し（『仏教の教え－釈尊と日蓮聖人』日蓮宗テキスト編集委員会 [編]）、受講者によりわかりやすく仏教（日蓮宗）について学んでもらうために改定を加え、添削担当者も本学専任教員が専門分野の添削にあたっている。レポート提出から返送に至るプロセスは、レポートの受理日を記載→担当者が添削後、事務担当に返却（添削期間は 2 週間以内）→添削日を記載→レポートのコピーを大学で保存→レポートを受講者に返送。レポート提出時にはレポート提出カードを添付し（受講者はコメントがある場合は記入）、質問がある受講生は質問カードに質問事項を記入し、レポート提出時に同封すると担当者が返答をし、関係資料があれば送付し、学習のサポートを行っている。また、6 回の添削が修了した受講者には修了証を送付し、未修了の受講者には受講期間終了後ハガキを送付し、受講期間終了の連絡をしている。また、受講半年を経過した時点で、レポート提出が 1 度もない受講者には、レポート提出を促しつつ、再度受講期間を記した書面を送付して、受講への啓発を行っている。

A-1-②-v 児童館活動

身延山大学は平成 24 年度から身延町子育て支援課の依頼を受け、身延児童館における子育て支援イベント活動「おにいさん・おねえさんと遊ぼう！」を行っている。この活動は、地域の乳幼児とその親を対象とし、令和 6 年 12 月現在、合計 33 回の活動を実施した。福祉学を学ぶ学生を中心に行われ、令和 6 年度の参加合計は 38 名であった。

コロナ感染症が 5 類に移行されたものの、感染対策は引き続き留意して行った。また、地域の保育施設の子育て支援活動の充実に伴って、参加する乳幼児が 0～2 歳児と低年齢化したため、発達に合った活動内容を企画した。

1 回の活動時間は 90 分で、イベントの具体的な活動内容は下記のとおりである

資料 特記事項 A-1-②-F 令和6年度子育て支援イベント「おにいさん・おねえさんとあそぼう！」開催記録

| 回 | 日 時                       | 内 容                                                                                                  | 対象者   | 参加人数                  | 学生数              |
|---|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------|------------------|
| 1 | 5月21日<br>10:30～<br>11:30  | ・パペット歌あそび(ぞうさんの帽子)<br>・造形遊び(紙皿シーソー)<br>・親子ふれあい歌あそび「あなたのお名前」、「糸まき」)<br>・風船あそび、パラバルーン<br>・大型絵本「だるまさんの」 | 乳幼児と親 | 子ども<br>6名<br>大人<br>6名 | 8名               |
| 2 | 12月16日<br>10:30～<br>11:30 | ・パペット歌あそび(黄色い風船)<br>・親子ふれあい歌あそび(『ソリに乗って揺られてる』)<br>・風船あそび「そり」「とどくかな」<br>・造形遊び(スノードーム)                 | 乳幼児と親 | 子ども<br>8名<br>大人<br>7名 | 2名<br>(TA<br>1名) |

学生にとって児童館活動は、学内での学修を実践知へと高める活動として、すなわち AL として位置づけられる。学生は子育て支援の科目を中心に、地域福祉等の福祉科目を包括的に学び、児童館での実践を通して授業のねらいを達成することになる。

児童館活動での学修と実践の繰り返しは、学生にとって学修に対する積極性や主体性を生み、結果として活動内容の充実を生じさせている。内容の充実によって、第1回は6組、第2回は定員の7組の参加があり、多数の参加者が集う活動となった。

A-1-②-vi 身延山大学附属図書館における諸活動

附属図書館では、平成14年度より身延山宝物館と共同で展覧会を開催し、仏教や地域にテーマを設けた展示を実施している。令和6年度は「身延山の神々」を共通テーマとして設定し、附属図書館では「守護神信仰のかたち」をサブテーマとして取り上げることになり、図書館内にて展示を実施した。また、例年展覧会に合わせて特別講演会を開催、令和6年度は望月真澄特任教授を講師として実施した。

資料 特記事項 A-1-②-G 令和6年度身延山大学附属図書館・身延山宝物館合同企画展特別講演会

| 日時                   | 演題           | 講師           | 受講者 |
|----------------------|--------------|--------------|-----|
| 6月30日<br>13:00～15:00 | 日蓮宗の守護神とその信仰 | 望月真澄（本学特任教授） | 33名 |

また、附属図書館では所蔵資料を地域に還元し、地域住民に附属図書館を開放することを目的に、平成28年度より身延山学講座を開催している。身延山学講座は年10回の開催で、本学教員が講師を担当する。令和6年度は、桑名法晃講師に依頼して「日蓮聖人の教

えとその心」をテーマに実施した。

**資料 特記事項A-1-②-H 令和6年度身延山学講座**

| 回数   | 1回   | 2回   | 3回   | 4回  | 5回   | 6回   | 7回    | 8回    | 9回   | 10回  |
|------|------|------|------|-----|------|------|-------|-------|------|------|
| 開催日  | 4/23 | 5/14 | 6/11 | 7/9 | 9/10 | 10/8 | 11/12 | 12/10 | 1/14 | 2/18 |
| 受講者数 | 25名  | 25名  | 24名  | 22名 | 21名  | 21名  | 17名   | 19名   | 17名  | 20名  |

なお、身延山学講座開催に伴う特別講演会を平成 28 年度より開催している。令和 6 年度は本学職員による講演と外部講師による写仏体験を実施した。

**資料 特記事項A-1-②-I 令和6年度身延山学講座特別講演会（第1部・第2部）**

| 日時                   | 演題         | 講師            | 受講者 |
|----------------------|------------|---------------|-----|
| 7月20日<br>10：00～11：30 | 武田信玄身延攻め再考 | 沼田晃佑（大学附属図書館） | 21名 |
| 7月20日<br>13：00～16：00 | やさしい写仏体験   | 映水（外部講師）      | 11名 |

**A-1-②-vii 講師派遣（近隣小中学校（身延町・南部町・早川町）との連携強化）**

本学教員による講師派遣（出張講座）について、令和 6 年度は 4 件の申込みを受け、実施した。また、本学 HP から講師派遣（出張講座）を直接申し込みができるよう整備した。

**資料 特記事項A-1-②-J 令和6年度講師派遣（出張講座）**

| 日時     | 演題                 | 講師   | 会場        | 参加人数 |
|--------|--------------------|------|-----------|------|
| 8月23日  | 発達障害への理解と保護者対応について | 手塚知子 | 星槎国際高等学校  | 7名   |
| 10月23日 | 絵本がつなぐ人・物・事        | 伊東久実 | 身延町立身延小学校 | 90名  |
| 10月29日 | 仏像を観る              | 鈴木義孝 | 南部町立南部中学校 | 42名  |
| 11月14日 | 命の授業 今を大切に生きる      | 田淵和子 | 星槎国際高等学校  | 100名 |

講師派遣を実施した近隣小中学校 2 校に対しては、再度訪問し、受講アンケートの回答を依頼。アンケートに基づき振り返りを行った。

さらに令和 6 年度より近隣小中学校を訪問し、出張講座を中心に大学の広報を実施した。

## 資料 特記事項 A-1-②-K 令和 6 年度講師派遣（出張講座）広報訪問日程（小中学校）

| 日付        | 校名       |
|-----------|----------|
| 6 月 12 日  | 身延町内 1 校 |
| 7 月 8 日   | 南部町内 2 校 |
| 7 月 11 日  | 南部町内 2 校 |
| 12 月 17 日 | 身延町内 3 校 |
| 12 月 20 日 | 早川町内 3 校 |

## A-1-②-viii 認知症カフェ【オレンジカフェ身延山】活動

身延山大学は平成 28 年度から地域住民が集える場所としてオレンジカフェ身延山を開設している。この活動は、当初は認知症を発症した高齢者が対象であったが、現在では老若男女問わぬ地域住民を対象とし、令和 6 年度は合計 2 回の活動を実施した。学生が主体となって活動していて、レクレーションや菓子などの飲食を行っている。福祉学を学ぶ学生を中心に行われ、新型コロナウイルス感染症のため暫く活動を自粛していたが、令和 6 年度の参加合計は 32 名であった。

1 回の活動時間は 120 分で、イベントの活動内容は下記のとおりである

## 資料 特記事項 A-1-②-L 令和 6 年度オレンジカフェ開催記録

| 回 | 日 時                            | 対象者  | 参加人数 | 教員数 | 学生数  |
|---|--------------------------------|------|------|-----|------|
| 1 | 6 月 23 日<br>13 : 30 ~ 15 : 30  | 地域住民 | 3 名  | 2 名 | 14 名 |
| 2 | 11 月 17 日<br>13 : 00 ~ 15 : 00 | 地域住民 | 5 名  | 3 名 | 5 名  |

学生にとってオレンジカフェ身延山の活動は、子育て支援イベント活動「おにいさん・おねえさんと遊ぼう！」と同様に、学内での学修を実践知へと高める活動として、すなわち AL として位置づけられる。学生は高齢者福祉の科目を中心に、地域福祉等の福祉科目を包括的に学び、オレンジカフェ身延山での実践を通して授業のねらいを達成することになる。

オレンジカフェ身延山活動での学修と実践の繰り返しは、学生にとって学修に対する積極性や主体性を生み、結果として活動内容の充実を生じさせていると共に、老若男女問わぬ地域住民との交流を発生させ、学生と学外者との貴重な出会いの場となっている。令和 6 年度は、第 1 回は 19 名、第 2 回は 13 名の参加があった。

## 【基準 A の自己評価】

## (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

国際日蓮学研究所における国際交流事業の「ラオス世界遺産修復事業」について、ラオス国内全寺院の仏像調査という形で事業拡大が図られることとなったが、ラオス人民民主共和国にとって同事業が同国の文化振興・文化保護にとって有益であるとの認識を

示していると共に本学への期待の表れであるといえる。

また、大学附属図書館の諸事業も、図書館が持っている学術資産の学外への還元として展開していて、10年以上の継続の結果として地域に図書館の存在が浸透している。

さらに、子育て支援イベント活動「おにいさん・おねえさんと遊ぼう！」やオレンジカフェ身延山など、学生が学外において地域に密接した活動を継続実施している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

「ラオス世界遺産修復事業」が事業拡大を迎え、予算確保が一層重要となっている。

また、各種講演会の参加人数の増加策を検討する必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

現在本学では外部資金獲得に向けて進めており、「ラオス世界遺産修復事業」についても令和7年度に各方面に働きかけることを計画している。

各種講座の参加人数増加について、出張講座については南巨摩郡内の小中学校への広報活動の実施や各種講座の宣伝媒体として大学 YouTube の活用等のソーシャルメディアの活用も検討する。